

- 二、工事落成したるときは本大臣に届出て完了認定を申請すへし
- 三、工費に剩餘ありたるときは第一項補助の割合に依り之を返還せしむることあるへし  
工事用材料に剩餘ありたるときは時價に換算し之を工費の剩餘と看做す
- 四、市は剩餘を生したる工費若は工事用材料を處分せむるときは其の處分方法を定め本大臣に稟何すへし
- 五、工事豫定の通進行せざるべき又は期限を過ぎ落成の見込なきもの認むるときは補助金の交付を中止し又は補助金を取消し既に交付したる補助金は之を返還せしむることあるへし
- 六、補助を爲したる上水道設備の廢止若は變更に因りて生したる不用土地、物件ありたるときは之を時價に換算し第一項補助の割合に依り補助金を返還せしむることあるへし

(別記)

補助金交付年割表

金 壹 万 圓 宛	自大正九年度毎年度交付額
金 貳 万 圓 宛	自大正十四年度毎年度交付額
金 拾 万 圓 宛	自大正十六年度毎年度交付額
計 金 貳 拾 壹 万 貳 千 圓	大正十七年度交付額

議案第八九號

本市水道工事費ニ對シ國庫ヨリ金貳拾壹万貳千圓ヲ左記年割ノ通り補助申請ヲナスモノトス

記

大正九年度	壹 万 圓
全 十年度	壹 万 圓
全 十一年度	壹 万 圓
全 十二年度	壹 万 圓
全 十三年度	壹 万 圓
全 十四年度	貳 万 圓
全 十五年度	貳 万 圓
全 十六年度	貳 万 圓
全 十七年度	拾 万 貳 千 圓
計 金	貳 拾 壹 万 貳 千 圓

沿革及理由 大正八年四月三十日上田町會ニ於テ大正九年大正十年兩年度ニ經費八拾五万圓ヲ以テ水道敷設ヲナシ國庫ヨリ二割五分(貳拾壹万貳千五百圓)補助申請ノ件ヲ議決シ全日右申請ヲナシ次テ大正八年八月十二日上田市會ニ於テ大正九年度ヨリ大正十一年度ニ至ル三ケ年繼續事業トシテ右敷設ノ件ヲ議決シ全日認可申請ヲナシタルトコロ大正九年七月十日内務省ハ長衛第九三號ヲ以テ認可アリ之ニ對スル國庫補助ニ付テハ本年十月廿九日附其筋ヨリ通牒ノ次第モアリ更ニ本案ノ通り補助申請ヲナスモノトス

大正九年十二月廿七日 全日決議

上田市長 細川吉次郎

縣の補助に關しては大正八年四月三十日の町會に於て九年、十年兩年度に工事施行の豫定にて補助申請をなすことに議

決し全日直に申請書を提出し置き更に八月十二日市會の議決を経たる關係書類を提出し九年十一月に至り左の指令を得たり

長野縣指令土甲收第三八八二號

長野縣 上田市

大正八年四月三十日附甲第四九五號申請水道敷設費縣費補助の件聞届け工費豫算額八拾五萬圓に對し金拾七萬圓を補助す

但し別紙條件の通心得へし

大正九年十一月廿四日

長野縣知事 赤星典太

上田市水道工事費補助條件

第一條 補助金ハ左ノ年割額ニ依リテ之ヲ交付ス	金壹萬六千圓
大正九年度	金貳萬五千五百圓
大正十年度	金貳萬五千五百圓
大正十一年度	金貳萬五千五百圓
大正十二年度	金貳萬五千五百圓
大正十三年度	金貳萬五千五百圓
大正十四年度	金貳萬五千五百圓
大正十五年度	金貳萬六千五百圓

計 金拾七萬圓

補助金ハ如何ナル場合ニ於テモ増額スルコトナシ

水道條例ニ定メラレタル外尙此ノ指令ニ依リ縣ノ監督ヲ受クヘシ

第二條 市ハ水道工事ノ起工月日及水道工事ノ各年度ニ於ケル工程ヲ定メ縣ノ認可ヲ受クヘシ

第三條 毎年度ニ交付スヘキ補助年度割金額ニシテ工事ノ出來形ノ十分ノ八ヨリ多キトキハ其年度ノ補助金額ヲ工事ノ出來形ノ十分ノ八ニ止メ其殘額ハ之ヲ翌年度ノ年割額ニ合算ス

第四條 水道工事落成シタルトキハ水道條例第九條ニ依リ監査ヲ了リタル日ヨリ三ヶ月以内ニ工事費ノ支拂ヲ了シ其支拂濟ノ日ヨリ三十日以内ニ各債主ノ正當領收證ヲ添付シ工費豫算明細書ヲ提出スヘシ

但正當領收證ハ縣ノ檢了ヲ爲シタル時之ヲ還付ス

第五條 工費ノ精算額ニシテ其豫算ニ對シ減額アルトキハ第一條ニ定メタル補助總金額ノ割合ニ依リ其ノ補助金ヲ減少ス

第六條 起工又ハ竣工期限ノ延期及豫定工程ノ變更ハ認可ヲ受クヘシ

第七條 工事ノ着手ヲ怠リタルトキ若ハ正當ノ理由ナクシテ工事ヲ中止シタルトキハ補助ヲ取消シ已ニ交附シタル補助金アルトキハ之ヲ還付セシムベシ

第八條 工事ノ施行緩慢ナルトキ又ハ縣ノ補助ヲ受クル年限中水道條例第八條ニ依リ改良ヲ命セラレタル工事ノ改築及修理ヲ爲サ、ルトキハ爾後ノ補助金ヲ交付セス

### 第三章 水道敷設實行準備

第一節 水道委員規程並に委員

水道敷設に關する國庫の補助を仰かんせば市制施行を先決問題とす當時市の状態を見るに既に市制を實施せらるべき内容を具備し且つ將來發展の素質を有せるか故に大正七年十一月町會の議決を経て市制施行の申請書を當局大臣に提出せしに大正八年五月一日之が實施を見るを得たり而して鐵價は漸次下落の傾向を示せるに依り水道敷設の時機に到達せるを以て同年八月五日の市會に於て水道委員規程を定め且委員の選舉をなしたり

上田市臨時水道委員規程

- 第一條 上田市水道敷設ニ關スル事務ヲ調査シ又ハ處辨スル爲臨時水道委員ヲ置ク
- 第二條 水道委員ノ定員ハ九人トシ市民中選舉權ヲ有スル者ヨリ之ヲ選舉ス
- 第三條 水道委員ノ任期ハ上水道敷設事業ノ完成マテトス但シ補欠者ハ其前任者ノ殘任期間在任ス

附則

本規程ハ議決ノ日ヨリ施行ス

臨時水道委員

成澤伍一郎
勝俣英吉郎
伊藤傳兵衛
笠原善吉
岡崎末治

九年三月十八日の市會に於て水道委員職務規程を議決す

水道委員職務規程

- 第一條 水道委員ノ調査シ又ハ處辨スベキ事務ノ概目左ノ如シ
  - 一、工事施行順序ニ關スル事
  - 二、工事施行上補償ニ關スル事
  - 三、土地收用ニ關スル事
  - 四、公設共用栓消火栓設置個所ヲ定ムル事
  - 五、工事施行及材料購入ニ關スル事
  - 六、不用品賣却ニ關スル事
  - 七、工事施行又ハ材料購入ニ付公入札ニ依ラスシテ指命又ハ隨意契約ニ關スル事
- 第二條 前條ノ事項ハ委員會ニ於テ之ヲ議決ス
- 第三條 委員會ハ委員五名以上出席スルニアラザレバ會議ヲ開クコトヲ得ス
- 第四條 第一條ノ處辨事項ハ委員ノ互選ニ依リ擔任者ヲ定メテ遂行スルモノトス

畑金次郎
丸山平八郎
關口秀雄
宮川新兵衛

附 則

本規程ハ大正九年四月ヨリ施行ス

第二節 水道委員會

水道委員會の設置せらるゝや大正八年十月中委員成澤、笠原、畑、丸山、宮川の五氏は細川市長と共に目下計畫成り工事進行中なりと聞く福島縣福島市の水道視察として出張したりしも事實未着手なりしを以て豫期の目的を達するを得ず轉じて新潟市に出て同市の水道はポンプを以て揚水するの設備なるを知て視察をなし圖面其の他の參考書を得て歸れるか本市水道のポンプを使用するの設計を立てたるは新潟市に學びたる所あり爾來敷設の稟請を始め水源地送水路、淨水地配水路等所要地及諸材料の購入豫算起債等總て水道敷設に關する稍々重要なる事項に關しては之れか調査處辨を爲し委員設置以來工事竣工まで會を重ねるに二百有餘回、各委員が此事業の完成に關し盡したる多大の努力は市民の永遠に感謝する所なるべし今委員會の重なるもの仕事を擧ぐれば左の如し

第一 鐵管購入

大正九年十月十五日委員一同及市長、助役、收入役、工務課長、經理課長並に久保書記立會の上鐵管購入の入札を執行す人札總數十六にして入札金額最低の者前田彌市なるを以て市長より之を委員會に宣し前田彌市に落札せしむべきや否やにつき決定を求めたるに委員會は右入札者に關し調査を要するものあるを以て決定は明日になすこととし閉會せり引續き十月十六日委員會は第一番札前田彌市、第二番札小島鐵工所は上田市水道用鑄鐵管購入特定契約條項第九條第四號(工場設備不充分)に該當するもの認め落札せしめざることとなし直管は第三番札久保田鐵工所、異形管は第三番札日本鑄工株式會社に落札せしむることとす但し日本鑄工株式會社の調査をなし不完全と認むるものあるべき

は變更することに決定し前田、小島の兩氏に對しては特定契約條項第九條第四號に該當者なるに依り委員會に於て落札せしめざることになりたる旨を市長より通告せり

右の通告に對して前田氏より今回の入札に對し自分か最低なるに不拘工場の設備云々の理由を以て落札せしめられざるは自己の信用及營業上の立場より見て重大なる影響を蒙ることとなり全く面目を失墜し信用を減却することとなるが之れに對して市は如何に考慮せらるゝや或は市は之れ等の點に對しては何等關するところにあらずと爲すやこの質問申出あり、又小島氏は前田氏に代り自己の關係上よりも種々意見の陳述ありて落札を前田に定めらるゝ様配慮ありたき旨を述べらる由りて市長は市の水道委員會の組織及權限上に關し説明し此場合更に委員會を開きて協議するの外なき故至急委員會を開くことに取計ふべき故其回答に付ては夫迄待たるゝ様にされたし或は委員會の席上に於て意見を述べらるゝことにするも宜しからんこと述べ二氏其旨を諒せり、依て至急委員會を召集して市長は右の事情を述べ更に委員會の意見を求めたるに

笠原委員 彼等強硬の異議を申立たるやと問ひ

市長 強硬と云ふにはあらざるも今後の回答によりては強硬に出づるやも計り難し

笠原委員 如何にしてか圓滿に解決する方法を見出すことを得ざりしや

市長 自己の意見としては其場合如何にも取斗ふことを得ず

畑委員 入札の際前田、小島二氏の入札によりて「トラスト」を破り之に加はらざりしと云ふか如きは市として酌量するに不及ことなり

伊藤委員 異形管丈けにても請負はしむることとなしては如何

成澤委員 自分も以前より其位のことにはよろしからんこと考へ居れり

市長 此際小島氏が市民としての感想に付て述べられたることを述べ

意見交換の末委員會としては過日の決議は充分之れを尊重することにし之れを變更し難きも只た異形管のみ請負はしむることに付ては多数に於て強ち異議なきを以て之れに對しては笠原、伊藤の兩委員個人として前田の意見を聴取し右異形管のみを請負ふも不満なき意向なることは水道委員會に諮りて何等か圓滿に解決することに爲さんとし是に於て前田及小島兩氏に出頭を求め別室に於て兩委員接見す

右接見談合の後兩委員の報告あり前田の希望としては直管の一部にても差支なき故異形管と共に請負を爲し度故其旨委員會に御相談ありたしこのことに付可然御協議を乞ふ

笠原委員附言して曰く 若し如此するときは久保田に於ても完全なるものを納むることとなり競争の意味に於て相互に良策なりと信するなり、其數量は二百噸乃至五百噸、代價も彼是申さず市の指定に従ふこと意向なり  
畑委員 兩方へ一部づつ請負はしむることは不可能なり如何にせば若し一部を請負はしめ完全なるものを納むることとなれば如此に完全なるものを納むることを得るに前に契約を拒みたるは不當なるにあらずやとの故障を申出づることとなり問題を生ずる基をなすものなり

笠原委員 成澤委員に向ひ前田の希望通りに爲さしめては如何

成澤委員 久保田の一部下請負を爲さしめては如何

岡崎委員 夫は面目上前田の主張を容るゝことは成らず

成澤委員 異形管だけにして貰ひたし

丸山委員 右全説

岡崎委員 直管の一部を請負はしめ異形管は請負はしめざることになしては如何

笠原委員 要求通り決定しては如何

斯くて各委員に意見の相違もあり決定するに至らざるを以て明日午前九時開會のことになし散會す  
十月十九日市長 昨日勝俣委員缺席に付昨日に繼續して委員會開會の經過を述べ

笠原委員 附言して前田の衷情を訴ふる點に付述べ

勝俣委員 若し前田に於て自己の信用上是非共左様に爲したるにせば寧ろ寄附を爲さしむるにして之れを採用することにせば如何

笠原委員 然らば久保田との契約上前田の方は暫くの間此まゝに未定になし置く方よろしからずや  
協議の結果左の通りに決定す

(一) 異形管は前協議の通り前田に請負はしむ

(二) 直管は前協議の通り前田に請負はしめざるも乍併前田自己の意見に依りて一部を寄附することを申出たるときは委員會に於ては之れを採納するものことす但し完全なるものを寄附したる場合は之れに對し相當實費を支給することとなす

(三) 右決議事項を伊藤、笠原兩委員、前田小島の二氏に通告の爲小島方に出向す  
午後二時右兩氏歸廳し通告の結果を左の通り報告せり

異形管の契約に付ては異議なし

直管一部寄附は先方に於ても希望することとなり、唯々是迄の經過により之れが寄附を爲すことと爲せる事情を外部に聞かるゝも自己の信用上差支なきことを示すに足る書面の取換せを爲すことに願度しこのことなり  
右文書交換の希望に對し委員會は多數の意見に由りて之れを許容せざることに決議をなす

此決議を前田、小島の二氏に通告する爲め出頭せしめ別室に於て市長及成澤、伊藤の兩委員面談せるに文書の交換に付ては強て主張せざることを爲りたるも更に上田市水道鑄鐵直管公入札は自分に於て最低の落札者なるも市の都合によりて之れを辭退し一部を寄附することを爲したる旨新聞紙上に廣告を爲し度旨嘆願的要求ありたるも委員會は同意を爲さざることを通告せり、夫れより市長及右兩委員は別室に於て長時間折衝の結果結局左の如く取極めを爲し委員會に諮るにあり委員會は之れに同意し相互圓滿に解決を告ぐることをなれり

(一) 異形管は請負を爲さしむること

(二) 直管は前田より申出たる口径六吋管二十本を寄附するに對し検査の結果成績優良なる場合は市は之れに對して證明書を交付すること

但し検査は東京市内相當の場所に於て之れを施行することとせり

久保田鐵工場に對しては直管請負を特選せしむるに付東京出張所主任(久保田代理)に出張を求むることに電話を以て通知せるに全所主任楠川由藏氏即時出發翌二十日午前七時出頭して今日の委員會に出頭せり依りて市長より直管價格は何程にて發出來るか精々勉強の上契約せられ度旨を述べたるに今回の入札最低價格は尋常にあらず到底普通を以ては出來ることにあらず併出來得る限り勉強をなし御請を爲し度積りなり

勝誤委員 楠川氏に委員の意見に付て概略を述べらる此時楠川氏に別席を請ひ委員會の意見を定め更に同氏を參列せしめ交渉する所あり結果左記の如く協議調ひ直ちに假契約を締結することに決す

(一) 請負金額 壹噸に付 百八拾圓 (豫定價格)

(二) 保證金 契約金高の百分の五とし十五銀行預金證書にて納付すること

(三) 代金の支拂に付 供給人に於て現品發送を爲す毎に其正確なる發送證明書を市に送附あるときは其發送數量

に對し十分の八の代金を支拂ひ殘金は檢收済の後に支拂ふこと

(四) 納入期限前も雖も納入を完了する場合は契約悉皆金の支拂を爲すこと

### 第二 所要地買収

十一月十一日の委員會に於て市長より第二回試井堀鑿のため山邊宗九郎氏所有畑を中心として千坪程購入せんことし神川村池田麻之助氏に依頼したるに全氏の都合も意見に依り交渉の件を市村由太郎氏に依頼したる事情を報告す

次に市村由太郎氏、池田氏代理として交渉の件を承諾し先づ山邊宗九郎氏に交渉のころ市の要求は中澤藤一氏より買収の土地代金等しく貳圓のころ山邊氏は中澤氏の賣渡代金は低價に過ぎ他の關係土地所有者より種々非難の噂さもあり自分としては夫は兎も角賣却に付ては異議なきも一坪參圓ならば賣渡しをなすも其以下にては承諾し難しとの意見を主張し交渉調はさる旨市村氏交渉の経過を報告あり之を如何にすべきやを協議に付す

委員會は協議の結果豫定價格を坪貳圓五拾錢とし來春の業は市の所得とするに決す、なし市村氏に再交渉を依頼することとし若し夫れに應せざる場合は不得止其ま、とし更に協議をなすことに決議す

十二月二日の委員會に於て市村由太郎氏より再交渉の結果に付市長よりの報告左の如し

九名の地主協議の結果山邊宗九郎氏の糞に申出たる坪參圓の價格は安價に過ぐるを以て山邊好一、山邊與助の二氏を總代とし坪參圓五拾錢にあらざれば讓渡し難き旨主張す

十二月三日 委員會は種々意見の交換ありたる後、前日協議の通買收價格は貳圓五拾錢とし桑は來年不用の分は賣主に無代にて給與することに協議し地主に交渉の爲畑、丸山、宮川、關口の各委員出張、先づ瀧澤賢一郎氏宅を訪問し水源地價格に付尋ねたるに全氏の所有地は數年前に坪壹圓五拾錢にて買受たる由にて今日貳圓五拾錢ならば充分なる價格なりとの意見なりし故委員より賣渡しの承諾を求めたるに、別段異議なきも唯た他の地主に卒先して承諾をなす

ここは迷惑を受ける故鬼に角多数には漏れざる故之を諒せられたきこの故其意を諒し全氏宅を辭し山邊宗九郎氏宅を訪問し委員より從來土地買収に付ては市村由太郎氏を煩はし交渉したるも今回市村氏に依頼したる一部分の土地以外水源用地として所要の區域全部約七千坪を此際全時に買収することに決定したるを以て改めて其交渉に出たる旨を述べ先づ貴下に於て第一は市の要求價格を以て應じられ度旨懇々申述べたるに山邊氏は從來市村氏七八回の交渉ありたるに對し折衝したる經過に付詳細の事情を述べ右の關係上此際自分一己の意見を以て決定することは到底出來難き事情を述べらる斯くて互に長時間に涉り意見の交換ありたる結果山邊好一氏に意見を要することにたりたるに宗九郎氏は好一氏を自宅に招き呉れ好一氏に詳細意見陳述の結果二氏に於て至急全體の地主協議會を開き相談をなし其結果に付市に報告を受くることに依頼し歸路に就く

十二月七日 委員會に於て去る三日山邊宗九郎、山邊好一の兩氏に交渉の結果により地主會を開きたるころ上田地籍分は參圓五拾錢神川地籍分は四圓の價格を以て賣渡のことに決議したる旨通知ありたるに對し、協議の結果右價格は市の要求價格と懸隔甚たしく不當の價格なりとし市は何處までも豫定價格を主張する意思なるも乍併市將來及相互の爲め強制的手段により土地を收用するは面白からず萬一怨を買ひ水源地に對し何等か妨害を受くる等のことありては由々しき大事にして(此點に付ては畑委員詳細意見の陳述あり)且つ又地主の立場も相當斟酌するの餘地あるを以て今少しく高價に買入れては如何、而して西部の一部は之れを取除くこととして如何との説ありしも當日市長不在の爲尙明日全員委員會を開き市長の意見に依り決定することとし散會せり

十二月八日 委員會前日に引續き協議の結果神川村に至る道路を築造することに條件として神川村長及助役に明日市長出張面會の上價格は前決議の通り坪貳圓五拾錢、桑は明年一ヶ年分は賣主に贈與することとして各地主に協議を依頼することとし萬一其協議に應ぜざる場合は收用法に依り收用をなすことに決せり

十二月二十三日 委員會に於て神川村長及助役に依頼したる結果に付市長より左の報告あり

本月三日委員出張山邊宗九郎及山邊好一の兩氏に交渉の結果地主協議會を開き決定の上市に報告ありたる上田市地籍參圓五拾錢、神川村地籍四圓の價格より村長助役の顔を立つる爲貳拾錢位は減することとなすべきも夫れ以上は如何しても應ずること能はざるこのことなり、依て委員會は協議の結果地主側の態度右の如き以上は市に於ても譲歩するの餘地なきを以て當初の方針に依りて尙明年を期し今一應可成各地主一人毎に交渉を遂げ承諾せざる者に對しては收用法に依るの外なきことを議決す

大正十年一月二十五日 丸山、岡崎、關口の三委員及徳田書記の四名は水源地土地買収の爲午前九時出發、神川村大字上堀上田銀行支店に宮澤莊兵衛氏を訪問し買収に關する打合せをなし國分寺山越元三郎、山浦五郎兩氏を訪問せるに不在なる故山邊角次郎を歴訪せるに不得要領に終り、竹内禮次郎を訪ひ懇談の結果承諾書に調印せり進んで池田麻之助氏を全村役場に尋ねたるに不在、歸途山浦五郎氏に邂逅し懇談したるに全氏は收用法云々を憤慨し全法を施行せらるゝならば假令貳錢なりと雖も異議なしとの暴言を吐き不平を鳴らし委員諸氏の請求を容れず

二十六日 關口、岡崎、丸山、宮川、畑の各委員及徳田書記は上堀なる中澤藤一、中澤利八、山邊與助、山邊好一、池田慶助、山邊宗九郎を歴訪したるに關係者一同決議の結果參圓五拾錢にあらざれば能はざる由なれども市長より神川村長へ交渉調停を依頼の結果關係者は兩者の調停に對し參圓參拾錢に譲歩せり、以上の理由なるを以て委員諸君の要求に應ずる能はず云ふにありて午後五時歸部す

二十七日 引續き山邊宗九郎外十三名を歴訪したるも結局前日聴取したる主張を繰返すに過ぎず、午後偶々山邊宗四郎氏に邂逅し全氏を上田銀行支店内に案内したり、然るに全氏は山邊好一氏を製板所より迎ひ種々接衝をなすも前日の如く不調に終れり、尙ほ聴く處に依れば關係者一同は全夜山邊好一氏宅に會合し凝議したる趣なり、然れども前日

の形勢より推測する時は市の要求を断然として受けざるものと推定せらる

二月二日の委員會に於て右の状況を報告し更に時期を見て左記の如く更めて交渉を開始することに決定す

買収代金は一坪に付貳拾錢を増すこととし本年春桑は全部賣主の自由に任すこと

此決議に依り市長より神川村長に依頼せるに、神川村長の見込にては如何に盡力するも上田地籍は參圓、神川地籍は參圓拾錢ならざれば成功六ヶ敷からんこと、市長の意見としては右の價格の外已むを得ざることを本年分の桑は百坪に付貳拾五圓の割にて地主に於て買取ることにして貰ふ様村長に希望を申述べたる旨相談せるに各委員は適當なる方法として同意せり、爾來全村長及委員より地主に交渉すること數十回に及び一坪に付或は貳圓五拾錢に或は參圓に又は參圓以上に各人に付其價格全一ならざるも結局平均貳圓八拾六錢にて買収法等に依らずして合計六千七百餘坪を地主三十有餘名より圓滿裡に買収し得たるは一に當局諸氏の努力の結果に外ならざるなり、而して送水路、淨水地、運搬路、水源道路等の所要地買収並に輕便軌條トロ臺、其他諸材料の購入、水源淨水本部に於ける各事務所、倉庫、官舎工場等の建設並に諸工事市内配水管の敷設其他の工事市債借入等に關し非常なる辛勞ありたるは言を待たざるも一々詳細に記し難し



の形勢より推測する時は市の要求を斷然として受けざるものと推定せらるる  
二月二日の委員會に於て右の状況を報告し更に時期を見て左記の如く改めて交渉を開始することに決定す  
買収代金は一坪に付貳拾錢を増すこととし本年春迄は全部地主の自由に任すこと  
此決議に依り市長より神川村長に依頼せるに、神川村長の見込にては如何に盡力するも上田地籍は參圓、神川地籍は  
參圓拾錢ならざれば成功六ヶ敷からんこと、市長の意見としては右の價格の外已むを得ざることを本年分の桑は百坪  
に付貳拾五圓の割にて地主に於て買取ることにして費ふ村長に希望を申述べたる旨相談せるに各委員は適當なる方  
法として同意せり、爾來全村長及委員より地主に交渉すること數十回に及び一坪に付或は貳圓五拾錢に或は參圓に又  
は參圓以上に各人に付其價格全一ならざるも結局平均貳圓八拾六錢にて買収法等に依らずして合計六千七百餘坪を地  
主三十有餘名より圓滿裡に買収し得たるは一に當局諸氏の努力の結果に外ならざるなり、而して途水路、淨水地、運  
搬路、水源道路等の所要地買収並に郵便軌道トロッコ、其他諸材料の購入、水源淨水本部に於ける各事務所、倉庫、官  
舎工場等の建設並に諸工事に市内配水管の敷設其他の工事に市債借入等に関し非常なる辛勞ありたるは言を待たざるも一  
々詳細に記し難し

## 第四編 施 工

## 第四編 施工

### 第一章 敷設工事實施經營機關

前編各章に於て叙述せる如く幾多變更の後敷設計及財政計畫確定し施工の準備全く成りたるか之が經理は特別會計とし敷設事務を處理の爲め普通事務の外に獨立せしめて、水道部を市役所構内に設置し工事實施上の敏活を圖れり、之が機關の大體を擧ぐれば左の如し

#### 第一節 事務所の組織

##### 上田市水道部職制

第一條 上田市上水道敷設及經營ノ爲上田市役所ニ水道部ヲ設ケ左ノ二課ヲ置ク

經理課

工務課

第二條 各課ニ左ノ職員ヲ置ク

經理課

課長

書記

三人

第四編 施工

工務課

課長	一人
技師	一人
技手	二人

必要ニ應シ前記ノ外雇員、助手、使丁、常用工夫ヲ置クコトヲ得

第三條 前條職員ノ外顧問技師一人ヲ囑託シ書記ハ市書記ヲシテ兼任セシムルコトヲ得

第四條 經理課長ハ書記ヲ以テ之ニ充テ市長ノ指揮ヲ受ケ經理一切ノ事務ヲ管掌シ所屬課員ヲ監督ス

第五條 工務課長ハ技師ヲ以テ之ニ充テ市長ノ指揮ヲ受ケ工事ニ關スル一切ノ事務ヲ管掌シ所屬部員ヲ監督ス

第六條 課長事故アルトキハ上席課僚其事務ヲ代理ス

第七條 書記技手以下ノ部員ハ各上席者ノ指揮ヲ受ケ事務ニ從事ス

附則

本制ハ大正九年四月一日ヨリ施行ス

第二節 執務上の規程

(一) 上田市水道部處務規程

第一條 上田市水道部各課ニ於テ管掌スヘキ事務ノ概目左ノ如シ

經理課

- 一、條例規程ノ制定改廢ニ關スル事
- 一、水道委員會並ニ水道委員處辦事務ニ關スル事
- 一、文書收發及編纂ニ關スル事
- 一、歲入出豫算ニ關スル件
- 一、土地建物買入借入及支障物移轉ニ關スル事
- 一、市債及一時借入金ニ關スル事
- 一、工事請負及勞力物件供給入札並ニ契約ニ關スル事
- 一、收支命令手續ニ關スル事
- 一、物品購入出納保管及不用品ノ處分ニ關スル事
- 一、統計及報告ニ關スル事
- 一、給水申込受理ニ關スル事
- 一、其他工務課主管ニ屬セサル事

工務課

- 一、測量及設計ニ關スル事
- 一、工事ノ施行監督及検査ニ關スル事
- 一、工事ノ出來形調査及精算ニ關スル事
- 一、既成工作物ノ維持保管ニ關スル事
- 一、職工人夫ノ使役管理ニ關スル事

第四編 施工

一、設計書圖其ノ他關係書類整理保管ニ關スル事

第二條 工事施行上便宜ノ爲數工區ニ分チ派出所ヲ設ケ必要ノ人員ヲ配置スルコトアルベシ

工區ニハ工區長ヲ置キ技手ヲ以テ之ニ充ツ

第三條 工區長ハ工務課長ノ指揮監督ヲ受ケ所屬員ヲ指揮シ其工區ニ於ケル左ノ事務ヲ處理ス

一、工事監督及出來形調査並ニ精算ニ關スル事

一、物品ノ出納保管ニ關スル事

一、既成工作物ノ維持管理ニ關スル事

第四條 工區長事故アルトキハ次席者其事務ヲ代理ス

第五條 經理課ハ豫算ニ基キ收支命令ノ手續ヲナシ且ツ收支内譯簿ヲ備ヘ時々收入役ノ帳簿ト照合シ又別ニ帳簿ヲ備ヘテ各工事ノ精算ヲ明ラカナラシムベシ

第六條 工務課長ハ毎月工事ノ狀況ヲ翌月五日迄ニ市長ニ報告スベシ

第七條 本規程ニ定ムルモノ、外事務取扱服務等ニ關シテハ上田市役所處務規程ニ依ルベシ

(二) 上田市水道部工事施行規程

(一) 總 則

第一條 工事ノ施行ハ總テ實施設計ヲ根據トナシ若施行認可ヲ受ケタル設計範圍ヲ超ヘ工事變更ヲ要スル場合ハ遲滯ナク設計變更書ヲ調製シ且ツ其ノ事由ヲ詳記シ變更認可ノ手續ヲ爲スコトヲ要ス

第二條 實施設計ノ範圍ニ於テ部分工事ノ設計ヲ要スルモノハ當該工區長又ハ工事係員ハ工務課長ノ指揮ヲ受ケ其ノ設計書仕様書圖面工事費内譯書材料明細書等ヲ作成シ工務課長ニ差出スヘシ

第三條 工務課長ハ前條ノ設計書其ノ他ノ書類ヲ檢閲シ其ノ施行方法其ノ他必要事項ヲ定メ係員ヲシテ施行決裁ノ手續ヲ爲サシムヘシ

第四條 工事現場監督員ハ直營工事ト請負工事トノ區別ナク野帳ヲ携帯シ日々必要ナル事項ヲ記載シ工事日表ノ基礎ト爲スヘシ

第五條 工區長ハ毎日工事日表ヲ調製シ本部ニ差出スヘシ

(二) 直營 工 事

第六條 直營工事ヲ施行スル場合ハ當該工區長又ハ工事係員ハ其使用材料勞力ヲ所要期日ヨリ少クトモ十日以前ニ要求スヘシ

第七條 工事ニ着手スルトキハ其報告書ヲ本部ニ差出スヘシ若豫定期限内ニ工事ニ着手シ雖キトキハ其ノ事由ヲ詳記シ速カニ報告スヘシ

第八條 各工區ニ於テハ毎日ノ工程ヲ工事臺帳(費目細節別支拂材料勞力品別日計)ニ記入スヘシ

第九條 工事着手後工事ノ困難其ノ他ノ事故ニヨリ豫定ノ工程通り施行シ難シト認ムルトキハ更ニ相當ノ計畫ヲ立テ工事設計變更書ヲ作製シ其ノ理由並ニ仕様書等ヲ添附シ本部ニ差出スヘシ

- 第十條 工區ニ於テ材料取扱者ト現場監督員トノ間ニ於ケル物品材料ノ受授ハ受渡證票ヲ以テ取扱フヘシ
- 第十一條 既定ノ工事材料ノ一部又ハ全部ヲ他ノ工事ニ使用セムトスルトキハ剩餘ノ理由又ハ變更ノ必要ヲ詳記シ流用ノ請求書ヲ本部ニ差出シ承認ヲ經タル後之ヲ使用スヘシ
- 第十二條 工用上不用トナリ又ハ工事竣成後殘餘トナリタル材料アリタルトキハ其ノ調書ヲ本部ニ差出シ其ノ處分ノ決定スル迄ハ相當ノ管理ヲ爲シ毀損亡失ナキ様處理スヘシ
- 第十三條 工事竣工シタルトキハ直チニ本部ニ報告書ヲ差出スヘシ  
工事竣工報告アリタルキハ工務課長ハ自身ニ検査スルカ又ハ他ニ検査員ヲ命ジテ之カ検査ヲナスヘシ
- 第十四條 當該工區長又ハ工事係員ハ竣工検査ヲ經タル後七日以内ニ工事精算書材料受拂明細書ヲ作製シ本部ニ差出スヘシ

(三) 請負工事

- 第十五條 請負工事ニ使用スル材料ハ仕様書ニ基キ請負人立會ノ上精細ニ検査シ合格品ハ相當ノ標記ヲナシ不合格品ハ直チニ之ヲ取除カシムヘシ
- 第十六條 請負工事ニ對シ材料ヲ交付スル場合ハ直營工事ノ條項ヲ準用ス
- 第十七條 請負人工事ニ着手スルトキハ着手届ヲ差出サシムヘシ
- 第十八條 請負人契約ニ違反シ若ハ工事工程日割ノ通り進行セスト認ムルトキハ工區長又ハ工事係員ハ其ノ事由ヲ本部ニ具申シ指揮ヲ受クヘシ
- 第十九條 仕様書ニ依リ調合ヲ要スヘキ材料又ハ水中若ハ地下ニ施工スルモノニシテ竣工後検査スルコト能ハサルモノハ適當ノ時期ニ検査ヲ受クル様申出ツヘシ

- 第二十條 請負人ヨリ工事中止又ハ期限ノ延期ヲ出願シタルトキハ工區長又ハ工事係員ハ事實ヲ調査シタル上之ニ意見ヲ付シ速カニ本部ニ送附スヘシ
- 第二十一條 請負人ヨリ請負金内渡ノ請求アルトキハ工區長又ハ工事係員ハ工程調書及意見ヲ付シテ本部ニ送附スヘシ  
此ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキ工事ノ出來形ニ對シテ検査ヲナスヘシ

(三) 上田市水道部直備人夫職工規程

- 第一條 職工人夫ハ年齢凡ソ十七歳以上五十歳以下ノ者トシ身體強壯ニシテ充分ニ勞働ニ耐ヘ得ルモノタルヘシ
- 第二條 傭入ノ場合ハ督役票ヲ交付シテ其證トス但シ少人數傭入ノ場合ハ此限りニ非ス
- 第三條 職工人夫ノ心得ヘキ事項ハ左記ノ如シ  
一、常ニ監督員ノ命令ヲ守リ業務ニ熱心ナルコト  
二、規定ノ時間ヲ守リ恣ニ現場ヲ離レ若ハ許可ヲ得スシテ退場セサルコト  
三、爭論雜談等ヲナシ業務ノ妨害ヲ爲サ、ルコト  
四、風俗衛生ヲ害シ又ハ通行人其ノ他外部ニ對シ不穩ノ行爲ヲ爲サ、ルコト  
五、酒氣ヲ帶ヒ又ハ兇器其ノ他危險物ヲ携帯セサルコト  
六、從業中喫煙又ハ飲食ヲ爲サ、ルコト  
七、貸與ヲ受ケタル器具ヲ鄭重ニ取扱ヒ毎日終業後直ニ返納スルコト
- 第四條 前條ノ各號ニ違背シ其ノ他不都合ノ行爲アルトキハ情狀ニ依リ退場ヲ命シ又ハ傭入ヲ禁止スヘシ
- 第五條 業務ニ勉勵シ技能品行共ニ他ノ模範タルヘシト認ムル者ハ特ニ小頭トナスコトアルヘシ

小頭ハ係員ノ指揮ヲ受ケ他ノ職工人夫ノ取締ヲ爲スモノトス

第六條 就業時間ハ左ノ如ク定ム但シ現場ニハ始業時間十五分前ニ出勤シ指定ノ場所ニ集合スヘシ

一、二、三月 午前七時半ヨリ午後四時半迄 九 時 間

四、五、六、七、八、九月 午前七時ヨリ午後五時迄 十 時 間

十、十一、十二月 午前七時半ヨリ四時半迄 九 時 間

第七條 就業時間中ハ左ノ通り休憩時間ヲ與フ但シ酷暑ノ時季ニ際シテハ労働歩合ニ影響ヲ及ホサ、ル範圍ニ於テ變

更伸縮スルコトアルヘシ

午前十時ヨリ 十五 分 間

正午ヨリ 四十 分 間

午後三時ヨリ 十五 分 間

第八條 毎日出勤シタルトキハ始業前ニ督役票ヲ係員ニ差出シ之ト引換ニ番號札ヲ受取ルヘシ

終業ノ後ハ係員ヨリ督役票ニ當日ノ働キ歩合ヲ記入及其證印ヲ受ケ之ヲ受取ルヘシ

督役票ハ賃金ヲ請求スル場合ニ其證憑トナスベシ

第九條 賃金ハ並賃金ノ外ニ其技能熟練及勳勵ノ程度ヲ斟酌シ左記等級ヲ附シ割増ヲナスコトアルヘシ但シ其ノ人員ハ

全人員ノ十分ノ三以内トス

技能不熟練又ハ能力不足セルモノト認ムルモノハ並賃金ニ對シ五割迄ノ範圍ニ於テ減額シ使役スルコトアルヘシ

五 等 五 割 増

四 等	四 割 増
三 等	三 割 増
二 等	二 割 増
一 等	一 割 増
並	一 人

第十條 雨天又ハ工事ノ都合ニヨリ時間内ニ作業ヲ中止スル場合ハ總テ時間割ヲ以テ當日ノ賃金ヲ減額ス

工事ノ都合ニヨリ定時間外ノ使役ヲナス場合ハ時間外賃金トシテ一時間ニ付一割ヲ増シ夜間就業セシムル場合

ハ一時間ニ付一割五分ヲ増ス

第十一條 水中ノ作業又ハ特ニ至難ノ作業ヲ爲サシムル場合ハ係員ノ見込ヲ以テ相當ノ増賃金ヲ支給スヘシ

第十二條 不都合ノ行爲アリテ退場ヲ命セラレタル者又ハ無斷退場シタル者ハ當日ノ賃金ヲ支給セス病氣又ハ己ムヲ得

サル事故ニ依リ許可ヲ得テ退場シタル者ハ勤務時間ニ應シテ當日ノ賃金ヲ支給ス

第十三條 賃金ノ支拂ハ毎月二回トシ左記日割ニヨリ支拂フ但シ支拂日公休日ニ當ル場合ハ其ノ前日ニ支拂フ

一日ヨリ十五日マテノ分 十 八 日

十六日ヨリ月末マテノ分 翌 月 三 日

臨時短期日傭人レタル者ノ賃金ハ臨時ニ之ヲ支拂フ

第十四條 職工人夫職務ノ爲負傷シ醫師ノ治療ヲ要スルトキハ願出ニヨリ其ノ費用ヲ補助シ死亡シタルトキハ其ノ遺族

ニ對シ弔慰金ヲ給スルコトアルヘシ

(四) 上田市水道部供給人工職工規程

- 第一條 供給人工職工ノ使役ニ關シテハ上田市直備人工職工規程ヲ準用スル外本規程ニ依ル
- 第二條 供給人工職工人夫ノ身元及行爲ニ關シテハ總テ其ノ責ヲ負ヒ若シ他人ニ損害ヲ及ホシタルトキハ之カ賠償ノ責ニ任スヘシ
- 第三條 供給人工常ニ工事ノ現場ニ詰切り係員ノ指揮命令ヲ受ケテ職工人夫ノ取締ヲ爲スヘシ  
但シ供給人員二十名以下ノ場合又ハ作業ノ情況ニ依リ其ノ必要ナシト認ムルトキハ義務ヲ免除スルコトアルヘシ
- 第四條 供給人工自身現場ニ詰切ルル能ハサル場合ハ豫メ水道部ノ承認ヲ經タル相當ノ代理人ヲ差出スヘシ  
供給人工ハ水道部ノ命令アル場合ハ現場ニ釜場ヲ設ケテ職工人夫ノ飲料ニ供シ又多數ノ外來人工夫ヲ招致スル場合ハ必要ニ應ジ宿所ノ設備ヲ爲スヘシ
- 第五條 終業後職工人夫番號札ヲ返納シタルトキ就業前ニ交付シタル數ヨリ不足スル場合ハ其ノ不足ニ對シテハ賃金ヲ支拂ハス臨時人員検査ノ場合ニ人員ニ不足アルトキ亦同シ
- 第六條 賃金ノ支拂ハ毎月三回トシ左記日割ニヨリ支拂フ但シ支拂日公休日ニ當ル場合ハ其ノ前日ニ支拂フ  
一日ヨリ十日迄ノ分 十三日  
十一日ヨリ二十日迄ノ分 二十三日  
二十一日ヨリ月末迄ノ分 翌月三日
- 第七條 供給人工ハ毎日終業ノ後督役簿ニ其ノ使役セラレタル職工人夫ノ人員賃金ニ對シ係員ノ證印ヲ受ケ賃金請求ノ證

憑トナスヘシ

- 第八條 供給人工ハ係員ニ於テ檢閲ノ必要アルトキハ何時ニテモ職工人夫ノ名簿ヲ提出スヘシ但シ名簿ニハ氏名年齢原籍現住所等ヲ記入スヘシ
- 第九條 供給人工ハ職工人夫ノ賃金ヨリ歩合ヲ控除スル場合ハ等級増及其ノ他ノ増賃金ニ及ホシ又賃金減額使役ノ者及ビ減額支給當日ノ賃金ニ對シテハ其減額スヘキ賃金ニ及ボスコトヲ得ス  
増賃金ニ對シテハ之ヲ證明スル爲職工人夫ニ増賃金給與證ヲ交付スルコトアルヘシ
- 第十條 供給人工契約ノ履行ヲ怠ル場合ハ情況ニヨリ何時ニテモ直備職工人夫ヲ補充シテ工事ニ當ラシメ若ハ過怠金ノ徴收契約ノ解除適宜ノ處分ヲナスコトアルヘシ

(五) 上田市水道部常備人工職工及定夫規程

- 第一條 常備人工職工及定夫ハ辭令ヲ用キテ採用ス
- 第二條 常備人工職工及定夫ハ本部工區又ハ倉庫ニ分屬シ係員ノ命ヲ受ケ其ノ業務ニ從事シ又他ノ職工人夫ノ指揮監督ヲナスヘシ
- 第三條 勤務時間ハ左ノ通りトス但シ出勤ハ十五分前退出ハ十五分後トス  
一、二、三月 午前七時半ヨリ午後四時半迄 九時 間  
四、五、六、七、八、九月 午前七時ヨリ午後五時迄 十時 間  
十、十一、十二月 午前七時半ヨリ午後四時半迄 九時 間
- 第四條 定時間外ノ勤務ヲナシタル場合ハ時間外賃金トシテ一時間ニ付定額ノ一割以内夜間就業シタル場合ハ一時間ニ

付一割五分以内ヲ増スコトアルヘシ  
早退遲參ニ對シテハ當日ノ日給ヲ一時間ニ付一割ノ割合ヲ以テ減額ス但シ無斷ニテ早退シタル場合ハ當日ノ日給ヲ支給セス

第五條 休暇ハ左記ノ通りノヲ與ヘ尙業務ニ差支ナク繰合セテ爲スコトヲ得ル場合ハ毎月二日以内ノ公休ヲ與フ

三 大 節 一月二日、三日 十二月三十日、三十一日

第六條 病氣又ハ已ムヲ得サル事故ニ依リ缺勤スル場合ハ書面又ハ口頭ヲ以テ届出ヅベシ病氣缺勤一週間以上ニ及ブトキハ醫師ノ診斷書ヲ差出スヘシ

第七條 職務ノ爲負傷シタル場合ハ其ノ治療費ヲ給與シ尙醫師ニ於テ休養ノ必要アリト認ムルトキハ其ノ休養期間ノ日給ヲ支給ス

第八條 父母妻子等死亡シタルトキハ四日以内ノ忌引休暇ヲ與フルコトアルヘシ

第九條 給料ハ二十一日ヨリ翌月二十日迄ノ分ヲ毎月二十二日ニ支給ス

第十條 常備職工工夫及定夫ノ心得ヘキ事項左記ノ如シ若怠慢ニ流レ又ハ違反シタルトキハ其ノ所爲ノ輕重ニ依リ即時解雇出勤停止又ハ減給スルコトアルヘシ

- 一、常ニ業務ニ勉勵スルハ勿論係員又ハ上職ニ對シ粗暴不遜ノ暴動ヲ爲サ、ルコト
- 二、勤務中許可ナク業務ノ場所ヲ離レ又ハ溢リニ欠勤セサルコト
- 三、各自使用保管ノ器具機械ヲ鄭重ニ取扱ヒ決シテ放任シ置カサルコト
- 四、制規ノ服裝アルモノハ其ノ服裝ヲ亂サ、ルコト
- 五、其ノ他職務ノ内外ヲ問ハス不都合ノ行爲ヲナシ又ハ其ノ體面ヲ汚サ、ルコト

第十一條 服裝ニ要スル物品ハ左記ノ通り貸與スルコトアルヘシ但シ解雇ノ場合ハ之ヲ返納セシム

職 工 (帽子 徽章) 工 夫 (帽子 徽章 法被 雨合羽)  
 定 夫 (法被)  
 貸與品ヲ忘失又ハ毀損シタルトキハ其ノ情狀ニ依リ現品ヲ辨償又ハ修理セシムヘシ

### 第三節 經理に關する規程

#### (一) 上田市水道部給與規程

第一條 水道部員ノ給料ハ左ノ範圍ニ於テ支給ス

技 師 年俸六百圓以上千五百圓以下  
 書記 技 手 月俸貳拾圓以上七拾圓以下  
 雇員 助手 日給貳圓以下  
 常用工夫 使丁

第二條 前條ノ給料支給方ハ上田市諸給與規程第一條乃至第六條ニ依ル

第三條 市書記ヲシテ兼任セシムル場合ニハ其給料並ニ支給方ハ適宜之ヲ定ム

第四條 技師書記技手職務ノ爲出張スルトキ旅費支給方ハ上田市諸給與規程第七條ニ依ル技師ハ前表ノ一等ニ該當シ其ノ他ハ二等ニ該當スルモノトス

第五條 水道部員(常用工夫使丁ヲ除ク)市内ニ出張引續キ四時間以上ニ及フトキハ出張手當トシテ一日ニ付金貳拾錢ヲ支給ス



第四編 施工

三六八

技師、助手、助手ハ前項ニ依ラズ市内出張手當トシテ左ノ月額ヲ支給ス  
但シ出張日數半ケ月未滿ノトキハ當月分ヲ半減シ第四條ノ旅費ヲ給スベキ場合ニハ日割ヲ以テ月額ヲ減ス

技師 九 圓  
技手 六 圓  
助手 參 圓

本條ニ於テ市内ト稱スルハ神川村及神科村地籍ニ涉ル水道工事施行區域ヲモ含ム

第六條 前條ノ手當ハ每翌月五日迄ニ支給ス

第七條 水道部員ニハ當分ノ内臨時手當ヲ支給ス支給方ハ上田市臨時手當支給規程ニ依ル

附 則

本規程ハ大正九年四月一日ヨリ施行ス

(二) 上田市水道物品取扱手續

- 一、物品ノ保管及出納員
- 二、事務用品及器具機械
- 三、工事材料
- 四、工事材料ノ配給
- 五、鐵管及附屬具検査
- 六、セメント検査

上田市水道物品取扱手續

(一) 物品ノ保管及出納員

第一條 本手續ニ各所ト稱スルハ倉庫及工區ヲ云フ

第二條 物品ノ保管出納ヲ掌リ其ノ責ニ任スル者ハ本部ニ於テハ經理課長各所ニ於テハ倉庫主任、工區長トス

前項ノ外別ニ各物品取扱主任ヲ置クコトヲ得

第三條 物品ノ保管出納ヲ掌ル者及取扱主任ハ己ニ交付シタル各員ノ專用品其ノ他ノ物品ニ對シテモ常ニ左ノ事項ニ注意シ之ヲ監督スヘシ

- 一、使用保管ノ當否
- 二、不用品ノ有無
- 三、毀損品廢棄品ノ狀況
- 四、其ノ他必要ナル事項

第四條 經理課長又ハ本部物品取扱主任ハ隔月少ナクトモ一回各所ニ於ケル物品取扱及帳簿整理ノ狀況ヲ臨檢スヘシ

第五條 物品ノ保管出納ヲ掌ル者交代シタルトキハ速ニ其ノ保管物品ノ引繼ヲナシ其旨市長ニ報告スヘシ

物品取扱主任交代シタルトキハ其ノ保管ヲ掌ル上司立會ノ上引繼ヲ爲サシムヘシ

(二) 事務用品及器具機械

第六條 消耗品ヲ分チテ事務用ニ屬スルモノヲ甲種、製圖測量検査用ニ屬スルモノヲ乙種トス

器具機械ヲ分チテ事務用ニ屬スルモノヲ備品其ノ他ハ分類シテ左ノ五種トス

- 一、製圖測量検査用具

第四編 施工

三六九

- 二、運搬用具
- 三、唧筒及電動機用具
- 四、職工(鍛冶及鉛工木工)用具
- 五、布設及土工用具

第七條

本部及各所ハ左ノ帳簿ヲ備ヘ物品ノ出納ヲ明カニスヘシ

- 一、備品 臺帳
- 二、器具機械受拂簿
- 三、備品使用簿
- 四、器具機械使用簿
- 五、消耗品受拂簿

前項ノ臺帳及受拂簿ハ品目毎ニ口譯ヲナシ使用簿ハ各所別及人別ニ依リ記帳スヘシ

第八條

各自専用品ノ請求ハ口頭ニテ物品取扱主任ニ請求スルコトヲ得

第九條

各所ヨリ物品ヲ請求セムトスルトキハ本部ニ請求書ヲ差出シ送付ヲ受ケタルトキハ受領書ヲ差出スヘシ請求ヲ俟タズ本部ヨリ配給送付スルコトアル物品ニ付テモ亦同シ

第十條

購入品ヲ供給人ヨリ各所ニ直納セシムル場合ハ各所ニ於テ之ヲ檢收シ檢收報告書ヲ本部ニ差出スヘシ

第十一條

各所ニ於テ保管スル物品ヲ他ニ轉換スル場合ハ當該各主任連署ヲ以テ本部ニ報告スヘシ

第十二條

各所ニ於テ使用ノ見込ナク又ハ修補ヲ加ヘ難キ減耗品若ハ毀損品ヲ生シタルトキハ返納書ヲ添ヘ之ヲ本部ニ返納スヘシ

第十三條

各所ニ於テ物品ヲ修繕セムトスルトキハ其ノ請求書ヲ本部ニ差出シ承認ヲ經タル上施行スヘシ但シ土工用具等ノ修繕ニシテ常備職工ニ爲サシムル場合ハ別ニ定ムル手續ニヨル

(三) 工事材料ノ取扱

第十四條

工事材料ノ保管及出納ハ倉庫ニ於テ之ヲ取扱フ

第十五條

購入ヲ要スル材料ハ工務課ニ於テ設計豫算ニ基キ調査シ其ノ調査ヲ經理課ニ回付スヘシ  
前項調査ノ回付ハ購入ヲ了スル迄ニ相當期間アルコトヲ要ス但シ臨時必要ヲ生シタルモノハ此ノ限りニ非ズ

第十六條

經理課ハ前條ノ調査ニ基キ購入ノ手續ヲ了シタルトキハ購入通知書ヲ倉庫ニ送付スヘシ  
購入通知書ニハ契約書ノ寫其ノ他必要ナル書類ヲ添付スヘシ

第十七條

供給人ヨリ購入品ヲ搬入シタルトキハ倉庫主任ハ購入通知書及關係書類ニ照シテ之ヲ調査シ技術上ノ檢査ヲ要セサルモノハ直ニ之ヲ檢收シ且報告書ヲ本部ニ差出スヘシ但シ契約ニヨリ分割納入スヘキモノハ納入ノ都度檢收ヲナシ報告スヘシ

第十八條

技術上ノ檢査ヲ要スル材料ハ工務課長ハ特ニ檢査員ヲ命ジテ之ヲ檢査セシメ若ハ其檢査ニ立會ハシムヘシ

第十九條

檢査ノ方法仕様書等ニ付疑義アル場合ハ總テ工務課長ノ指揮ヲ受クヘシ

第二十條

各種ノ檢査ハ必ス擔當吏員之ヲ施行シ職工々夫等ニ委スルコトヲ得ス

第二十一條

工事材料ニ付テハ本部及各所ハ左ノ帳簿其ノ他必要ノ補助簿ヲ備ヘ出納及使ヒ拂ノ顛末ヲ明確ニ記入スヘシ

一、工事材料購入整理簿

(經理部)

二、鐵管購入整理簿

(全)

- 三、材料品目別受拂簿 (經 理 部 又 ハ 倉 庫)
- 四、拂出材料費目別整理簿 (倉 庫)
- 五、鐵管及附屬具受拂簿 (全 )
- 六、鐵管及附屬具検査簿 (全 )
- 七、セメント検査簿 (全 )
- 八、工事臺帳(費目細節別使拂材料勞力品別日計簿) (工區又ハ工務部)
- 九、材料請負運搬整理簿 (經 理 部)

(四) 工事材料ノ配給

- 第二十二條 各工區ニ於テ所要ノ材料ヲ要求セムトスルトキハ豫メ施工順序及工程ヲ定メ其ノ所要材料ノ種類員數ヲ調査シ其ノ請求書ヲ本部ニ送付スヘシ
- 第二十三條 本部ハ前條ノ請求書ヲ受理シタルトキハ工務課長ノ査定ヲ經テ之ヲ倉庫ニ回付スヘシ
- 第二十四條 材料ノ配給ニ付請負ヲ以テ運搬スベキモノハ工務課長ニ於テ豫メ其ノ種類毎ニ員數重量配給ノ個所及運搬方法期限等ヲ調査シ調査書ヲ經理課ニ回付スヘシ
- 前項ノ調査ニ基キ經理課ハ請負契約ノ手續ヲ了シタルトキハ契約書ノ寫ヲ添ヘ之ヲ倉庫ニ通知スベシ
- 第二十五條 倉庫ハ運搬契約以外ノ材料ヲ請負ニヨリテ運搬セムトスル場合ハ之ヲ請求シ本部ニ於テ其ノ手續ヲ了シタル後施行スヘシ
- 第二十六條 材料配給ハ總テ送付券ヲ發行ス
- 各工區及現場係員ハ送付券ト現品トヲ照合シ送付券ニ添付ノ受領書ニ證印ヲナシ倉庫ニ回付スヘシ

第二十七條 倉庫ハ其ノ配給ヲナシタル材料ノ品名數量等ヲ本部ニ日報スヘシ

第二十八條 各工區ニ於テ一旦配給ヲ受ケタル材料ノ配置場所ヲ變更シ又ハ不用材料ノ返送方ニ付キ請負ヲ以テセムトスルトキハ本部ニ請求シ本部ニ於テ其手續ヲ了シタル後ニ施行スヘシ

第二十九條 本部及各所間ニ於テハ時々帳簿ノ照合ヲナシ相互ニ誤謬ノナキコトヲ期スヘシ

(五) 鐵管及附屬具ノ検査

第三十條 鐵管及附屬具指定ノ場所ニ搬入アリタルトキハ倉庫員ハ其種類員數ヲ調査シテ之ヲ検査簿ニ記入シ搬入報告書ヲ本部ニ送付スヘシ

第三十一條 検査ハ左ノ順序ニヨリテ之ヲ行フヘシ

- 一、管體試驗
- 二、重量試驗
- 三、水壓試驗

第一試驗ニ不合格ノモノハ第二試驗ヲ行ハス第二試驗ニ不合格ノモノハ第三試驗ヲ行ハサルモノトス

第三十二條 合格不合格ノ表示ハ左ノ區別ニヨリ各品ノ外面觀易キ所ニ之ヲ記載スヘシ

- 一、管體試驗 合格ハ カ 不合格ハ ㊦
  - 二、重量試驗 合格ハ チ 不合格ハ ㊧
  - 三、水壓試驗 合格ハ ス 不合格ハ ㊨
- 合格表示ハ白色「ベイント」不合格表示ハ赤色「ベイント」ヲ使用スヘシ

第三十三條 不合格品ハ即時供給人ニ命シ場外ニ搬出セシメ市ノ徽章ヲ削除シ合格品ト混同セサル様處置スヘシ

第三十四條 検査ノ成績ハ一品毎ニ検査野帳ニ記入シタル後之ヲ検査簿ニ記入シ且検査報告ヲ本部ニ差出スヘシ  
(六)「セメント」ノ検査

第三十五條 「セメント」ヲ搬入シタルトキハ倉庫積入以前ニ先ツ概況検査ヲ爲シ不合格品ハ一定ノ場所ニ收受シ故障ナ  
キモノハ假検査トシテ之ヲ倉庫ニ積入レ且報告書ヲ本部ニ差出スヘシ

第三十六條 假検査ノ「セメント」ハ二十樽ヲ以テ一口トシ一口毎ニ一樽ヲ抜キ取り検査ヲ爲ス

第三十七條 品質試験ハ明治三十八年二月農商務省告示第三十五號ニ準據シ之ヲ執行スヘシ

第三十八條 不合格トナリタル口ハ總テ容易ニ認め得ヘキ標印ヲナシ且ツ嚴正ナル區別ヲナシテ積置キ供給人ヲシテ遅  
滞ナク之ヲ引取ラシムヘシ

第三十九條 検査済ノ「セメント」ハ其ノ検査成績報告ヲ本部ニ差出スヘシ

## 第二章 敷設工事實施

### 第一節 地 鎮 祭

上田市上水道敷設工事は前各編に於て叙述したる如き計畫準備に依りて敷設工事を實施するの運びに到りたるが之を要  
するに大正九年七月十日敷設を認可せられ大正十年三月十八日實施設計の認可を得て諸般の準備を整ひ同年四月二十二  
日地鎮祭を執行す當日水源地及淨水地に於て執行の豫定なりしを降雨の爲式場を市役所内ニし午前十時市内各官衙公署  
學校長、市會議員、水道委員、市長助役並に水道職員等參列神職四名によりて左記次第順序に因り嚴に祭式を執行せり  
尙ほ越へて同月二十四日午前水源地及淨水場の現場に神職一名助役水道委員並に其他の職員參向修祓の祭祀を行ふ

#### 四月二十二日地鎮祭式次第順序

- 一、一同着席
- 一、開式の辭
- 一、修 祓 (大麻 鹽 白米)
- 一、降 神 (副齋主) 一同平伏
- 一、獻 饌 (齋 主) 一同平伏
- 一、祭 詞 齋 主 市長 市會議長 水道委員總代 水道技師
- 一、玉串奉奠 齋 主 市長 市會議長 水道委員總代 水道技師
- 一、撤 饌
- 一、昇 神 (副齋主)
- 一、閉式の辭
- 直 會

### 第二節 工事實施ノ概要

此れより先き大正九年四月五日東京市橋本定吉より豫て契約せる水源地調査上總堀請負契約書を提出せしめ、一面試堀  
個所の借入を神川村山浦甚四郎氏に交渉を遂げ、同八日より近藤技師をして之を測量せしめ、同十四日同所試堀工事に  
着手せしめたり、其後六月十日大學教授工學博士中島銳治氏を顧問に囑託し、同二十二日全氏出張水源地を調査したる  
結果、其意見は當初の計畫を變更し千曲川に取水枠を設けて取水することを止め、鐵道線路の北側に適當の場所に鑿

井をなし、尙ほ東西に各數十間の埋渠を設け地下の湧出水を集合し直ちに其鑿井より唧筒を以て送水することとし、而して若し其地下水にして水質良好なるときは濾過池を設けざることもあるべく如斯するときは工事は比較的容易にして且つ工費を減額することとなり大いに利益あり、故に先づ適當なる場所を調査し大仕掛に仕堀をなし電氣唧筒を以て排水しつゝ堀穿をなし而して其湧出水量を正確に調査し給水に足るや否やを確め、又水質に付ても完全なる試験を行ひ、々差支なしと認むる場合に於て之れを實施すべく萬一地下水不足なる場合は同所の北方を貫流せる鹽尻川水を以て之を補充することも出来得る如く場合に應じて其設備をなすを可きとす

此意見に基き前に記載せる目論見書の通設計を變更し、全八月十六日試井堀鑿工事を公入札に附したるに此工費百八拾四圓にて宮下綱次郎に豫定價格以内にて落札し直ちに此工事に着手せしめ、一面全所の運搬道路築造工事を公入札に附したるに何れも豫定價格を超過し、直ちに再入札に附したるも之亦同様なりしか故に設計金額を以て宮下仁平に協議の結果請負をなさしめたり

試井堀鑿の結果は水質良好にして多量なるを確認し水源地と決定して、地鎮祭を執行し計畫に基き着々工事を進行せり然るに集水埋渠は其長さを加ふるに從ひ集水量を増加するが故に設計には百間なりしも之れを百十八間に變更し、東西に長く堀鑿し、砂溜井は集水埋渠の西端より二十九間東端より八十九間の位置に堀鑿し、唧筒井は其北方三十五尺を隔て堀鑿し、唧筒室は奥行三間三尺間口七間三尺の鐵筋コンクリート建にて、別に事務室及宿直室を建設す、此水源の總面積は六千九百六十坪にして之れに築堤を圍らし、空地には檜、落葉松、銀杏、杉、プラタナス、櫻等を植樹す、送水管は内徑十四吋にして唧筒室の西北隅を出て半圓形をなして裏門の地下を通過し之れより一直線に淨水地受水井に至る延長八百七間餘に布設す、水源と淨水地との落差は百八十八尺なり、受水井は送水管にて送りたる水を濾過地に入る、前に一旦之れを受入る井戸にして内徑九尺の混泥土塊造りとし深さ七尺とす、濾過池は三個とし其形は長方形にして巾十

六間長さ十九間八分深さ九尺三寸にして、床は混泥土、周壁は混泥土塊を張立て濾過装置は中央に導流溝を兩側に導流小溝を設け其上に玉石砂利厚さ二尺砂二尺五寸を敷き其上に深さ三尺の水を湛ふることを得る如くし、各濾過池に制水井を設け其内法長さ八尺五寸巾五尺深さ三尺八寸の混泥土造りし量水扉を備へ濾過速度を調節す、配水池は全部混泥土造りにし内法巾約十間長さ二十間深さ十尺とし池内に道流壁を設け池水の停滞を防ぐ又掩蓋を設けて其上に厚さ二尺の土を盛り貯水に塵埃の入るを防ぎ尙外氣の寒暖を受けさらしめたり、淨水池の總面積は九千二百二十九坪にして、將來尙擴張の餘地を存せり、圍らすに築堤を以てし西南の斷崖には躑躅櫻等を植え、市内配水管の幹線は配水池より高等女學校前を経て郵便局に至る間内徑十六吋の鑄鐵管にして之れより各方面に支線を敷設す、郵便局前より原町通柳町丁字路まで十二吋管、其れより柳町を経て上紺屋町中程丁字路まで及郵便局前より松尾町交番前迄十吋管、其れより北天神町全部鐵道線踏切まで日ノ出町、鍛冶町、横町全部及上紺屋町中程丁字路より下紺屋町を経て鎌原地籍常磐城新地入口まで八吋管、其れより西脇新町を経て高橋を越へ諏訪部、生塚の三又點まで及鎌原より常磐城新地に至る間及上紺屋町中程より賑町、丸堀町を経て新參町十字路に至り裁判所北に屈曲し片平町丁字路迄原町と柳町との丁字路より上下房山町を経て川原柳町に至り屈曲して愛宕町を経て配水幹線に至る間及櫻木町全部並に踏入より上中下常田町全部へ六吋管を敷設し其他は四吋或は三吋管を以て殆んゞ全市(大字城下を除く)に涉り網狀をなし其延長七里餘にして各要所には制水弁五十三個を備へ制水の要に供し、消火栓は私設を除き百參拾五個にして人家稠密の程度に從ひ之れを設置せり、尙工事に關する詳細は工事明細表並に圖面を以て之を説明せん

第三節 工事明細表並二圖面

自大正九年度 至大正十年度 繼續 上田市

第四編 施工

費目	豫算	勞力	材料
	円	円	円
取水場費	57,210,000	11,212,650	12,942,851
唧筒場費	37,055,000	9,831,760	26,225,397
送水管費	50,248,000	3,688,740	42,101,862
濾過池費	87,943,000	35,068,640	45,817,289
配水池費	67,955,000	22,939,660	45,573,521
配水管費	302,724,000	16,600,890	261,385,054
用地補償費	52,589,000		
建物費	33,321,000	2,899,380	5,471,080
器具機械費	14,104,000		13,652,844
運搬費	26,593,000	24,849,348	2,028,374
調査検査費	9,578,000	7,804,230	1,474,050
電話費	1,040,000	57,600	
事務所費	88,840,000		
豫備費	20,000,000		
合計	850,000,000		
經常部繰越殘品			
豫算殘金			

取水

三七九

工事名	豫算	工事着手年月日	工事終了年月日	工事請負者住所氏名	種類
集水埋渠	10,023,660	9. 7. 24	10. 11. 24	新潟縣西頸城郡能生町 中村千代吉	セメント
同堀鑿	18,840,000	10. 6. 2	〃		
同埋戻	2,032,800	〃	〃		
砂溜井	2,262,000	9. 6. 1	10. 12. 27	上田市 増村章一	

水道工事明細表

請負金額	竣工高計	備考
円	円	
23,526,390	47,681,891	
1,788,900	37,846,057	
2,717,130	48,507,732	
6,940,570	87,826,499	
5,553,270	74,066,451	
20,005,040	297,990,984	
	53,861,700	土地購入費及補償費
26,216,820	34,587,280	
	13,652,844	
17,797,690	44,675,412	
525,210	9,803,490	
1,031,860	1,089,460	
	89,064,370	
	840,654,170	
	4,115,178	
	5,230,640	四拾五入ノ關係ニテ一錢二厘少クナル

塲費

數量	主ナル材料供給者住所氏名	勞力	材料	請負金額	竣工高計
	長野市 鷺澤平六	1,293,520	4,091,282	5,184,490	10,569,292
			6,005,188	13,763,640	19,768,828
		456,030	997,463	910,200	2,363,693

三七八

取水

工事名	豫算	工事着手年月日	工事終了年月日	工事請負者住所氏名	種類
人孔	1.760000	9.7.7	10.12.27		
道路改築	14.521608	9.10.30	11.7.4	上田市 宮下仁平	
周囲土堤及柵垣	2.720000	12.3.6	12.6.30	上田市 成澤定吉	吉野櫻 プラタナス 山紅葉ヒマ ラヤシード 銀杏植付
雑費	5.049860	9.10.3	12.3.31	新潟縣西頸城郡能生町 中村千代吉 上田市 増村幸一	
計	57.210000				

唧筒

工事名	豫算	工事着手年月日	工事終了年月日	工事請負者住所氏名	種類
電動唧筒	7.200000	11.11.17	11.11.17		6"3段SM. 型電動ター ビンポンプ 3"
電動機	7.023000	〃	〃		一式
同上附屬品	3.975000	〃	〃		一式
基礎及据付	6.700000	10.6.2	10.11.24	新潟縣西頸城郡能生町 中村千代吉	
唧筒井	7.500000	10.12.10	12.3.31	〃	
制水壩	276000	9.7.1	9.7.1		
同上	144000	〃	〃		
逆流弁	120000	〃	〃		
鑄鐵直管	360000	9.7.10	9.7.10		
同上異形管	576400	〃	〃		
手柄壺	108000	10.9.3	10.9.3		
雑費	3.072600	9.4.4	12.3.31		
計	37.055000				

場費

数量	主ナル材料供給者住所氏名	勞力	材料	請負金額	竣工高計
		427260	1.302646	426820	2.156726
		409300	131690	501790	1.042780
		109300	223000	2.739450	3.071750
		8.517240	191582	0	8.708822
		11.212650	12.942851	23.526390	47.681891

場費

数量	主ナル材料供給者住所氏名	勞力	材料	請負金額	竣工高計
3.	東京麴町區八重洲町 日立製作所		7.558000		7.558000
1.	〃		7.023000		7.023000
	〃		4.895000		4.895000
		6.604120	3.273543		9.877663
		1.221610	2.766464	1.772900	5.760974
	大阪市南區難波稻荷町 田中喜三郎		233700		233700
	〃				0
	〃				0
	〃		309980		309980
	長野市 前田鐵工所		26510		26510
	全		18700		18700
		2.006030	120500	16000	2.142530
		9.831760	26.225397	1.788900	37.846057

送 水

工 事 名	豫 算	工事着手 年月日	工事終了 年月日	工事請負者住所氏名	種 類
鑄 鐵 直 管	41,540,040	10. 8. 25	10. 8. 25		
〃 異 形 管	453,200	〃	〃		
〃 布 設 費	4,547,400	10. 5. 1	11. 11. 10	上田市 宮下 仁平 島村 雪松 堀内益之輔 濱村用太郎	
制 水 弁	96,000	10. 8. 25	10. 8. 25	東京 山喜 商會	
〃 表 函	67,500	〃	〃		
排 氣 栓	205,000	〃	〃		
土 管 埋 設	91,600				
〃	114,580				
河 川 横 斷	712,000				
送 水 路 改 築	1,811,680	10. 4. 14	11. 12. 1	上田市 濱 村 用 太 郎	
雜 費	609,000	10. 5. 1	11. 12. 27		
計	50,248,000				

第四編  
施 工

濾 過

工 事 名	豫 算	工事着手 年月日	工事終了 年月日	工事請負者住所氏名	種 類
1.3.6 混 凝 土 工	14,231,700	10. 9. 18	11. 10. 28		セメント
1.25.5.10 同 上	2,255,520				
1.3.6 同 上 塊 張 工	6,172,810	10. 6. 21	11. 12. 13		
粘 土 工	7,889,560	10. 9. 18	11. 10. 21		
アスファルト工	300,000	11. 4. 12	11. 11. 21		
モルタル塗工	1,435,820	11. 7. 20	11. 12. 20		
花 崗 石 工	4,032,000	11. 6. 19	11. 12. 20		
1.3.6 混 凝 塊 工	502,800	10. 8. 23	11. 6. 24		
煉 瓦	2,288,880	11. 3. 11	11. 12. 10		

三八三

管 費

數 量	主ナル材料供給者 住 所 氏 名	勞 力	材 料	請負金額	竣功高計
	大阪難波稻荷町 田中喜三郎 〃北高岸町久保田鐵工所 長野市 前田鐵工所		39,188,050		39,188,050
		3,282,590	2,100,892	1,083,000	6,466,482
	大阪市立賣堀通町 山喜商店		180,300		180,300
	〃		28,760		28,760
	〃		120,000		120,000
					0
					0
					0
		396,550		1,634,130	2,030,680
		9,600			9,600
		3,688,740	42,101,862	2,717,130	48,507,732

第四編  
施 工

池 費

數 量	主ナル材料供給者 住 所 氏 名	勞 力	材 料	請負金額	竣功高計
	長野市 鷺澤平六	4,813,070	7,762,334		12,575,404
		641,566	301,000		942,566
		3,983,484	4,028,162		8,011,646
		6,405,640	976,060	449,650	7,831,350
	上田市 瀧澤太郎	100,030	238,806		338,836
		536,370	894,525		1,430,895
	茨城縣眞壁 眞壁石材會社	1,733,040	1,868,531	800,570	4,402,141
		374,570	488,200		862,770
	上田市 大井幸助	137,530	1,716,000		1,853,530

三八二



濾 過

工 事 名	豫 算	工事着手 年月日	工事終了 年月日	工事請負者住所氏名	種 類
濾 過 砂 利	7.546500	10. 4. 29	11. 10. 1	上田市諏訪形 柳澤 二布	砂 利
〃 〃 砂	6.650000	10. 7. 20	〃	〃	砂
鑄 鐵 直 管	5.729400	11. 3. 21	11. 9. 24		
同 上 異 形 管	1.529000	〃	〃		
布 設 費	1.427850	11. 3. 31	11. 10. 3		
制 水 弁	199000	11. 3. 21	11. 9. 24		
同 上	1.071000	〃	〃		
同 上	518000	〃	〃		
平 底 弁	135000	〃	〃		
制水弁 大表面	142000	〃	〃		
量 水 板	900000				
土 管 埋 設	1.050510	11. 3. 7	11. 10. 20		
排 水 小 溝	252500	11. 7. 20	11. 10. 4		
階 段	300000	11. 6. 23	11. 12. 24	上田市 小林 大藏	笠石据付
土 堤	1.794000	11. 7. 20	11. 12. 3		
張 芝 工	824000	11. 8. 3	12. 3. 24	上田市 島村 雪松	
敷 砂 利	231660	11. 7. 20	12. 3. 24		
諸 金 物	49860				
堀 鑿 工	7.509600	10.5. 26	11. 9. 24	新潟縣西頸城郡加茂町 小柳 寅次	
盛 土 工	4.066200				
受 水 井	900000	10. 10. 31	11. 3. 22	左官 上田市丸山繁太郎	モルタル塗 タイル張
制 水 井	4.200000	11. 3. 11	11. 12. 10	煉瓦工 〃 横嶋 良吉	
砂利樹砂洗工	1.000000	12. 3. 20	12. 6. 4	上田市 嶋村 雪松	
雜 費	807780	10. 9. 23	11. 4. 25	上田市 島村 雪松	
計	87.943000				

第四編  
施  
工

三八五

池 費

數 量	主ナル材料供給者 住 所 氏 名	勞 力	材 料	請負金額	竣工高計
		1.584500	5.508470		7.092970
		880400	5.025930		5.906330
	大阪南區難波稻荷町 田中 喜三郎		5.715890		5.715890
	長野市 前田鐵工所		1.515820		1.515820
		1.500670	426208		1.926878
	直管ト同人		168500		168500
	〃		784200		784200
	〃		443100		443100
	〃		186000		186000
	〃		19410		19410
	上田市 大井 零助	611640	574795		1.186435
		52600	423425		476025
	佐久石材會社	372620	54610	119500	546730
		3.321970	545600	352000	4.219570
		2390	176500	129500	308390
		205100	458413		663513
			224400		224400
		3.971090	207800	3.627050	7.805940
		641670	203892		845562
		2.851170	3.849451	450200	7.150821
			503177	833100	1.336277
		347520	528080	179000	1.054600
		35.068640	45.817289	6.940570	87.826499

第四編  
施  
工

三八四

配 水

工 事 名	豫 算	工事着手 年月日	工事終了 年月日	工事請負者住所氏名	種 類
1.3.6 混 凝 土 工	31.585950	10.3.29	11.10.2		
1.25.5.10 同 上	2.185200				
花 崗 石 工	1.344000	11.8.15	11.11.5		
煉 瓦 工	4.432500	11.6.14	11.10.9		
アスファルト工	2.660000	11.4.28	11.10.6		
ク	512000				
鐵 板	98000				
水 位 指 示 機	600000				
量 水 機 室	500000	11.5.11	11.11.30		
量 水 機	930000	12.2.1	11.2.1		
鑄 鐵 直 管	6.000000	11.3.21	11.3.21		
ク 異 形 管	2.160000	〃	〃		
ク 布 設 費	145200	11.4.23	11.11.23		
制 水 弁	886770	11.3.21	11.3.21		
ク	612000	〃	〃		
ク 表 函	260000	〃	〃		
諸 金 物	213000				
土 管 埋 設	99360	11.7.10	11.10.20		
排 水 溝	108300	11.9.10	11.11.17		
排 水 小 溝	1.488000	11.10.7	12.3.31		
土 堤	189880	11.10.20	〃		
敷 砂 利	1.034000	11.11.15	〃		
張 芝	556200	11.11.15	〃		
堀 鑿	3.342000	10.3.16	10.10.4	上田市 島村雪松	
盛 土 工	3.002400				
雜 費	1.495760	10.10.24	12.3.31	上田市 島村雪松	
計	67.955000				

第  
四  
編  
施  
工

三  
八  
七

池 費

數 量	主 住 所	材 料 供 給 者 氏 名	勞 力	材 料	請 負 金 額	竣 功 高 計
			235790	862850	449280	1.547920
			12.390170	21.917988	278540	34.586698
	茨城縣眞壁眞壁石材會社		1.022430	1.300400		2.322830
	上田市 大井 幸助		1.597580	3.397668		4.995248
	上田市 瀧澤 太郎		1.199850	2.103544		3.303394
	東京 日本石油株式會社					
			152510	729917	478500	1.360927
	東京市日本橋區之四日市町	村井貿易商會		6.000000		6.000000
	大阪南區難波稻荷町	田中喜三郎		2.656240		2.656240
	長野市 前田鐵工所			720000		720000
			952830	489228	118000	1.560058
	直管卜同人			653500		653500
	〃			220600		220600
	〃					
			100150	82500		182650
			1.312760	804500		2.347660
			157090			157090
			849700	724497	989000	2.563197
			160000			160000
			356000	161725		517725
			1.453230	1.301447	2.518300	5.272977
			999570	1.446917	491250	2.937737
			22.939660	45.573521	5.553270	74.066451

第  
四  
編  
施  
工

三  
八  
六

配 水

工 事 名	豫 算	工事着手 年 月 日	工事終了 年 月 日	工事請負者住所氏名	種 類
16〃 鋳 鐵 直 管	43.164 000	10. 6. 21	11. 5. 29		
12〃	9.489 600	〃	〃		
10〃	14.441 400	〃	〃		
8〃	37.877 400	〃	〃		
6〃	38.831 400	〃	11. 8. 28		
4〃	38.248 200	〃	〃		
3〃	28.137 000	〃	〃		
異 形 管	6.472 400	11. 1. 13	11. 12. 27		
16〃 制 水 弁	828 000	10. 11. 8	11. 11. 7		
12〃	306 000	〃	〃		
10〃	260 000	〃	〃		
8〃	518 000	〃	〃		
6〃	864 000	〃	〃		
4〃	336 000	〃	〃		
3〃	264 000	〃	〃		
16〃 布 設 費	6.849 500	10. 6. 17	11. 10. 15	上田市増村幸一島村雪松ヤーン	
12〃	1.615 640	〃	11. 4. 10	増村幸一	
10〃	2.786 000	〃	11. 4. 10	増村幸一	
8〃	8.218 100	10. 7. 12	10. 12. 28	増村幸一増田宇兵衛 金井宇良吉	
6〃	8.974 500	10. 10. 1	〃	増村幸一増田宇兵衛	
4〃	14.075 040	10. 7. 12	〃	増村幸一増田宇兵衛	
3〃	16 290 750	10. 7. 12	11. 6. 7	増村幸一金井宇良吉	
制水弁小型表面	862 500	10. 7. 16	11. 9. 4		
〃 大 〃	497 000	〃	〃		

第四編  
施  
工

三八九

管 費

數 量	主ナル材料供給者 住 所 氏 名	勞 力	材 料	請負金額	竣功高計
	長野市役所 大阪南區安堂寺橋通 佐渡島伊兵衛		41.996 221		41.996 221
	大阪市南區北高岸町 久保田鐵工所		9.368 911		9.368 911
	〃		13.682 341		13.682 341
	東京市神田區材木町 三崎芳之助		37.582 509		37.582 509
	〃		42.123 084		42.123 084
	〃		38.704 704		38.704 704
	〃		30 800 730		30.800 730
	長野市 前田鐵工所		7.464 640		7.464 640
	大阪市南區難波稻荷町 田中喜三郎 東京 山喜商店		964 100		964 100
	〃		261 400		261 400
	〃		220 600		220 600
	〃		443 100		443 100
	〃		741 600		741 600
	〃		336 000		336 000
	〃		315 000		315 000
	東京日本橋箱崎町 石塚要助	1.395 130	1.720 705	1.297 230	4.413 065
	〃	386 960	648 590	533 590	1.569 140
	〃	717 540	1.099 890	639 440	2.456 870
	〃	2.204 880	2.144 232	1.486 280	5.835 392
	〃	2.626 860	3.239 050	2.721 800	8.587 710
	〃	4.028 730	4.480 907	3.630 610	12.140 247
	〃	2.851 210	3.379 200	4.896 410	11.126 820
	大阪市南區難波稻荷町 田中喜三郎	198 350	210 810		409 160
	〃	56 990	162 926		219 916

第四編  
施  
工

三八八

配 水

工 事 名	豫 算	工事着手 年月日	工事終了 年月日	工事請負者住所氏名	種 類
排 氣 栓	80000	10. 7. 18	11. 7. 18	上田市 増田 宇兵衛 増村 幸一	
消 火 栓	10,800,000	10. 7. 16	11. 9. 4		
共 用 栓	6,099,600	11. 6. 15	11. 11. 16		
溝 渠 横 断	979,200				
道 路 改 築	3,209,600				
土 管 埋 設	303,240	10. 5. 16	10. 7. 28		
雑 費	11,125,930				
計	302,724,000				

用 地 補

工 事 名	豫 算	工事着手 年月日	工事終了 年月日	工事請負者住所氏名	種 類
水 源 用 地	19,433,900	9. 5. 29	11. 6. 30		
水源送水路用地	2,450,000	10. 6. 4	10. 12. 19		
送 水 路 用 地	3,808,000	10. 6. 4	〃		
淨 水 場 用 地	16,888,650	〃	11. 10. 7		
運搬路用地各所 材料置場 地 用	630,000	10. 6. 14	〃		
配水管路用地	3,457,750	〃	〃		
補償料 其他 雑	5,920,750	9. 5. 10	12. 3. 31		
計	52,589,000				

建 物

工 事 名	豫 算	工事着手 年月日	工事終了 年月日	工事請負者住所氏名	種 類
唧 筒 室	12,240,000	11. 6. 20	11. 10. 5	東京 清 水 組	セメント
水源地事務室	3,110,000	11. 10. 28	12. 4. 16	上田市 柳 澤 市兵衛	

管 費

數 量	主ナル材料供給者 住 所 氏 名	勞 力	材 料	請負金額	竣功高計
	〃		74,380		74,380
	制水弁供給者ト同シ	539,980	11,207,064		11,747,044
	東京 植田 商店	617,060	4,273,190		4,890,250
		119,420		4,799,680	4,919,100
		857,780	3,739,170		4,596,950
		16,600,890	261,385,054	20,005,040	297,990,984

償 費

數 量	主ナル材料供給者 住 所 氏 名	勞 力	材 料	請負金額	竣功高計
面坪 6,960					19,333,000
804					2,754,780
1,191.5					3,789,650
9,129					16,647,100
3年 面坪 1,015					856,010
0					3,228,000
					7,253,160
					53,861,700

費

數 量	主ナル材料供給者 住 所 氏 名	勞 力	材 料	請負金額	竣功高計
	長野市 鷺 澤 平 六		615,750	9,741,200	10,356,950
		558,000	258,630	2,991,800	3,808,430

建 物

工 事 名	豫 算	工事着手 年月日	工事終了 年月日	工事請負者住所氏名	種 類
浄水場事務室	4,180,000	11.11.12	12.5.31	上田市 宮下 鯛次郎	
水道部使丁室	1,130,000			上田市 柳澤 市兵衛	
湯 沸 場					
本部倉庫	3,416,000	10.1.31	10.7.12	上田市 増村 幸一	材木
水源地仮事務所 移轉公舎=改築	1,200,000	12.3.6	12.6.12	上田市 堀内 益之輔	
浄水場假事務所 移轉公舎=改築	1,200,000	12.3.10	12.6.25	上田市 宮下 鯛次郎	
門 及 門 扉	1,600,000	12.3.31	12.6.10	小縣郡和村 山田金次郎	
鍛冶工場工夫職 工詰所水圧試験 場	1,997,500	12.3.10	12.5.12	上田市 増村 幸一	
假 建 物	667,500	9.8.24	11.10.15	上田市 堀内 益之輔	
雜 費	0	9.9.5	12.3.31	上田市 堀内 益之輔	
計	33,321,000				

第四編  
施 工

器 具 機

工 事 名	豫 算	工事着手 年月日	工事終了 年月日	工事請負者住所氏名	種 類
測量製圖用具	1,600,000	9.5.7			レベル トランシツ ト其他
鍛 冶 鐵 工 具	1,100,000	〃			鑿孔機
鉛 工 用 具					
土 木 用 具	2,300,000	〃			シヤヤシヨ ンポンプ
運 搬 用 具	800,000	〃			
セメント鐵管量 水機試験用具	1,300,000	〃			
排 水 用 具	6,500,000	〃			
雜 費	504,000	〃			
計	14,104,000	〃			

三九三

費

數 量	主ナル材料供給者 住 所 氏 名	勞 力	材 料	請負金額	竣功高計
			688,350	3,900,000	4,588,350
	上田市 柳澤 市兵衛 長谷川 嘉重 堀内 益之輔	32,000	1,367,310	1,921,640	3,320,950
				1,800,000	1,800,000
			24,500	435,000	459,500
			1,201,880	810,000	2,011,880
				2,097,000	2,097,000
		1,386,080	1,234,360	2,220,180	4,840,620
		923,300	80,300	300,000	1,303,600
		2,899,380	5,471,080	26,216,820	34,587,280

第四編  
施 工

械 費

數 量	主ナル材料供給者 住 所 氏 名	勞 力	材 料	請負金額	竣功高計
	東京神田鍋町 成田 幾次郎 〃 京橋銀座 宮田 義左衛門		1,163,640		1,163,640
	大阪西區立賣堀北通 岩田兄弟商會		1,834,084		1,834,084
	上田 小島 省吾 長野市 役所		6,184,800		6,184,800
	上田 小島 省吾		1,562,280		1,562,280
	東京京橋銀座三ノ五 玉屋 商店		1,238,840		1,238,840
			1,521,530		1,521,530
			145,670		145,670
			13,652,844		13,652,844

三九二

運 搬

工 事 名	豫 算	工事着手年月日	工事終了年月日	工事請負者住所氏名	種 類
浄水地工事材料	11.533000	10. 8. 24	12. 3. 24		
諸材料器具機械	10.873000	〃	〃		
混凝土塊 運搬	1.000000	10. 10. 3	10. 10. 30		
輕便軌條	2.500000	10. 3. 31			軌條 1哩
雜 費	686800				
計	26.593000				

調 査 檢

工 事 名	豫 算	工事着手年月日	工事終了年月日	工事請負者住所氏名	種 類
調 査 費	5.650000	9. 4. 14	11. 9. 13	東京赤坂區青山高持町 橋本定吉	試驗井戸堀
鐵管檢査費	3.500000	10. 2. 1	11. 11. 3		
雜 費	428000	9. 4. 11	12. 3. 31		
計	9.578000				

電 話

工 事 名	豫 算	工事着手年月日	工事終了年月日	工事請負者住所氏名	種 類
架 設 工	1.840000				

事 務

工 事 費	豫 算	工事着手年月日	工事終了年月日	工事請負者住所氏名	種 類
給 料	37.920000	9. 4. 1	12. 3. 31		
技 師	4.800000	9. 4. 21	〃		

費

數量	主ナル材料供給者住所氏名	勞 力	材 料	請負金額	竣功高計
		14.405858 313500	521844	400000	15.327702
	上田市 中 牛 馬	3.517550	11700	17.397690	21.240404
		761740			761740
	東京府下大崎町 高砂工業株式會社	3.965270	1.454660		5.419930
	上田市馬挽 宮本源太郎	1.885430	40170		1.925600
		24.849348	2.028374	17.797690	44.675412

査 費

數量	主ナル材料供給者住所氏名	勞 力	材 料	請負金額	竣功高計
		1.555820	1.108140	525210	3.189170
		5.253390	365910		5.619300
		995020			995020
		7.804230	1.474050	525210	9.803490

費

數量	主ナル材料供給者住所氏名	勞 力	材 料	請負金額	竣功高計
		57600		1.031860	1.089460

所 費

數量	主ナル材料供給者住所氏名	勞 力	材 料	金 額	竣功高計
				37.532110	37.532110
3年				4.800000	4.800000

事 務

工 事 名	豫 算	工 事 着 手		工 事 請 買 者 住 所 氏 名	種 類
		年 月 日	年 月 日		
技 手	7.200000	9. 4. 1	12. 3. 31		
書 記	12.960000		〃		
助 手 及 雇	12.960000		〃		
雜 給	43.170000		〃		
備 人 給	3.600000	9. 9. 1	〃		
旅 費 手 當	2.100000	9. 4. 5	〃		
現 場 手 當	3.000000	9. 4. 1	〃		
委 員 實 費 辦 償	1.380000	9. 5. 21	〃		
賞 與	18.000000	9. 12. 28	〃		
臨 時 手 當	2.486000	9. 4. 1	11. 12. 28		
退 職 手 當 及 報 酬	170000		9. 12. 30		
囑 託 手 當	12.434000	9. 7. 22			
需 用 費	7.400000	9. 4. 19			
備 品	2.280000	9. 4. 19			
消 耗 品	3.510000	9. 4. 19			
印 刷 費	624000	9. 4. 16	12. 3. 31		
通 信 運 搬 費	504000	9. 4. 6	〃		
被 服 費	220000	10. 5. 21	〃		
賄 費	262000	9. 4. 1	〃		
雜 費	350000	9. 7. 21	〃		
雜	350000		〃		
計	88.840000		〃		

第四編 施 工

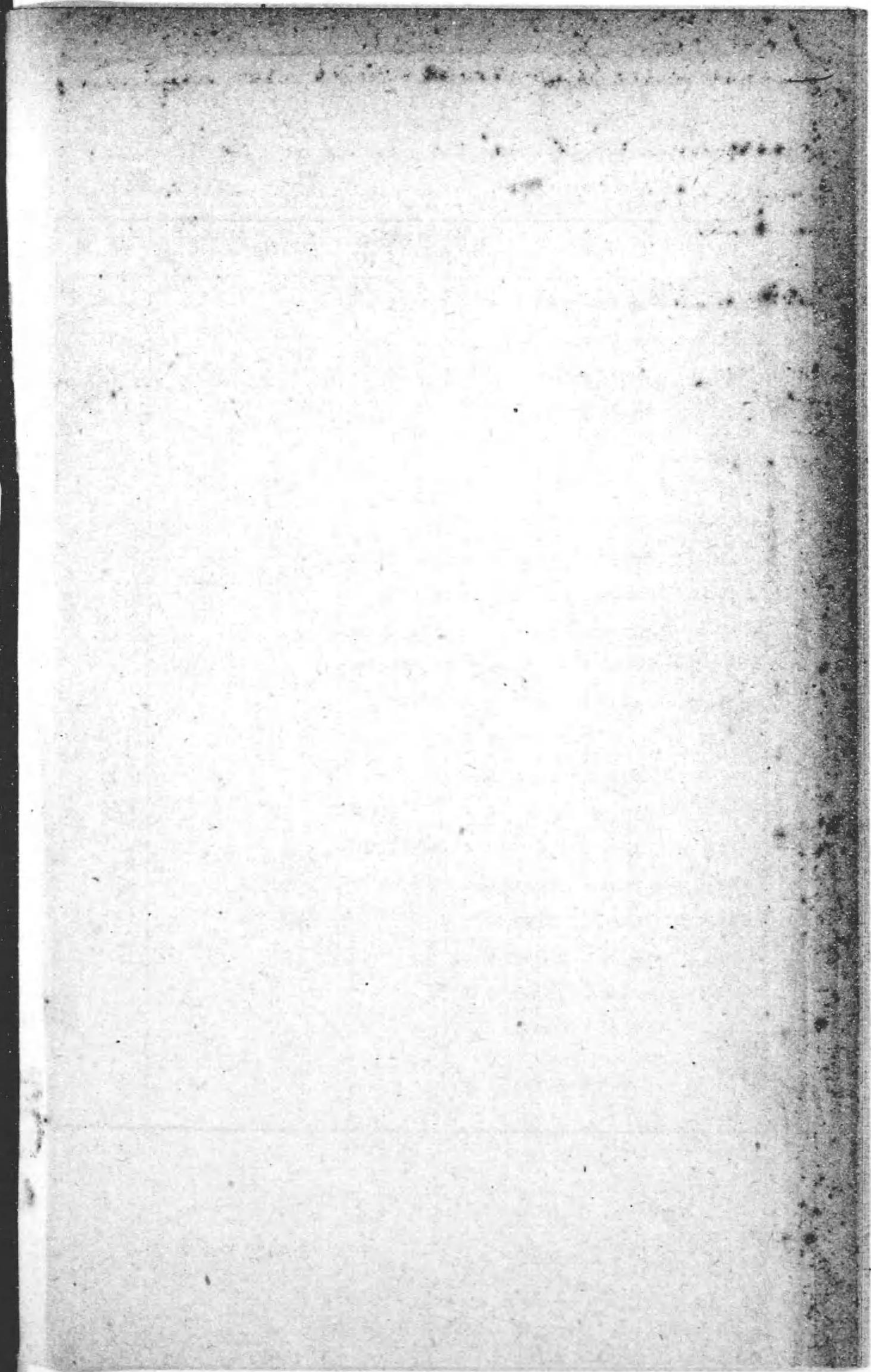
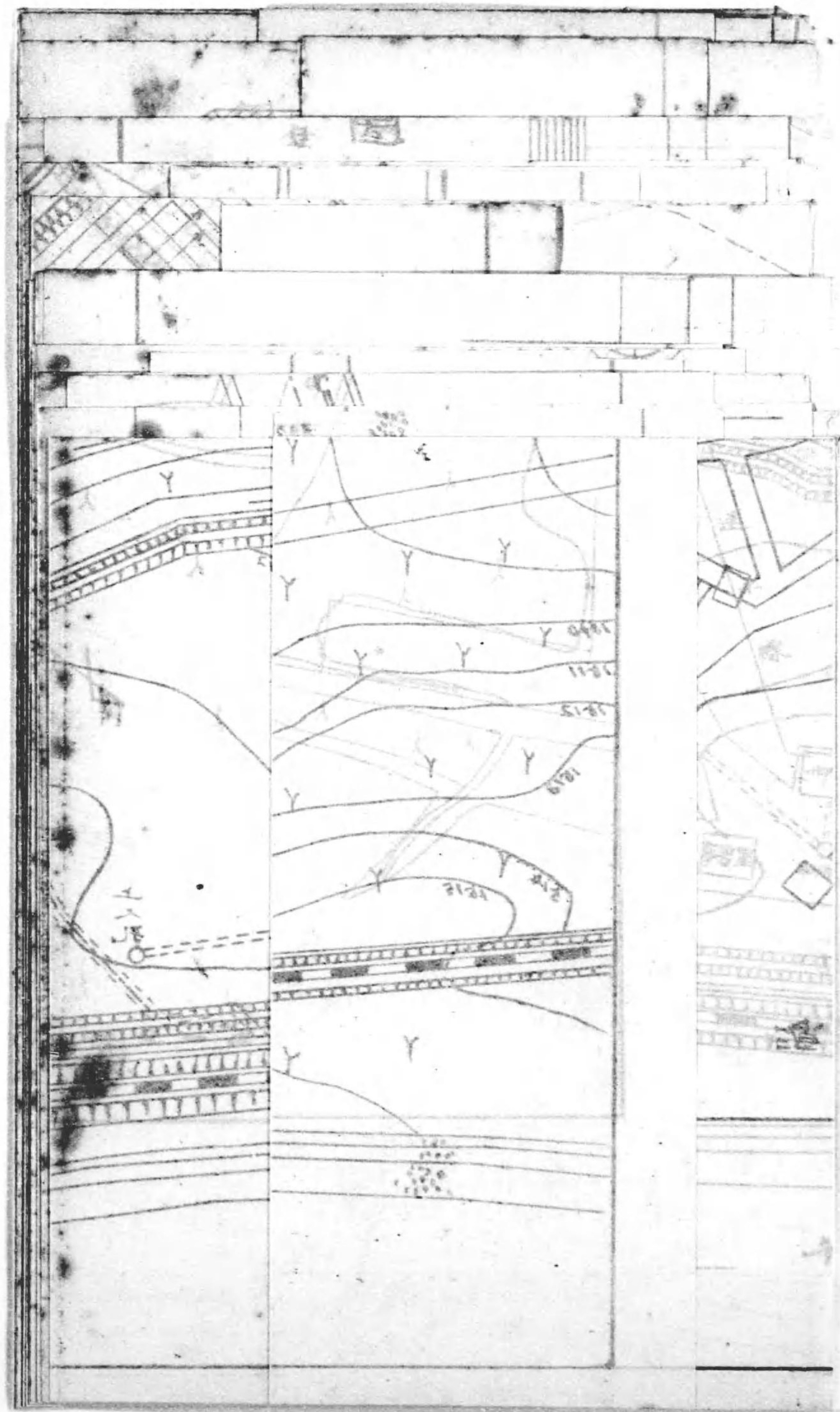
三九七

所 費

數 量	主 住 所	材 料 供 給 者 氏 名	勞 力	材 料	金 額		竣 功 高 計
					金 額	竣 功 高 計	
83月					6.704810	6.704810	
271〃					14.836630	14.836630	
297〃					11.190670	11.190670	
					43.444020	43.444020	
144月					3.583670	3.583670	
3年					1.990750	1.990750	
〃					3.049580	3.049580	
〃					1.412370	1.412370	
					20.467000	20.467000	
					2.486390	2.486390	
					166120	166120	
					10.288140	10.288140	
					7.775840	7.775840	
					2.101570	2.101570	
					4.140280	4.140280	
					463550	463550	
					510550	510550	
					245990	245990	
					313900	313900	
					312400	312400	
					312400	312400	
					89.064370	89.064370	

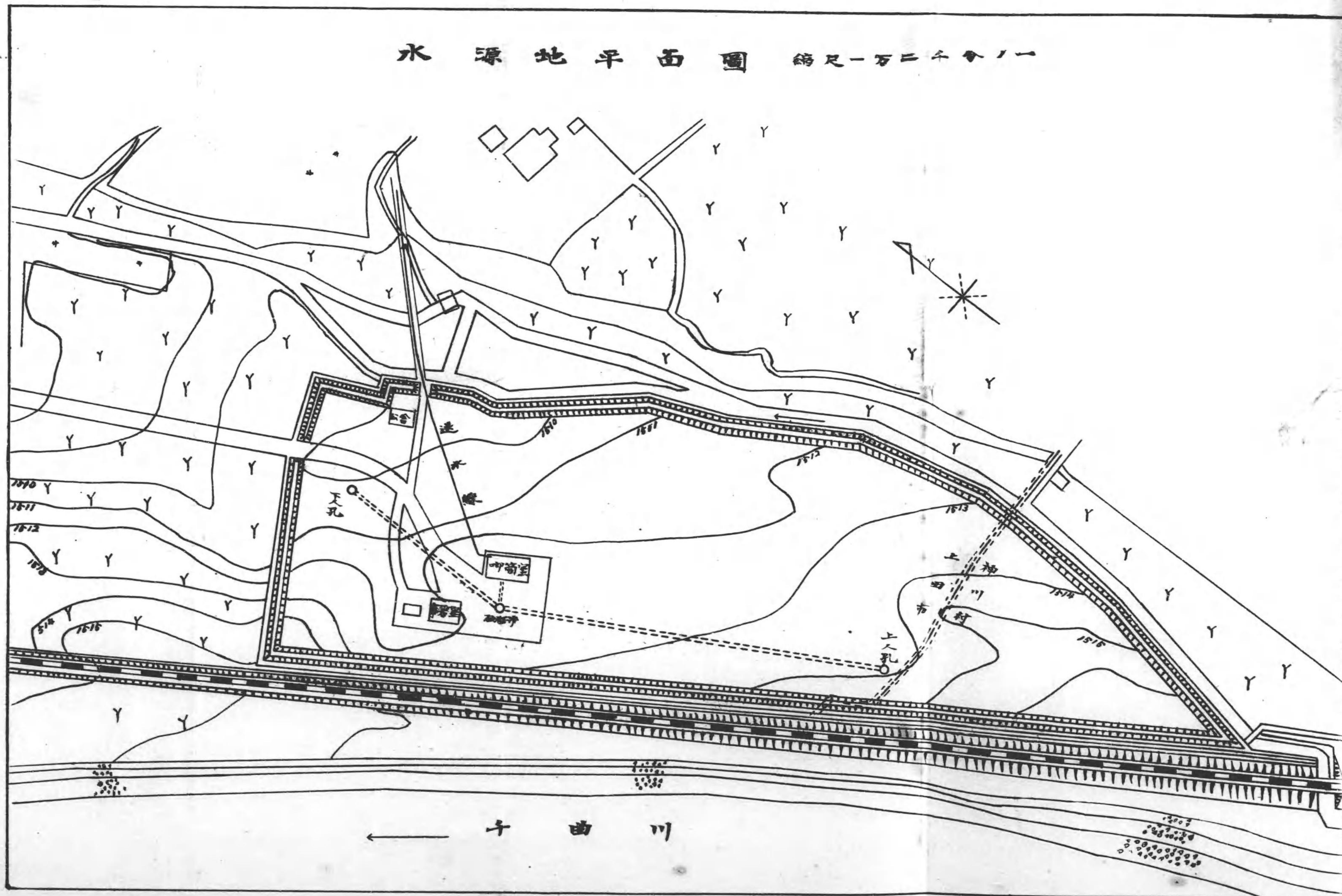
第四編 施 工

三九六

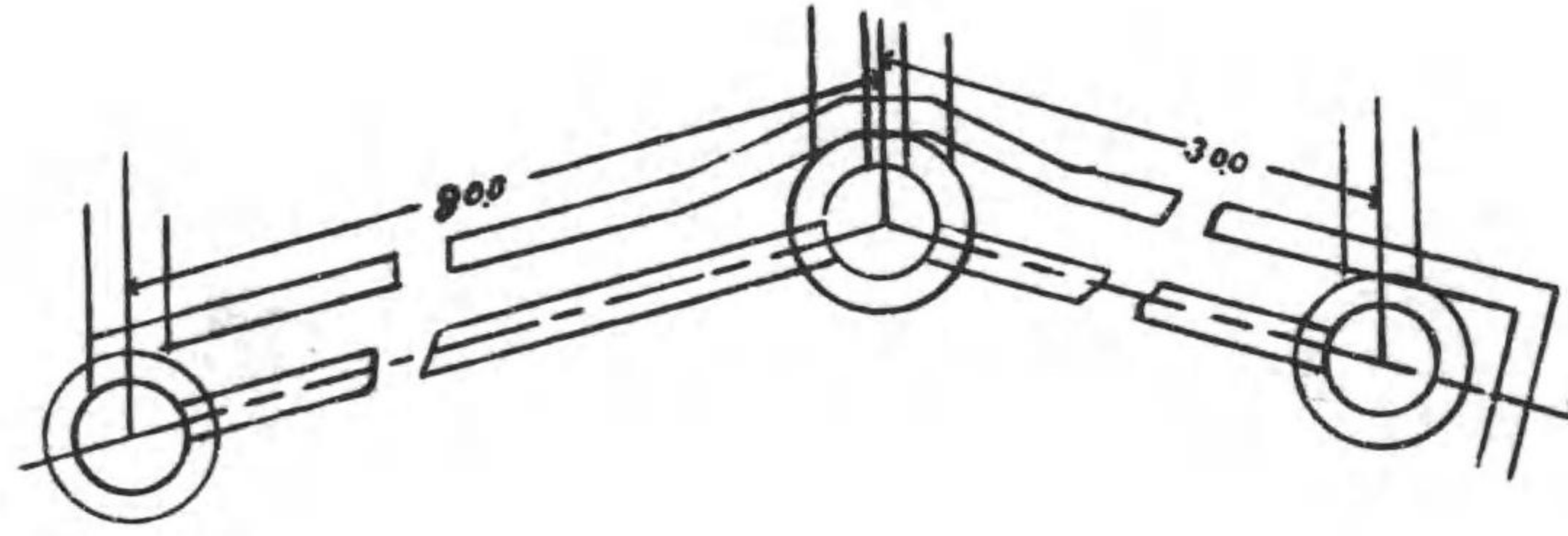




水源地平面圖 縮尺一萬二千分一

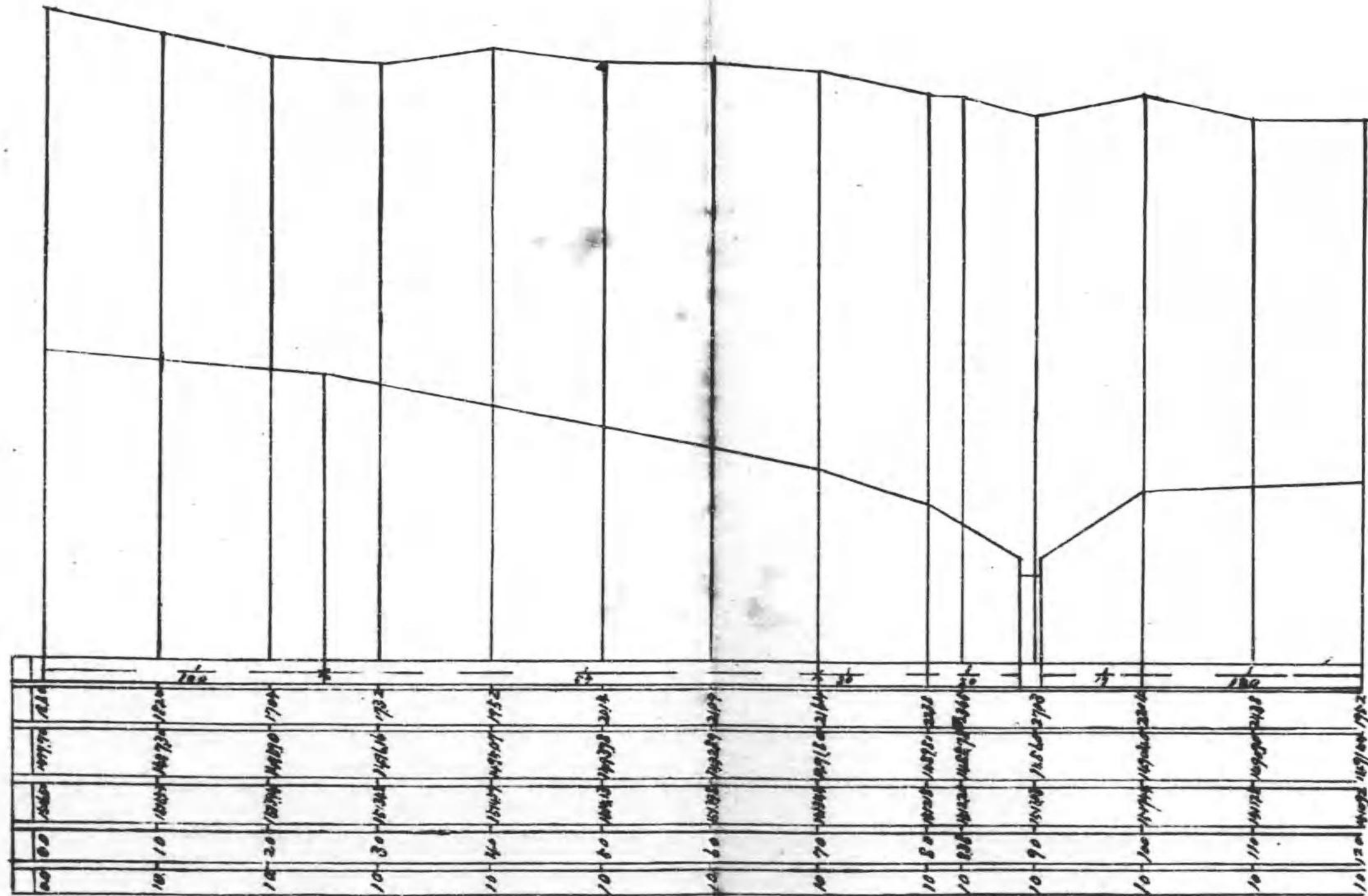


集水埋渠平面圖

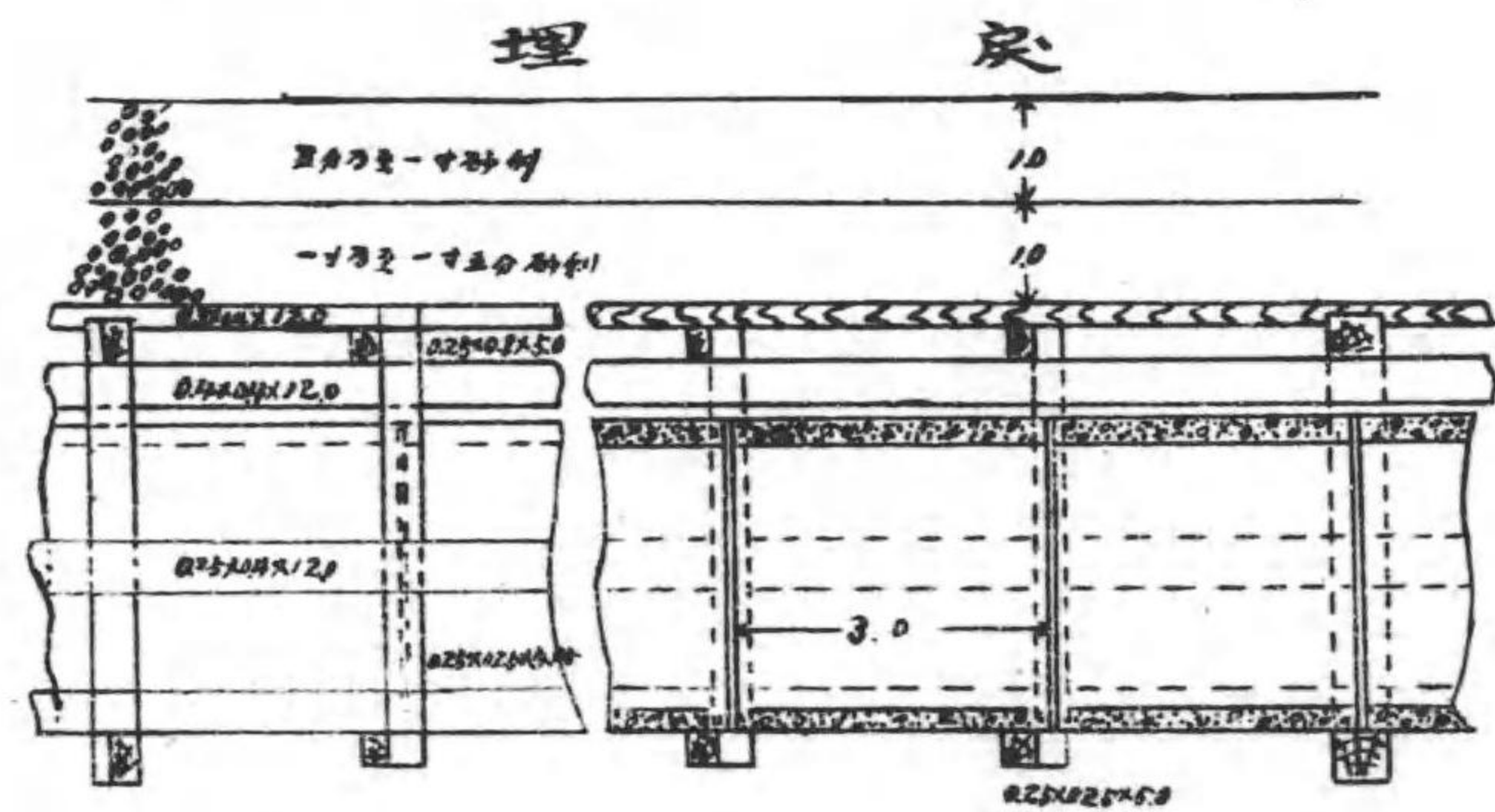


集水埋渠縱断面圖

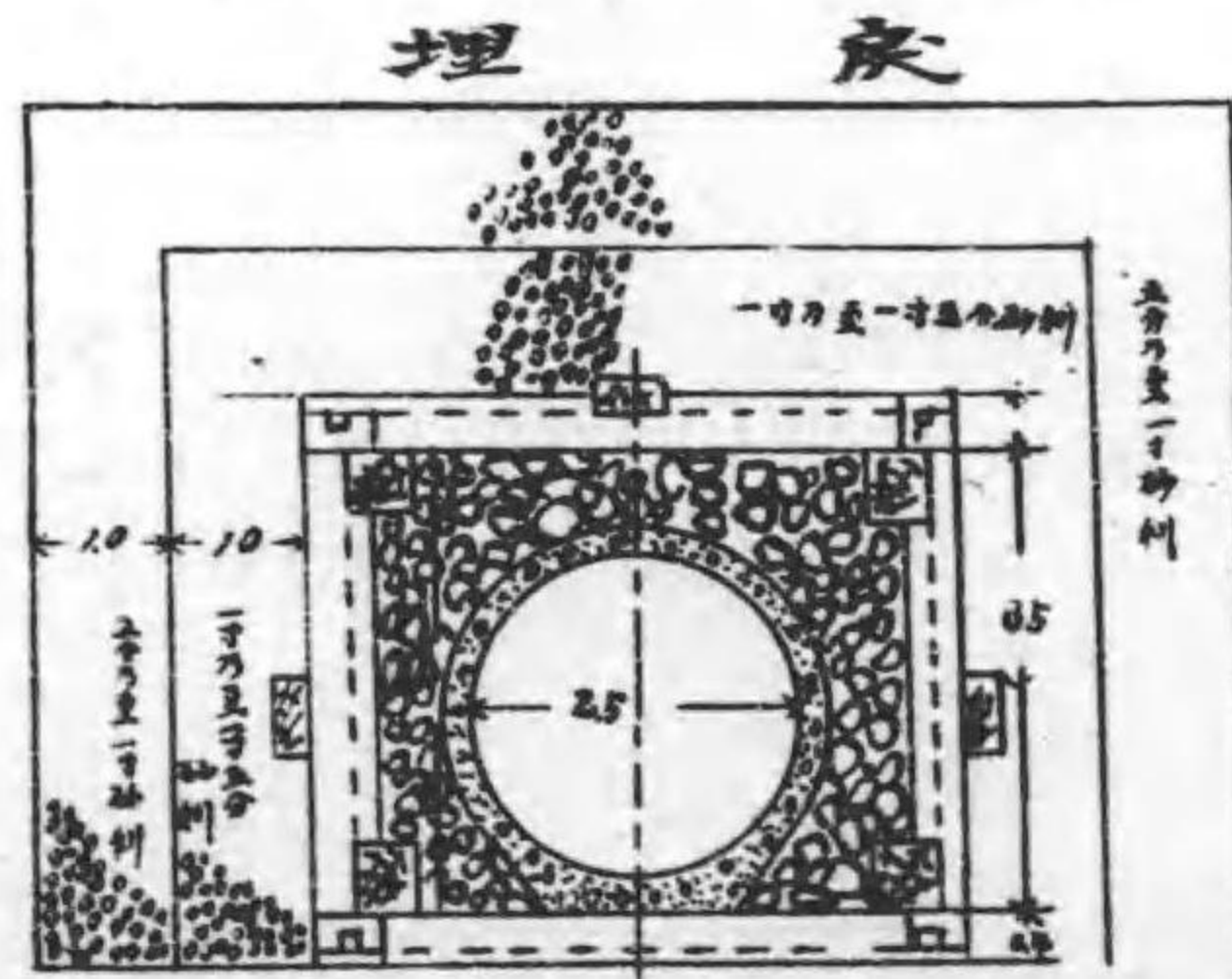
縮尺 橫千二百分一  
縱百二十分一



埋渠側面及縱断面圖 縮尺四十分一

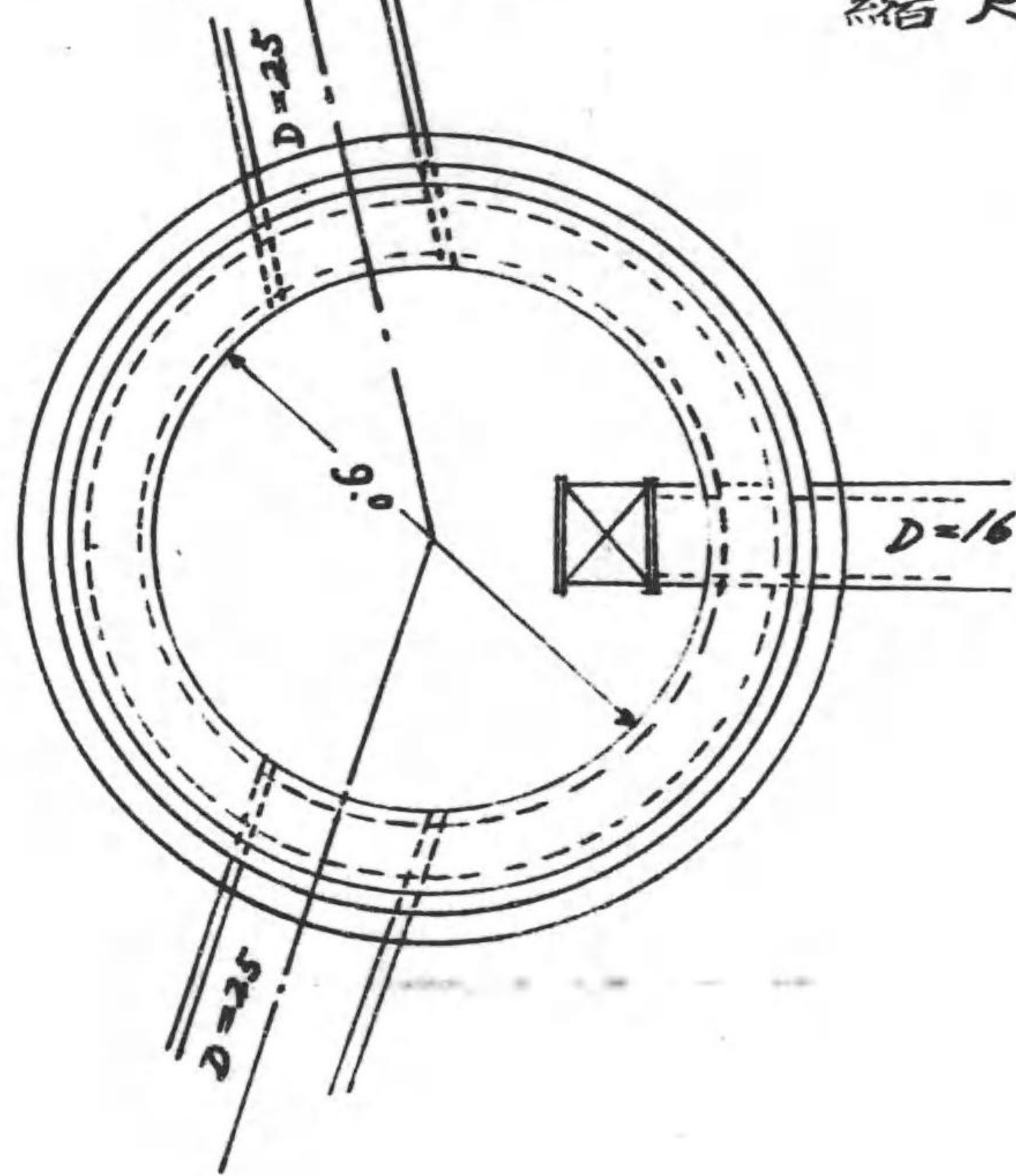


埋渠橫断面圖

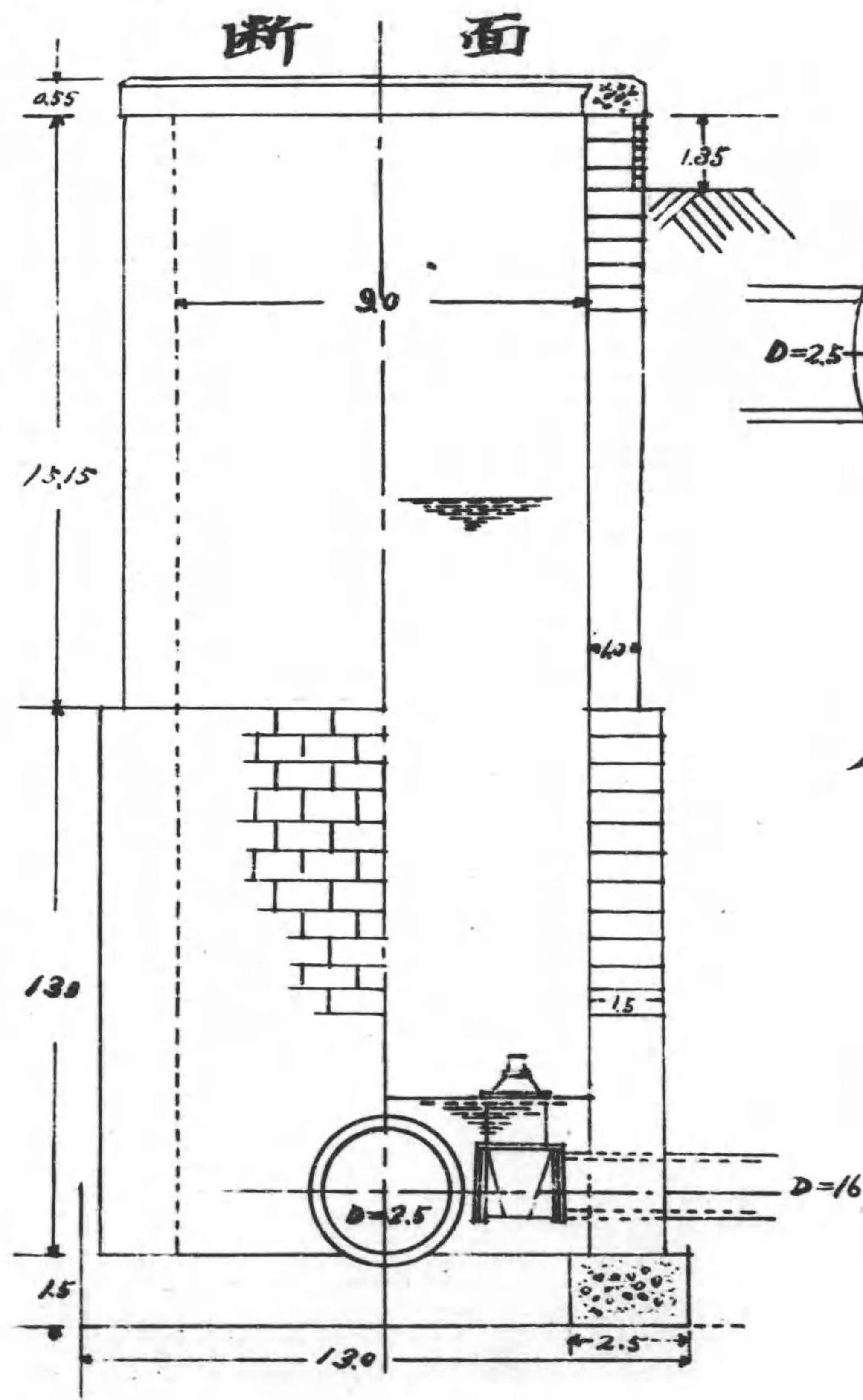
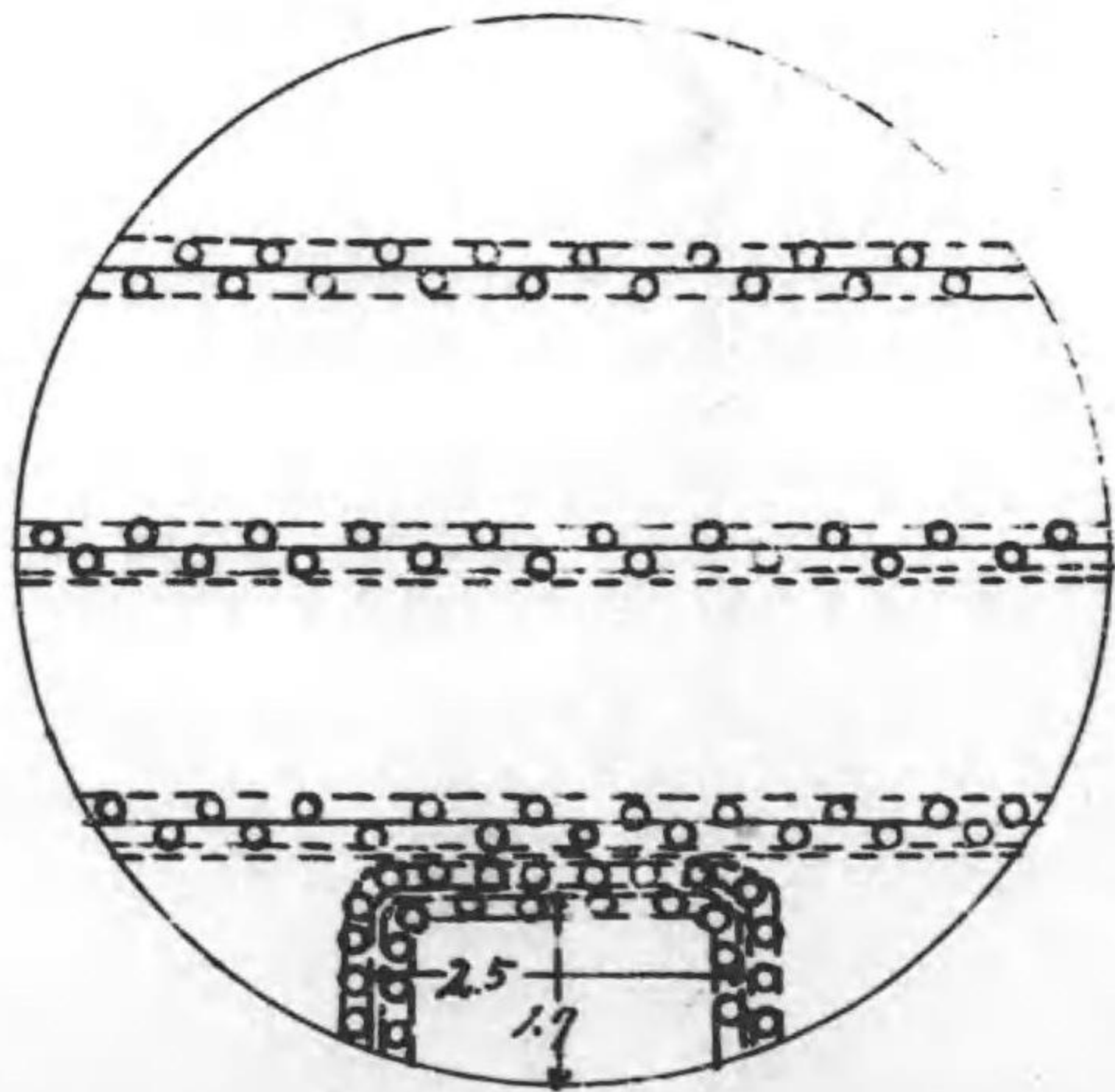


# 砂溜井之圖

縮尺五十分之一

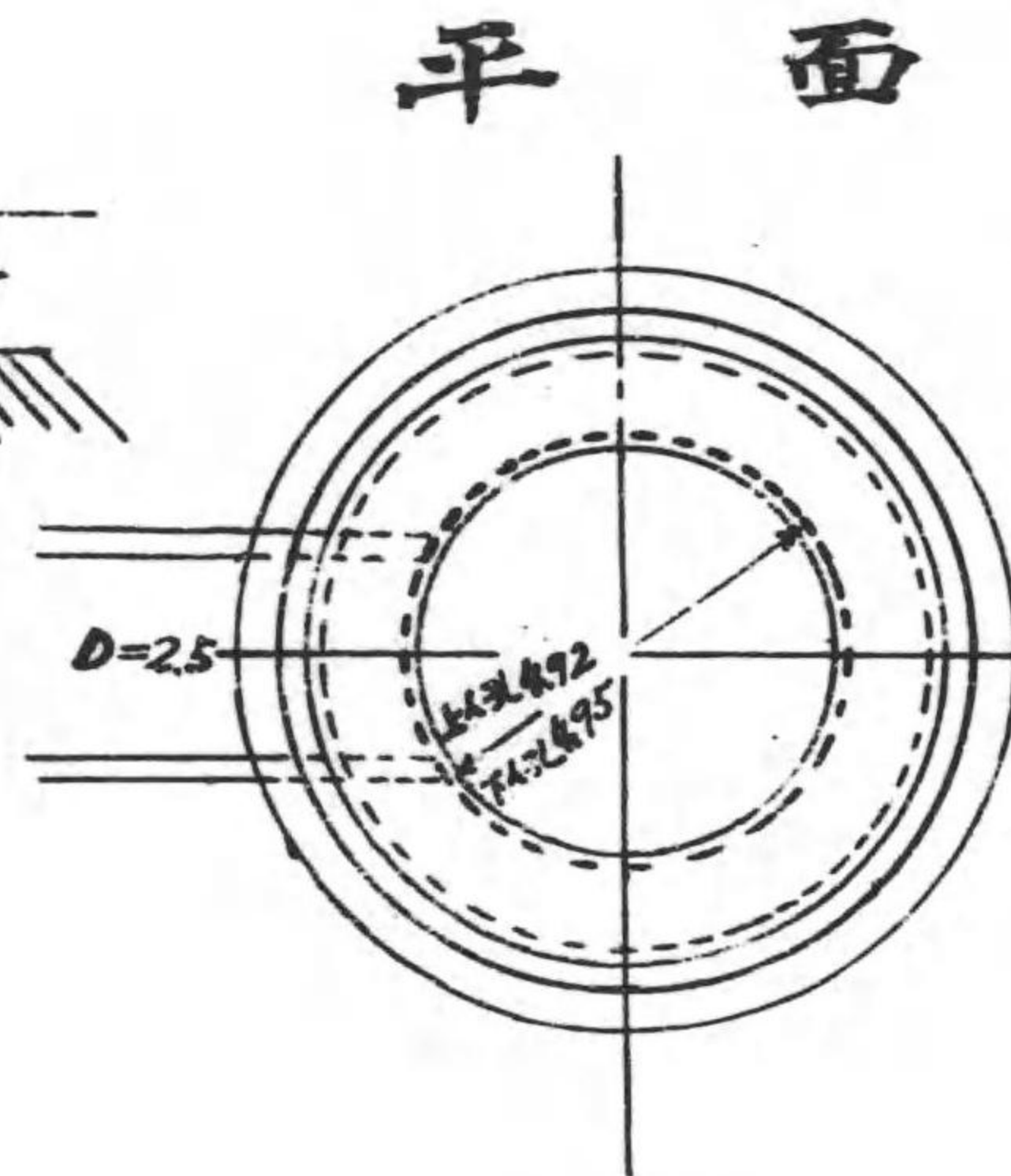


## 砂溜井蓋圖

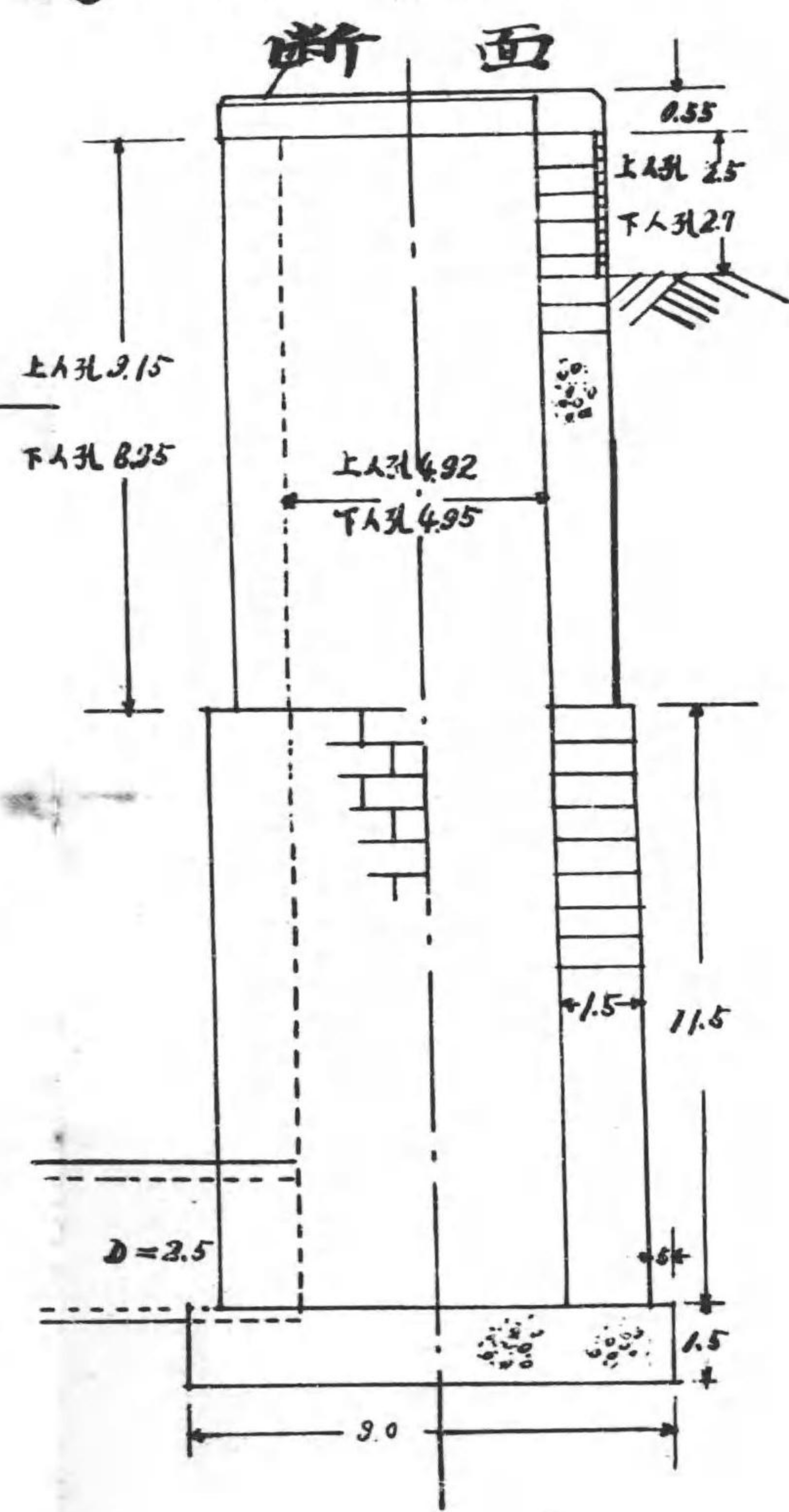
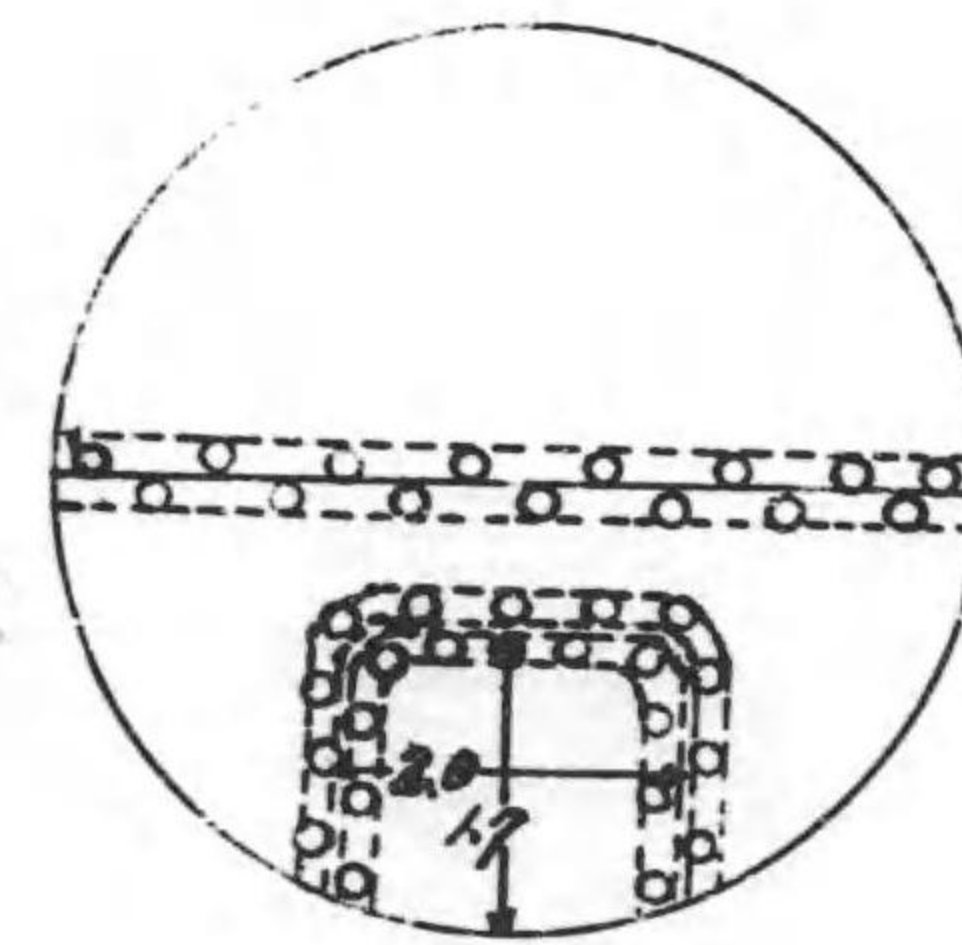


# 人孔之圖 (二)

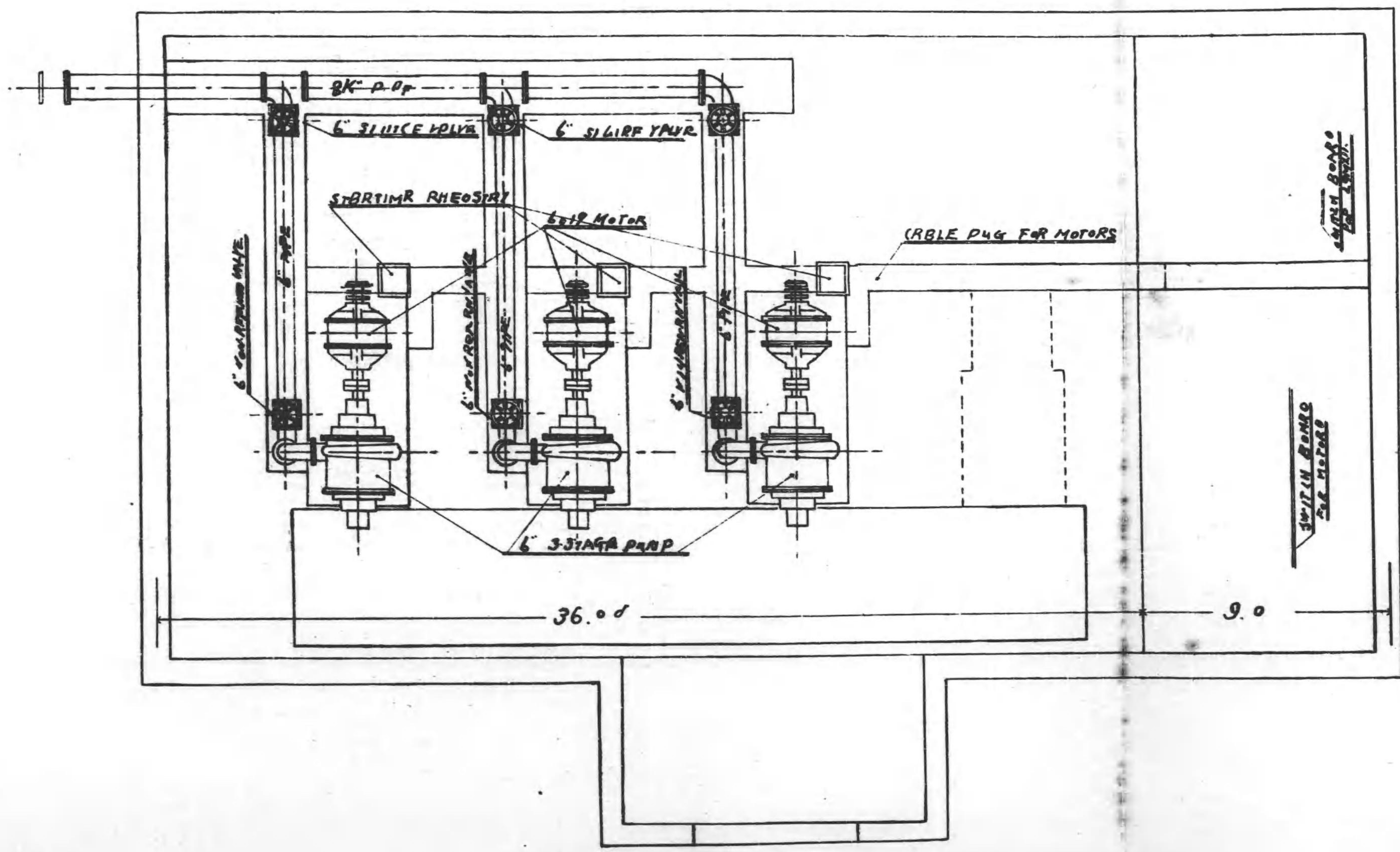
縮尺五十分之一



## 人孔蓋圖

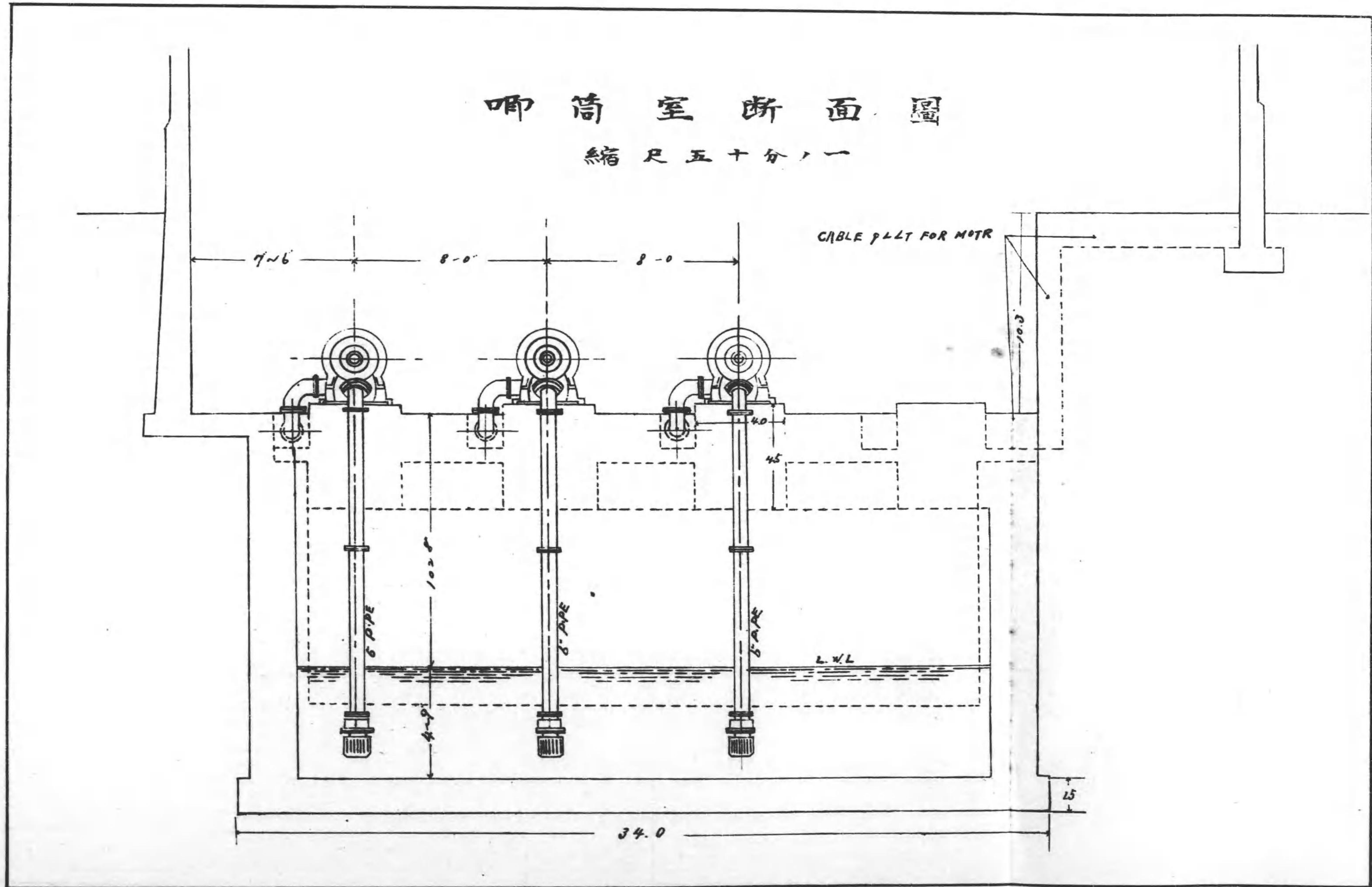


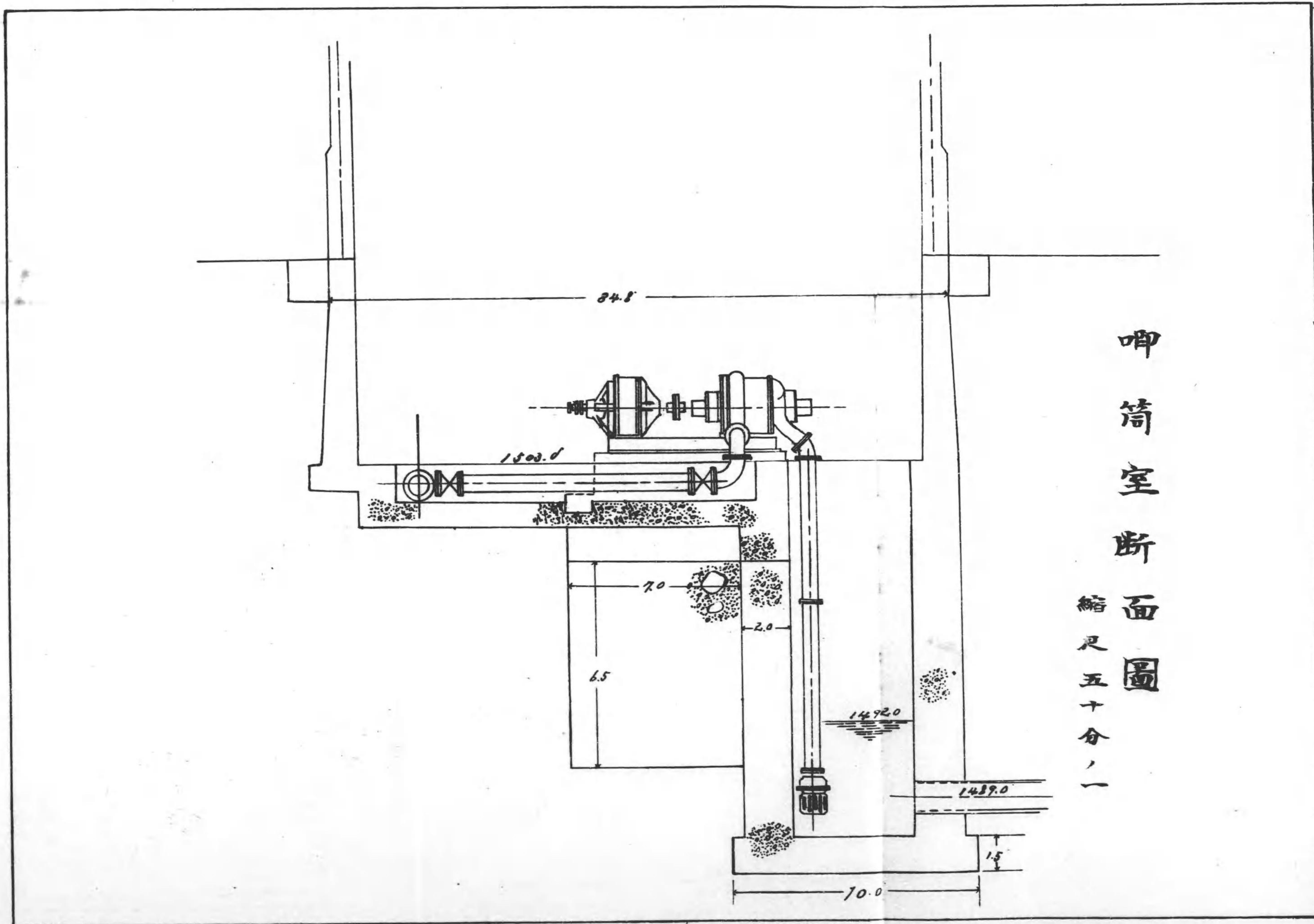
唧筒室內配置圖 縮尺五十分一



# 唧筒室断面圖

縮尺五十分之一

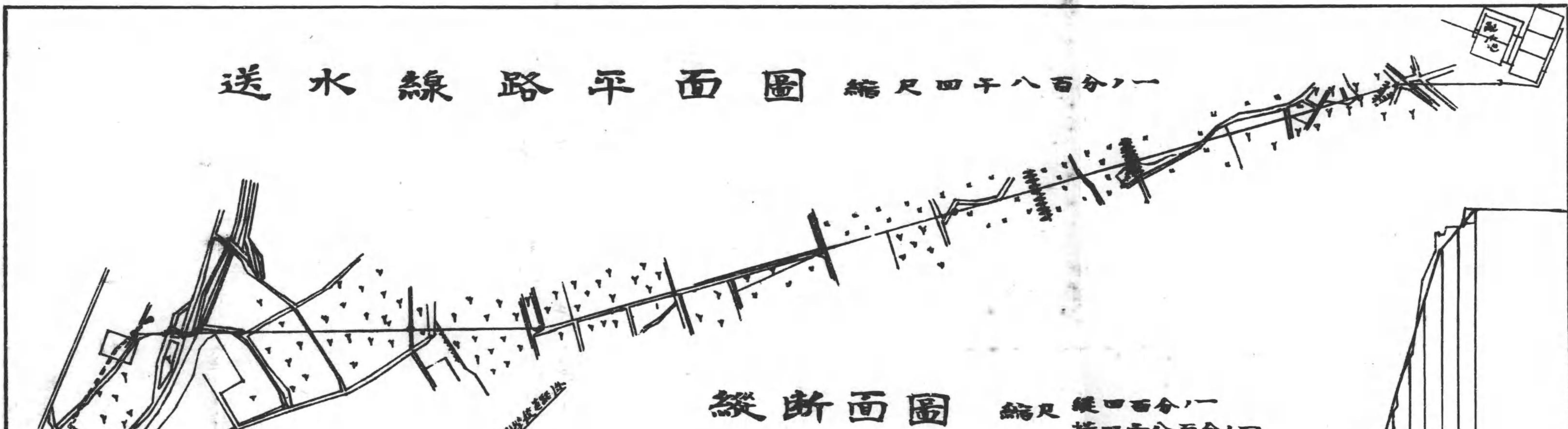




唧筒室断面圖  
 縮尺五十分之一

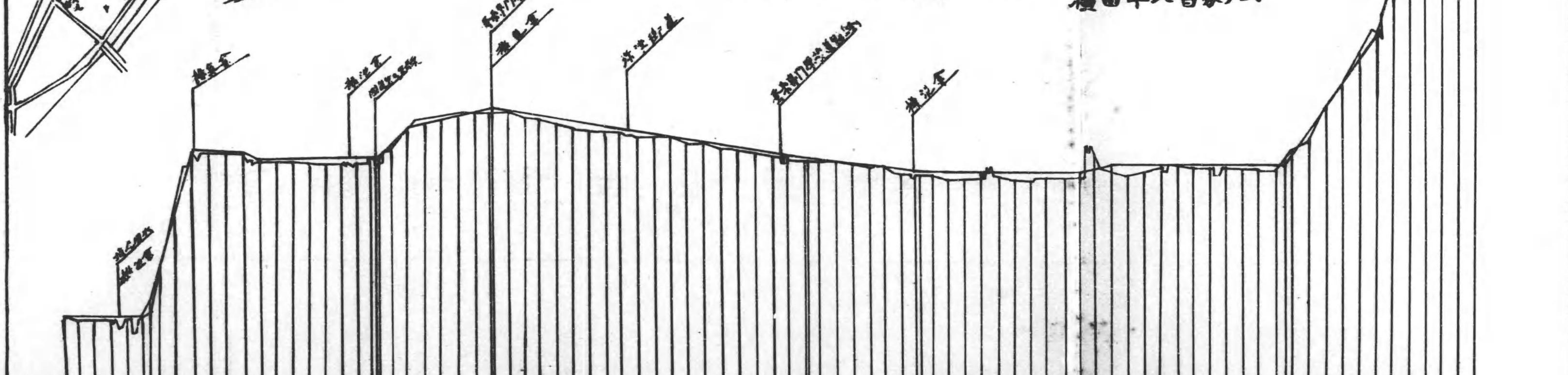


# 送水線路平面圖 縮尺四千八百分一



## 縱断面圖

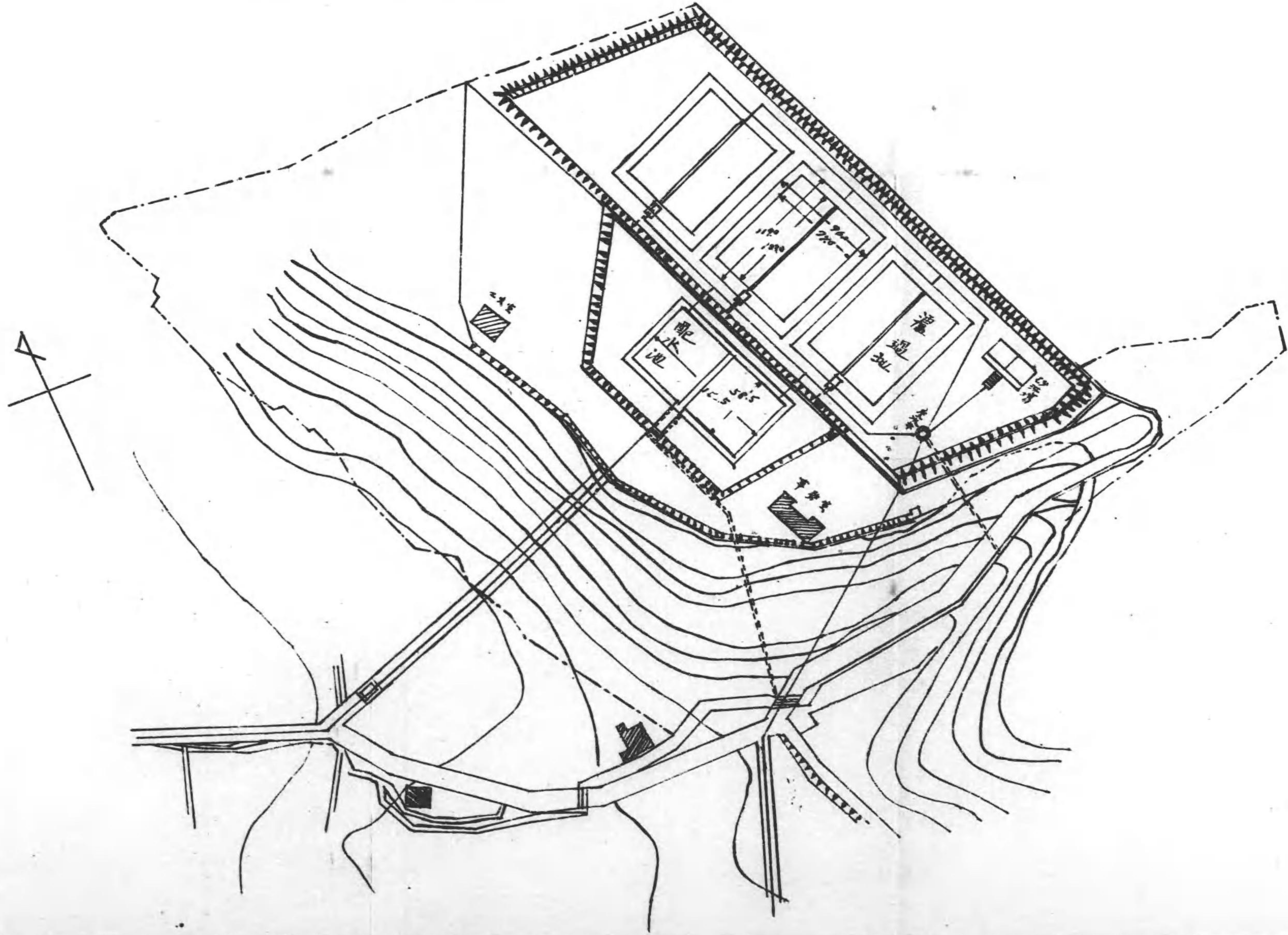
縮尺 縱四百分一  
橫四千八百分一



里程	標高	打者	切者	配者
0+00	2.00	0.00	0.00	0.00
0+10	2.05	0.05	0.05	0.05
0+20	2.10	0.10	0.10	0.10
0+30	2.15	0.15	0.15	0.15
0+40	2.20	0.20	0.20	0.20
0+50	2.25	0.25	0.25	0.25
0+60	2.30	0.30	0.30	0.30
0+70	2.35	0.35	0.35	0.35
0+80	2.40	0.40	0.40	0.40
0+90	2.45	0.45	0.45	0.45
1+00	2.50	0.50	0.50	0.50
1+10	2.55	0.55	0.55	0.55
1+20	2.60	0.60	0.60	0.60
1+30	2.65	0.65	0.65	0.65
1+40	2.70	0.70	0.70	0.70
1+50	2.75	0.75	0.75	0.75
1+60	2.80	0.80	0.80	0.80
1+70	2.85	0.85	0.85	0.85
1+80	2.90	0.90	0.90	0.90
1+90	2.95	0.95	0.95	0.95
2+00	3.00	1.00	1.00	1.00
2+10	3.05	1.05	1.05	1.05
2+20	3.10	1.10	1.10	1.10
2+30	3.15	1.15	1.15	1.15
2+40	3.20	1.20	1.20	1.20
2+50	3.25	1.25	1.25	1.25
2+60	3.30	1.30	1.30	1.30
2+70	3.35	1.35	1.35	1.35
2+80	3.40	1.40	1.40	1.40
2+90	3.45	1.45	1.45	1.45
3+00	3.50	1.50	1.50	1.50
3+10	3.55	1.55	1.55	1.55
3+20	3.60	1.60	1.60	1.60
3+30	3.65	1.65	1.65	1.65
3+40	3.70	1.70	1.70	1.70
3+50	3.75	1.75	1.75	1.75
3+60	3.80	1.80	1.80	1.80
3+70	3.85	1.85	1.85	1.85
3+80	3.90	1.90	1.90	1.90
3+90	3.95	1.95	1.95	1.95
4+00	4.00	2.00	2.00	2.00
4+10	4.05	2.05	2.05	2.05
4+20	4.10	2.10	2.10	2.10
4+30	4.15	2.15	2.15	2.15
4+40	4.20	2.20	2.20	2.20
4+50	4.25	2.25	2.25	2.25
4+60	4.30	2.30	2.30	2.30
4+70	4.35	2.35	2.35	2.35
4+80	4.40	2.40	2.40	2.40
4+90	4.45	2.45	2.45	2.45
5+00	4.50	2.50	2.50	2.50
5+10	4.55	2.55	2.55	2.55
5+20	4.60	2.60	2.60	2.60
5+30	4.65	2.65	2.65	2.65
5+40	4.70	2.70	2.70	2.70
5+50	4.75	2.75	2.75	2.75
5+60	4.80	2.80	2.80	2.80
5+70	4.85	2.85	2.85	2.85
5+80	4.90	2.90	2.90	2.90
5+90	4.95	2.95	2.95	2.95
6+00	5.00	3.00	3.00	3.00
6+10	5.05	3.05	3.05	3.05
6+20	5.10	3.10	3.10	3.10
6+30	5.15	3.15	3.15	3.15
6+40	5.20	3.20	3.20	3.20
6+50	5.25	3.25	3.25	3.25
6+60	5.30	3.30	3.30	3.30
6+70	5.35	3.35	3.35	3.35
6+80	5.40	3.40	3.40	3.40
6+90	5.45	3.45	3.45	3.45
7+00	5.50	3.50	3.50	3.50
7+10	5.55	3.55	3.55	3.55
7+20	5.60	3.60	3.60	3.60
7+30	5.65	3.65	3.65	3.65
7+40	5.70	3.70	3.70	3.70
7+50	5.75	3.75	3.75	3.75
7+60	5.80	3.80	3.80	3.80
7+70	5.85	3.85	3.85	3.85
7+80	5.90	3.90	3.90	3.90
7+90	5.95	3.95	3.95	3.95
8+00	6.00	4.00	4.00	4.00
8+10	6.05	4.05	4.05	4.05
8+20	6.10	4.10	4.10	4.10
8+30	6.15	4.15	4.15	4.15
8+40	6.20	4.20	4.20	4.20
8+50	6.25	4.25	4.25	4.25
8+60	6.30	4.30	4.30	4.30
8+70	6.35	4.35	4.35	4.35
8+80	6.40	4.40	4.40	4.40
8+90	6.45	4.45	4.45	4.45
9+00	6.50	4.50	4.50	4.50
9+10	6.55	4.55	4.55	4.55
9+20	6.60	4.60	4.60	4.60
9+30	6.65	4.65	4.65	4.65
9+40	6.70	4.70	4.70	4.70
9+50	6.75	4.75	4.75	4.75
9+60	6.80	4.80	4.80	4.80
9+70	6.85	4.85	4.85	4.85
9+80	6.90	4.90	4.90	4.90
9+90	6.95	4.95	4.95	4.95
10+00	7.00	5.00	5.00	5.00

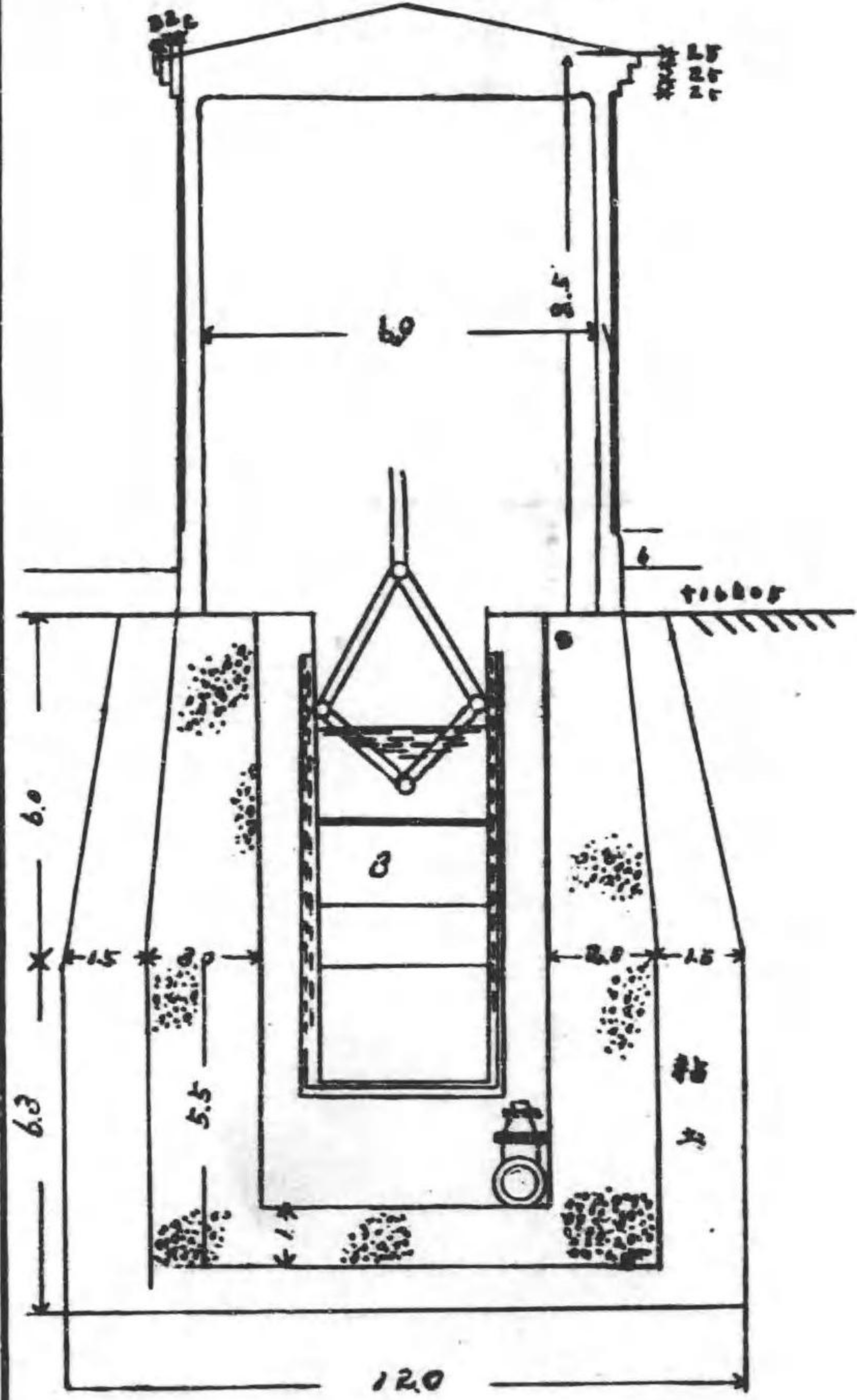


淨水場平面圖 縮尺千貳百分一





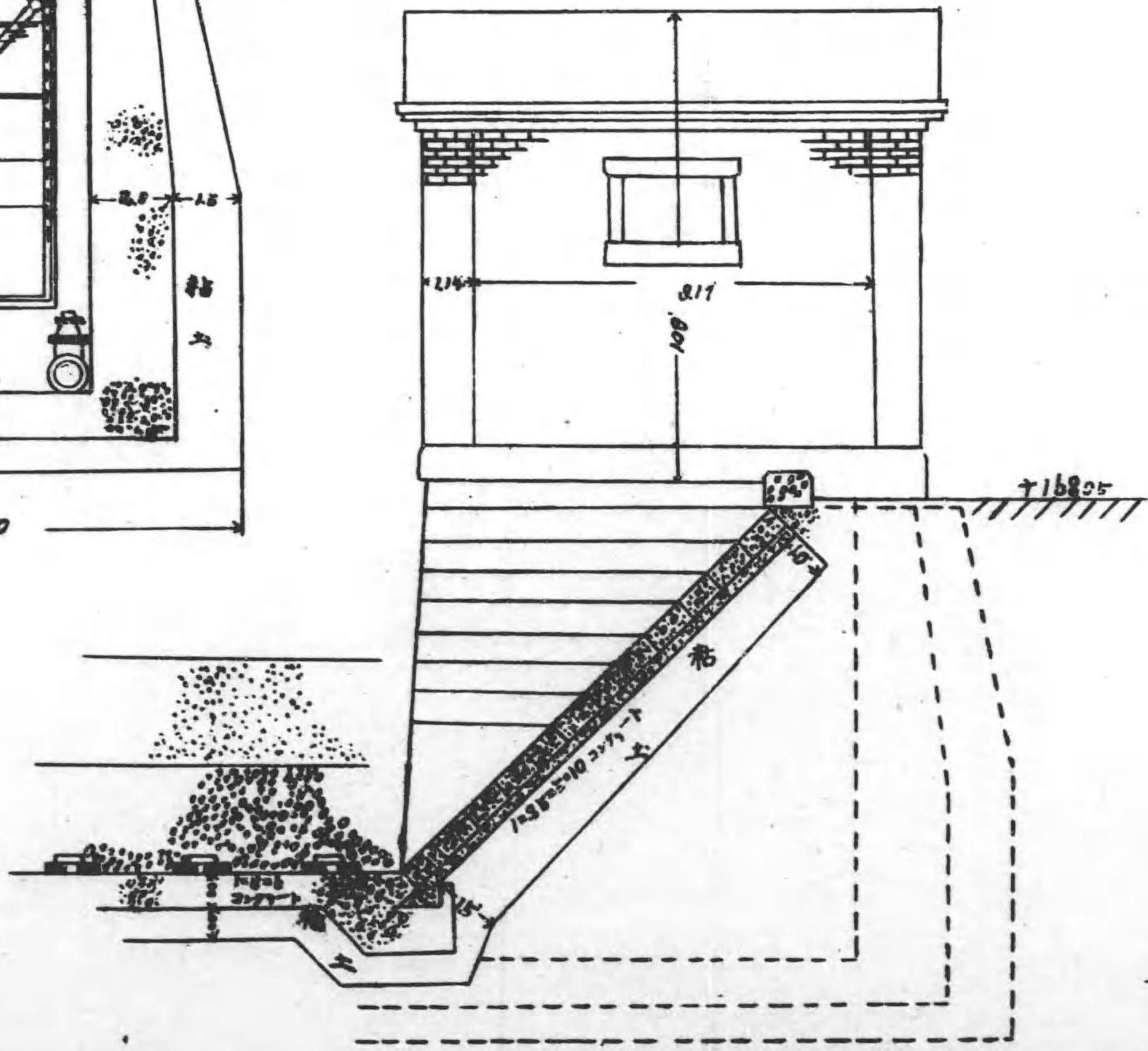
整水井之圖



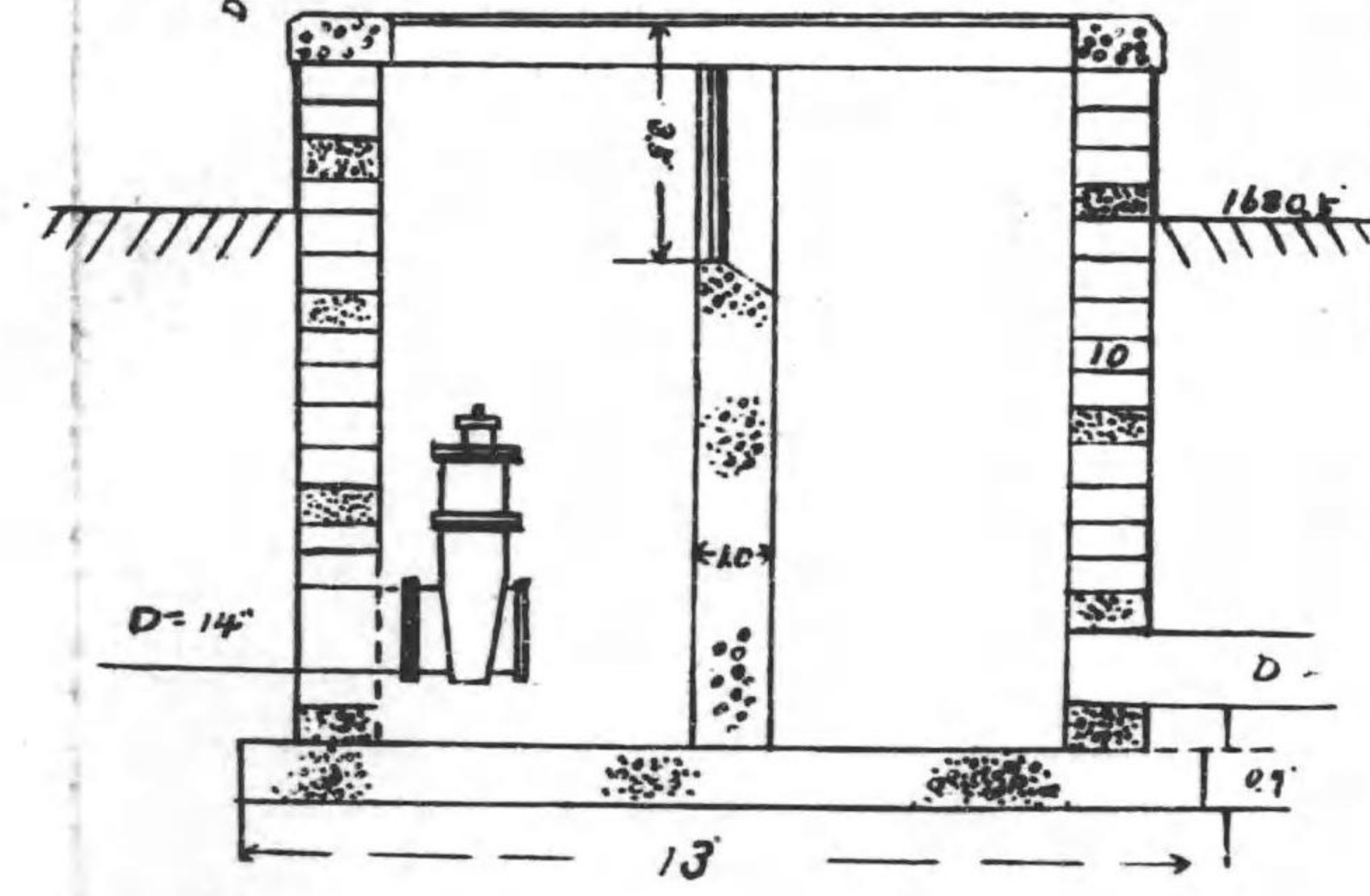
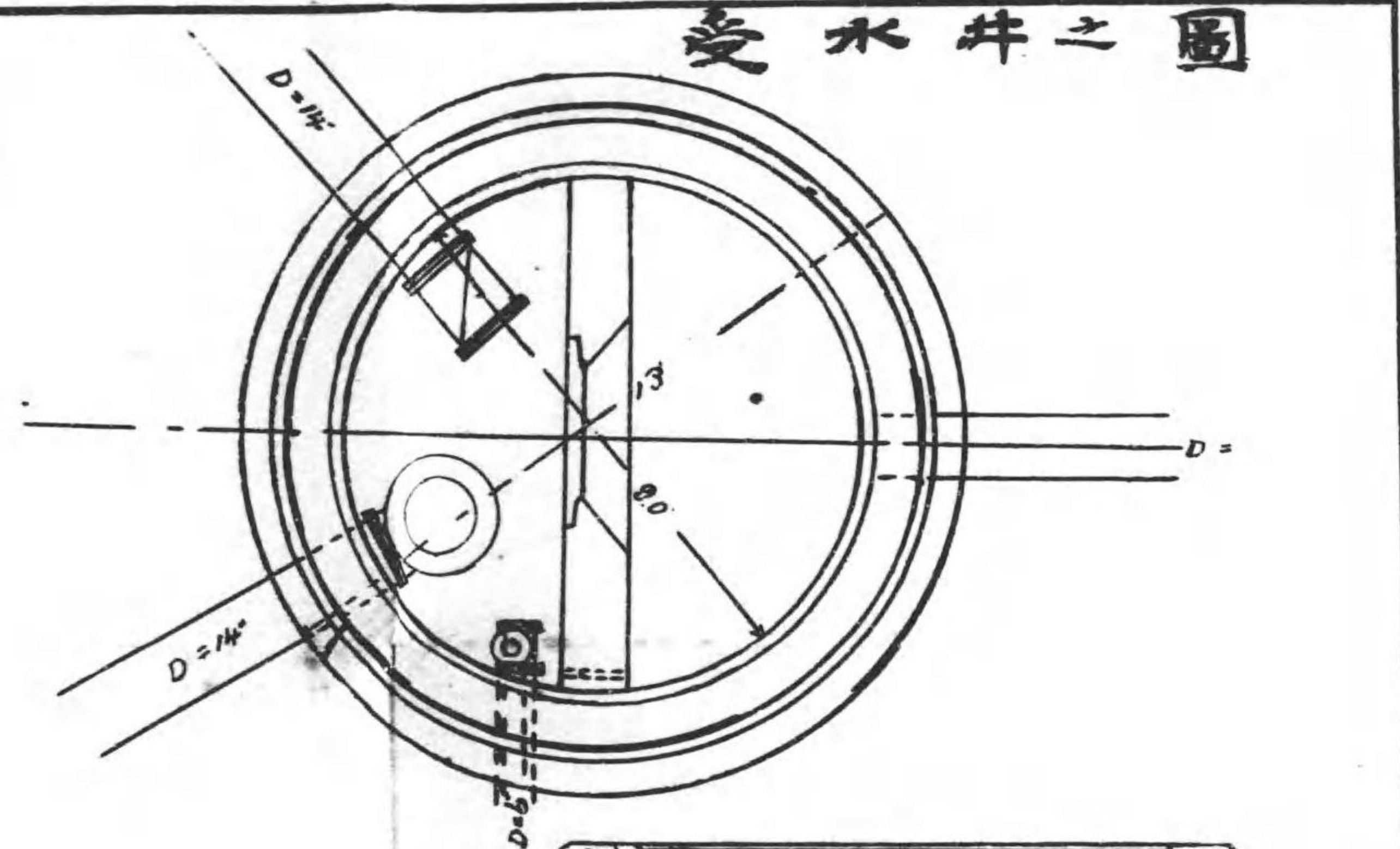
# 濾過池之圖

其一  
縮尺五十分一

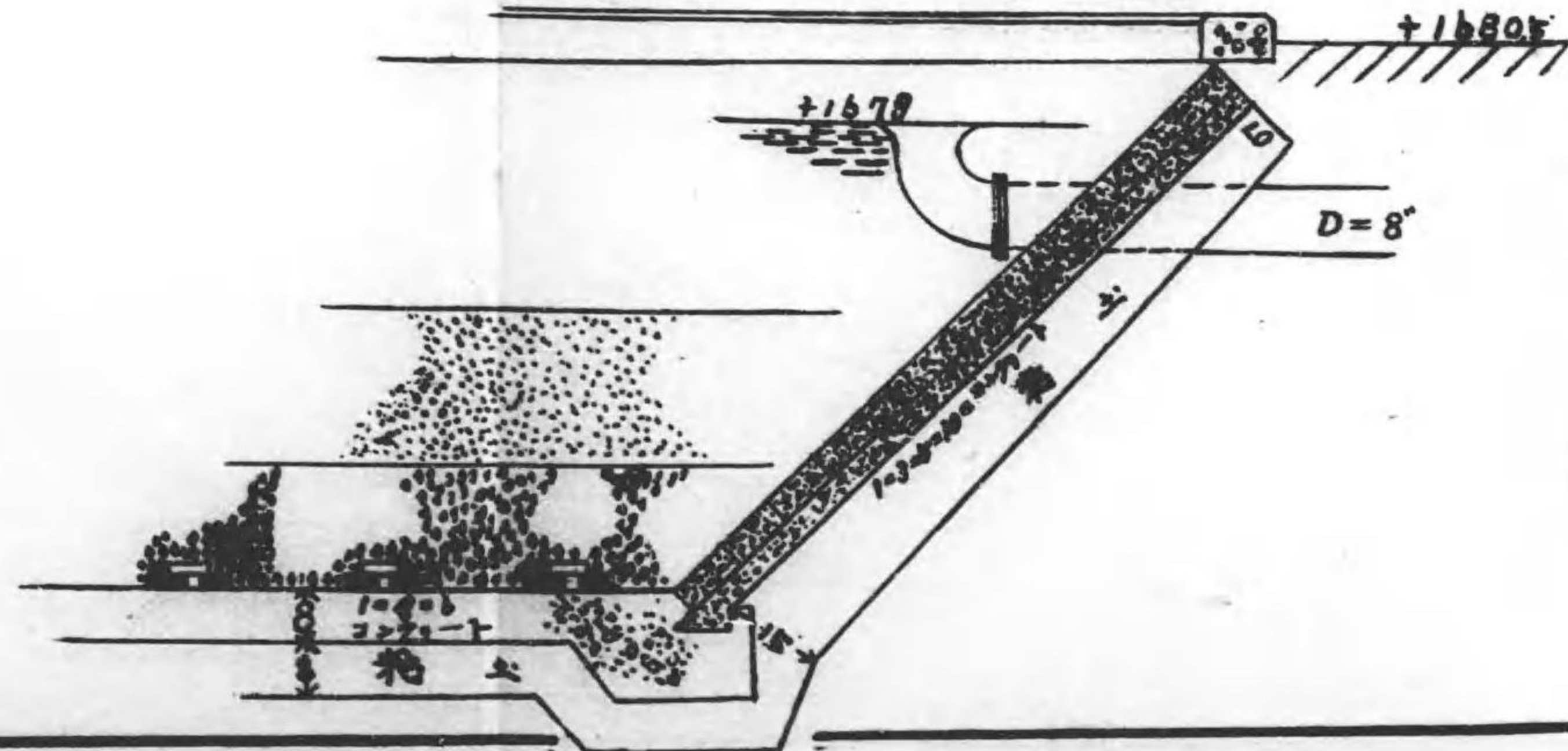
GH 断面圖



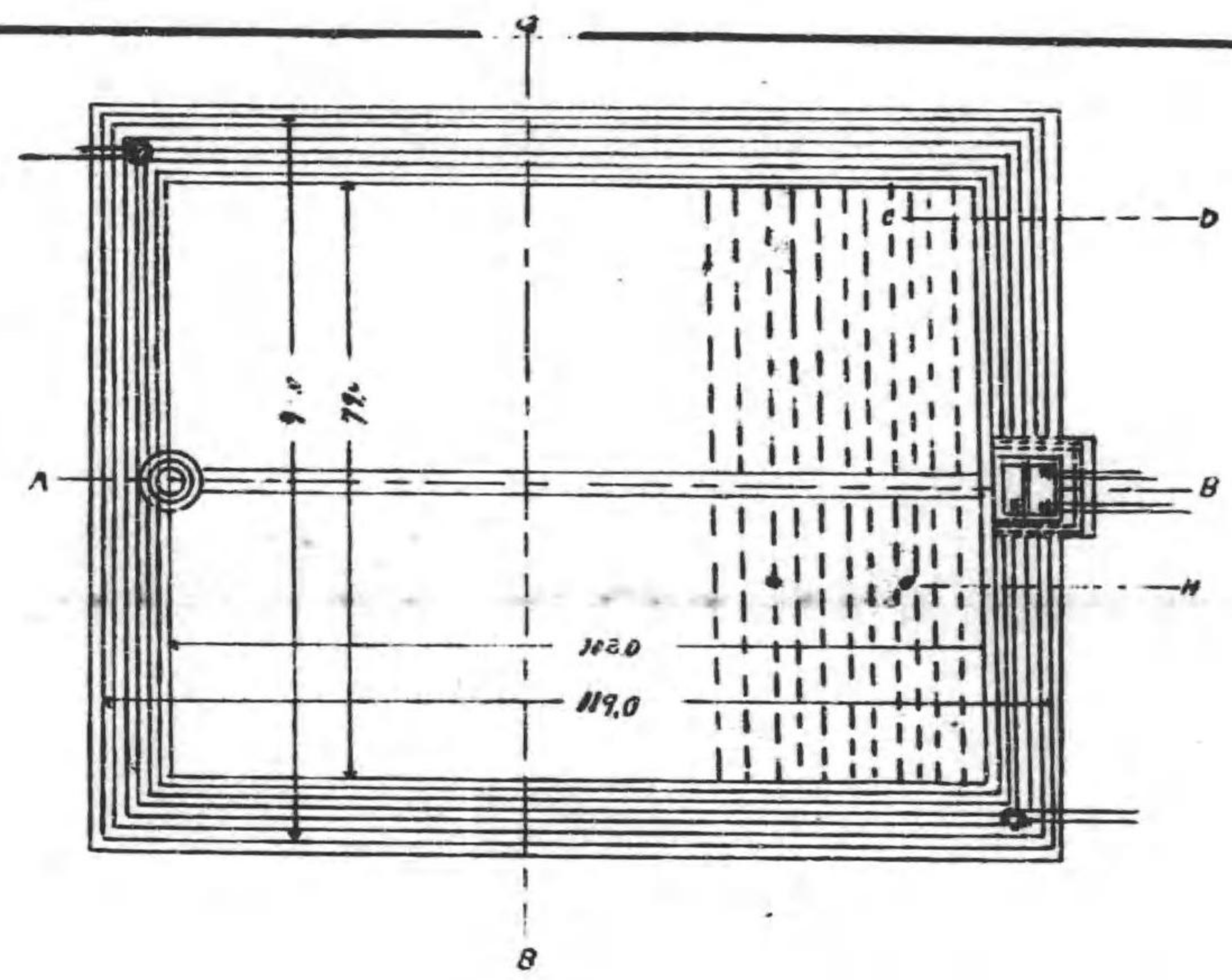
受水井之圖



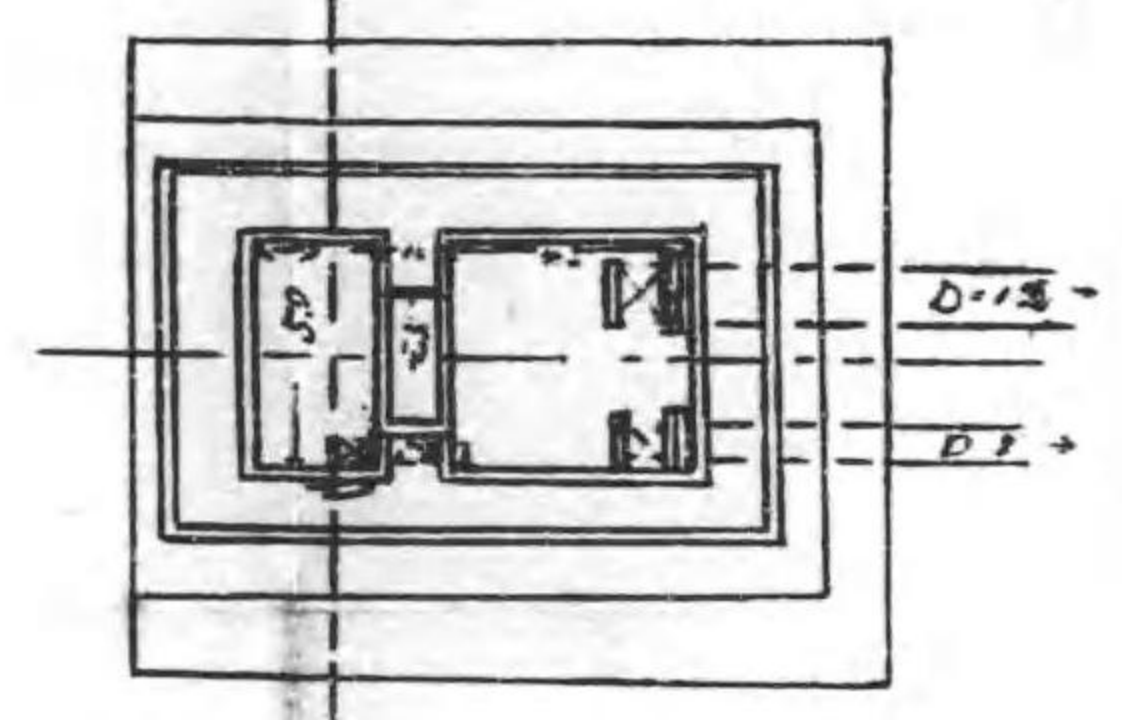
CD 断面圖



平面圖  
縮尺四百分之一

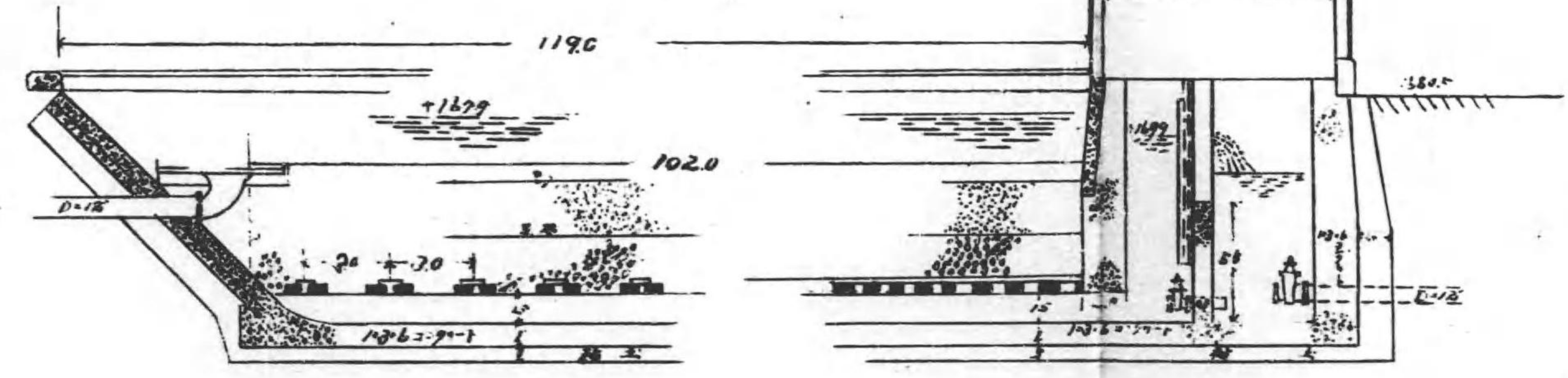


整水井  
縮尺百分之一

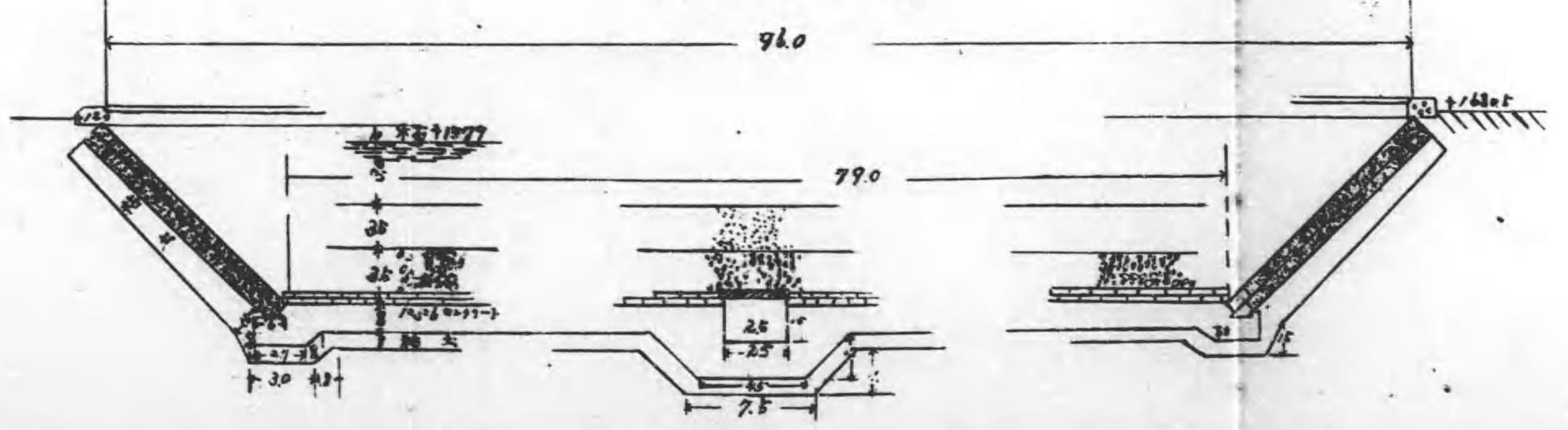


濾過池圖

AB 断面图



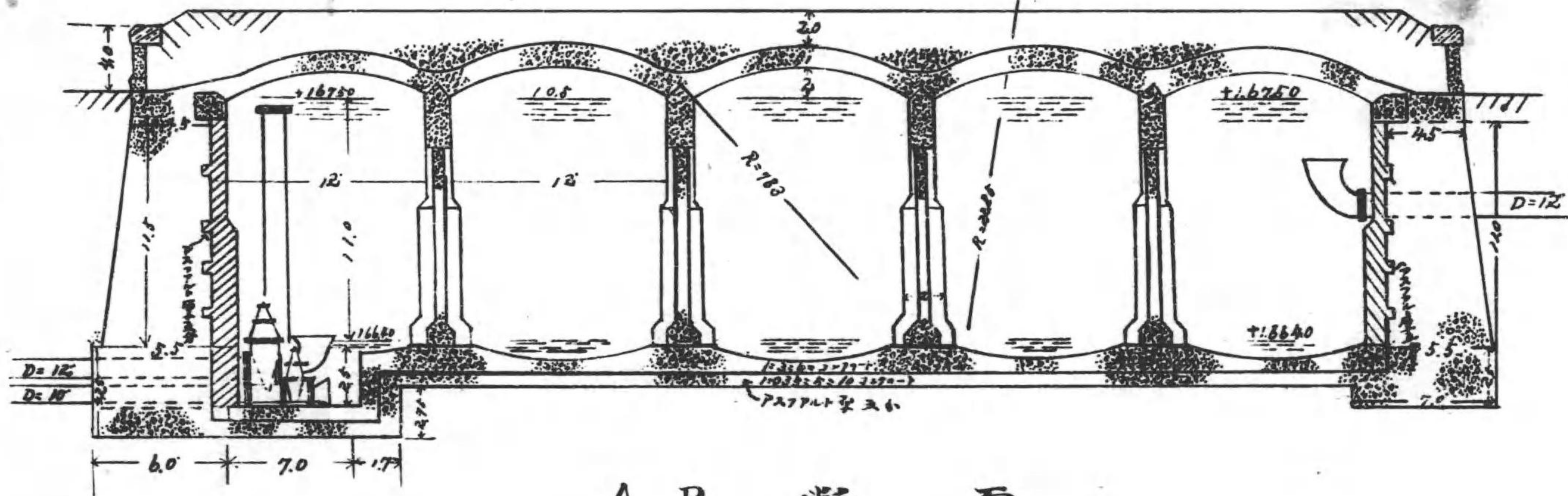
AC 断面图



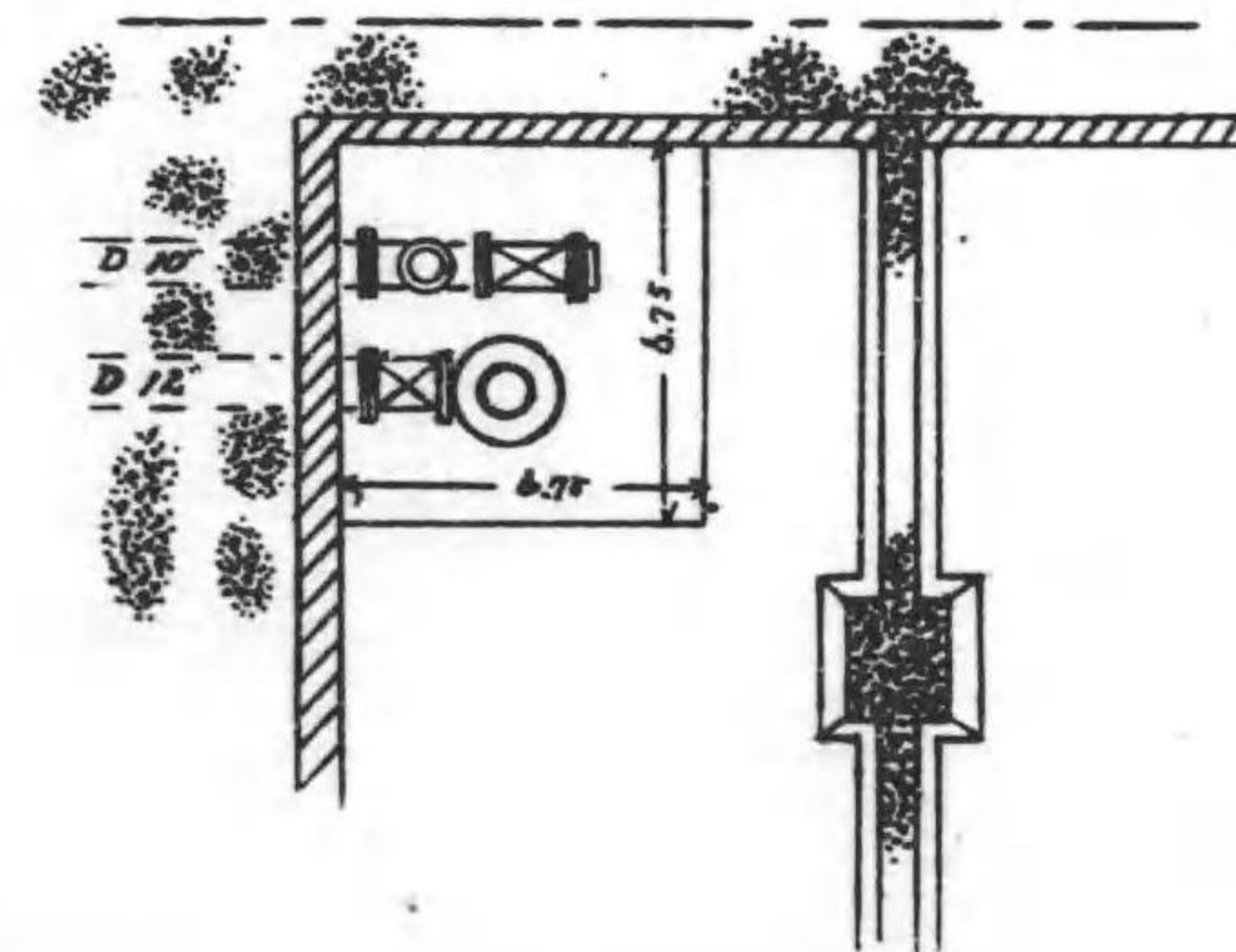
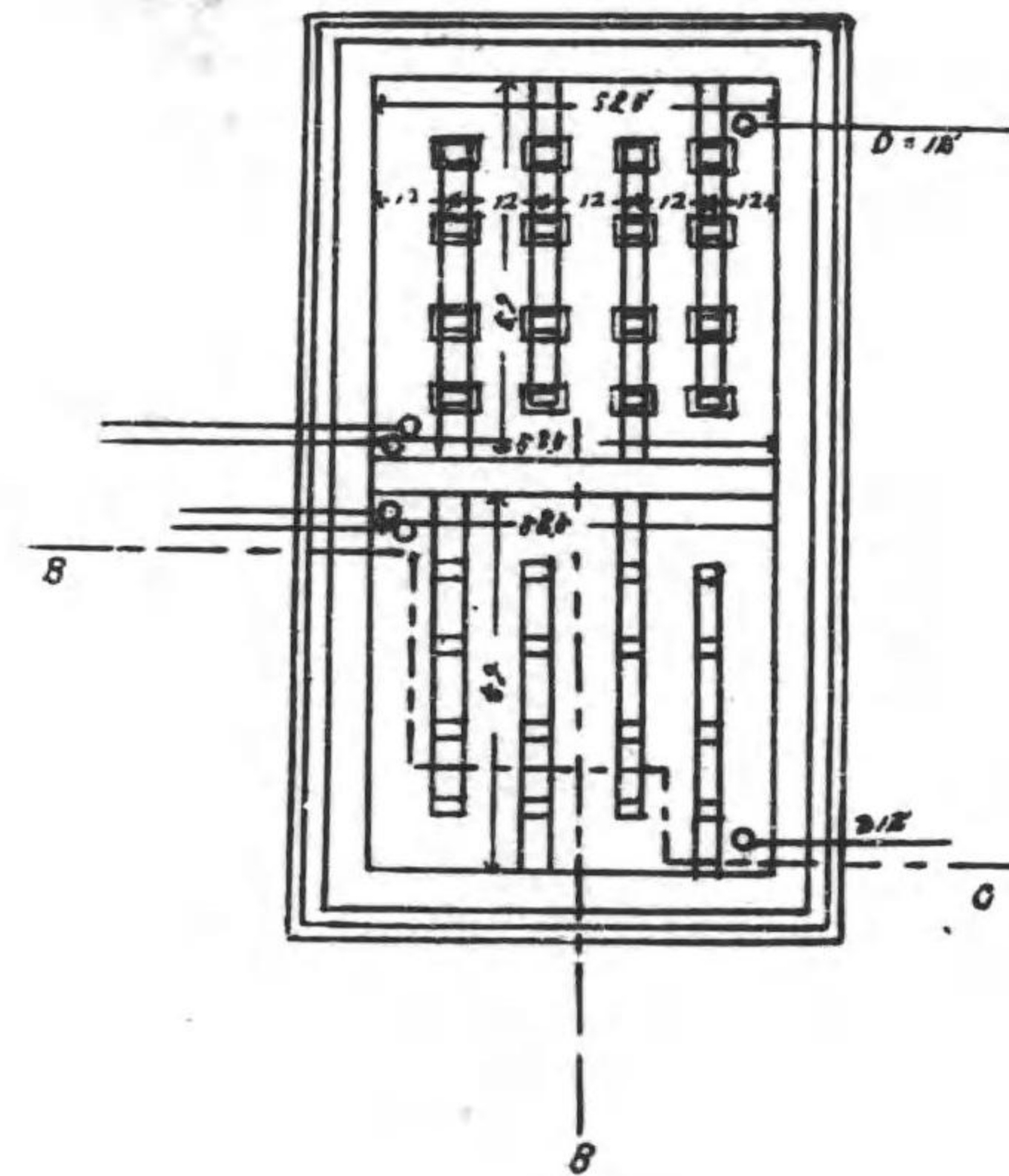
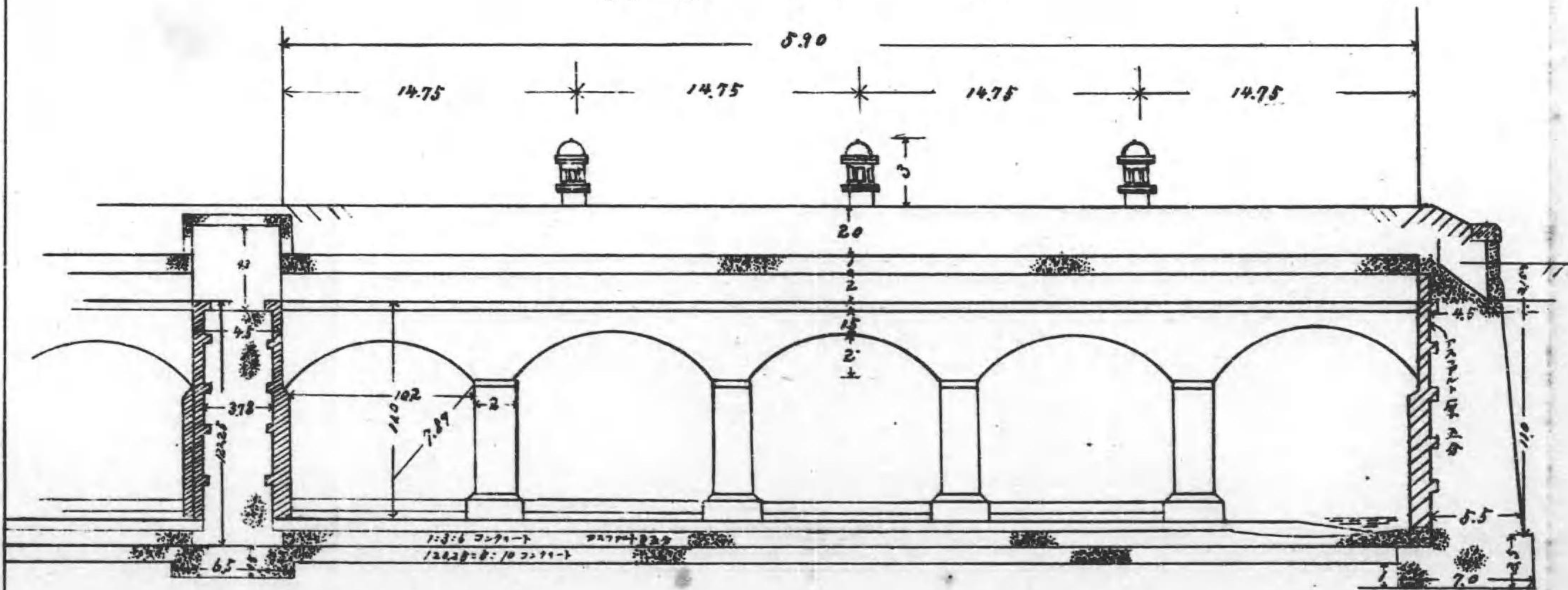
# 配水池圖

## BC 断面

縮尺百分之一

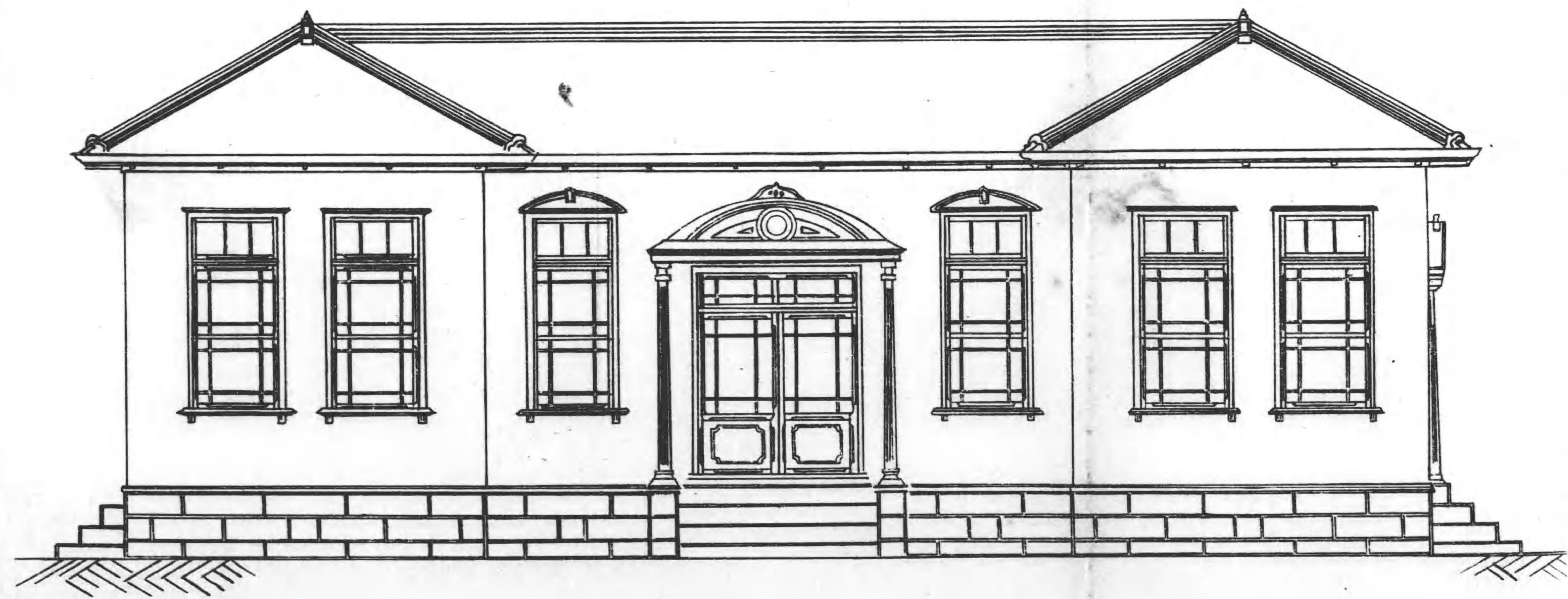


## AB 断面



淨水地事務所、圖

縮尺五十分、一





第五編  
竣  
工

## 第五編 竣工

### 第一章 敷設工事竣工ノ經過

#### 第一節 工事竣工

- 一、取水場 大正九年四月十四日水源地調査上總堀を始めし十年六月二日取水場の工事に着手し砂溜井集水埋渠人孔等工事は十一月十五日周圍土堤柵垣及道路の改修まで修了したるは大正十二年三月三十一日なり
- 二、唧筒場 は大正十年六月一日基礎工事に着手し全十一年十月五日唧筒室落成し續ひて唧筒及電動機の据付を了し十一月七日淨水地、受水井まで送水を試み全日より十日間配水管の一區域つゝ通水試験をなしたるが良好の成績を認め引續き試験的給水をなせり
- 三、送水路 は大正十年四月十四日工を起し、六月四日半程にて工事中止、十二月十六日更に着手、十一年六月中に工事終る
- 四、濾過地 の工事に着手せしは大正十年四月二十九日にして砂利礫砂洗場の工事迄全部の終了を告げたるは大正十二年六月四日なり
- 五、配水池 は大正十一年三月十六日掘鑿を始め、同月二十九日混凝土工事に取掛り、全十一年十月二日此工事は終りたるも排水小溝等迄て全部を終了せしは全十二年三月三十一日なり

六、配水管敷設工事は大正十年六月十二日着手し、同十一年十二月二十七日市内通水區域全部に敷設を了したり之を要するに大正九年四月工を起し大正十二年六月全工事の竣工を告げたり

### 第二節 落成式

大正十二年六月敷設工事は完成し給水状況は第一期即ち大正十一年八月三十一日迄の申込者は専用、計量、公私共用栓の計九百六拾七戸にして其以後申込給水せる者計百九拾貳戸合計千五百拾九戸に對し一月十六日より給水を開始し、三月三十一日を以て臨時的なる敷設部の取扱を經常に改め給水線の敷設に全力を注きたる結果、六月末日に於ては給水戸數合計參千百拾戸、外に小牧水道七拾五戸を數ふるに至れり、全年七月七日内務大臣水野鍊太郎、長野縣知事本間利雄衆議員議員山邊常重、縣會議員、長野松本兩市長、縣下郡長、其他敷設事業に關係ありし官民有力者を通して六百有餘名を招待し水源及淨水地に於て左記式次第に依り落成式を舉行す

午前九時 水源地に於て

- 一、既に 献饌
  - 二、一同着席
  - 三、祓主祓の辭を奏す
  - 四、祭主祝詞
  - 五、市長玉串奉奠
  - 六、閉式
- 午前十時

午前十一時 淨水地に於て

- 一、既に 献饌
  - 二、振鈴合圖に一同着席
  - 三、祓主祓の辭を奏す
  - 四、祭主祝詞
  - 五、玉串奉奠
  - 六、市長式辭
  - 七、助後工事報告
  - 八、來賓祝辭
  - 九、小學校生徒水道落成祝賀の歌
  - 一〇、閉式
- 市長、市會議員及水道委員總代、水道技師
- 内務大臣、知事、山邊代議士、長野松本兩市を代表し丸山長野市長、吉村縣會議員總代

式終り其儘祝宴に移る餘興あり

祝宴後市役所庭内にて各町の餘興あり

午後六時より公會堂に於て夜會を催す

式辭

本日本市上水道落成式を擧ぐるに當り内務大臣代理官竝に本縣知事閣下を始め多數來賓の御臨席を辱ふしたるは本市の光榮として市民の永く記念する所なり



抑本市か水道敷設の調査に着手したるは大正三年三月にして五年に至り技術者を聘して諸般の計畫を進め六年五月成案となり國庫及縣費の補助を仰ぎ翌七年度より三ヶ年繼續して實施せむし全年全月町會の議決を以て其筋へ敷設竝に補助の申請をなしたるに町の起業に係る水道に對しては國庫補助の途なき旨を示されたり時會々鐵價暴騰せるあり由之工事の延期を議決し一方には市制施行促進の方途を講ずることなせり

當時市の状態は既に市制を實施せらるべき内容を見し尙將來發展の素質を有せるに由り大正七年十一月町會の議決を以て市制施行の申請書を當局大臣に提出し翌八年五月より其實施を見るを得たり此に於て當初の企畫に基き全年八月市會の議決を経て其手續をなし敷設及補助の指令を得て大正九年より三ヶ年繼續して工事を進め爰に豫定の通り工事を竣ることを得たり是れ實に本日臨席各位の指導助力の賜物なりと信し謹んで謝意を表す

由來本市は用水の便宜しからず飲用に供する井水は其質不良にして市民の苦痛を感ずる所甚しかりしも今や水道は市内に普及し衛生保健建物保護等に關し市民の福利を増進せるは吾人の歡喜に堪へざる所にして給水開始以來日尙淺きに拘はらず使用者の數三千百拾戸に及び給水區域總戸數の約六割に達せるは他に例を見ざるの盛況なり本市として大業たる此營造物を完成したるは都市の一要素を具備したるものにして吾人は之を慶賀するに同時に尙將來市の發展上諸般の施設に關し一層の奮勵努力をなし縣下東部の一都市たる面目を發揚せんことを市民各位に切望するものなり以上を序して式辭をなす

大正十二年七月七日

上田市長 細川吉次郎

工事報告

本市水道の計畫は信越線上田驛を距る東南約十五町千曲川畔に集水埋渠を設け伏流水を集合して唧筒にて神村村築

屋臺にある濾過池に送水し更に之を配水池に送り自然流下にて市内に配水す其設備は人口六万人に給水するを得るものにて一人一日の給水量は防火用及工場用等を含み夏期に於て五斗四升なり

工事費は取水場費、唧筒場費、送水管費、濾過池費、配水管費、用地費、建物費、器具機械費、電話費、運搬費、調査及検査費、事務所費等の各費目に分ち之に豫備費を加へて總額八拾五萬圓なり之に對し國庫より九ヶ年間に貳拾壹萬貳千圓縣費より七ヶ年間に拾七萬圓の補助金を交付せらる

工事は大正九年四月水道部を組織し實施に關する調査を進め全年七月には敷設の認可十年三月には工事實施の認可を得全年四月地鎮祭を行ひ水源地区區淨水地区區敷設工區倉庫等の區處を定め各方面にて工事に着手し十一年十一月には通水に差支なき程度に進歩したるを以て全月中試験給水をなし本年一月十六日より給水を開始す

揚水唧筒六十馬力三臺、送水管の長さ八百七間、配水管の延長約七里、消火栓百三十五、制水弁五十三、公設共用栓五十九、水源地と淨水地の落差百八十八尺、濾過池の濾過力一日參万貳千石、配水池の貯水量一萬石餘

小牧水道は工事費貳萬圓之に對し縣費より三ヶ年間に八千圓の補助金を交付せらる大正十一年九月工を起し本年四月落成五月より給水を開始す

揚水唧筒五馬力二臺、送水管の長さ百八十間、配水管の延長四百三十間、消火栓十、制水弁七、水源地と配水池の落差七十尺、貯水量二百石右に要する材料及使用人員の總量等は目下計算中に屬す

右工事の概要を報告す

大正十一年七月七日

上田市助役 大熊政五郎

祝詞

良水を供給して市の健康を増進し兼ねて火災の防止に資する水道事業の如きは都市施設中最も重要なものに屬す  
上田市多年の懸案たる水道事業茲に完成を告げ本日をして其落成式を擧げらる願ふに今後之に依て受くる利益や少  
少なからざるものあるべし冀は協力一致以て之を維持管理に最善の力を竭し以て其効果を完ふせられんことを一言所  
懐を述べて祝詞とす

大正十二年七月七日

内務大臣 水野 錬太郎

祝詞

本日茲に本市水道落成式を擧行せらるゝに方り此式典に列し一言祝詞を述ふるは深く欣快に堪へざる所なり  
凡そ近代都市經營に就き願慮を要する點は交通經濟教育救貧其他種々に亘り何れも市民の福利増進と災患の免除を  
基としたる計畫を要するも就中保健防疫に立脚したる經營施設は都市經營中最も緊要なることは言を俟たず、本市  
は大正八年市制實施と共に着々此方面に力を致され動もすれば保健事業の如き等閑視せらるゝ時市當局は市民の興  
論を喚起せられ萬難を排して水道布設の議を決し大正十年四月工を起し巨萬の費を投して茲に完成を見るに至りた  
ることは市民諸君と共に深く歡喜に堪へざる所なり工事の實況を見るに千曲の清流を利用して設備萬端遺憾なく加  
ふるに市民の保健と相俟つて防火上の設備を施し灰燼の災害警防に備へられたるは特に治安保持上寔に欣ぶべき所  
なり上田市生れて四十年の歳月を閲し萬般の施設其緒に著かんごし今亦止水道の完成を見るに至り今後上田市民の  
保健に幸福を齎すことは蓋し僅少ならずと信するのみならず更に防水上大なる効果を得るは勿論聽て諸工業勃興に

資する所多かるべきを信して歎はす又上水道の完成と共に必然的要求として下水道完備は清潔風致等單に形而上に  
限ることなり上水道の使命を發揮せしむる上に於て欠くべからざるものにして換言すれば下水道の完成を見るにあ  
らざれば上水道の効用亦乏しきものと謂はざるべからず  
此の意味に於て今日の上水道落成は是れか施設促進の機運たる第一歩に立つを信す冀くは更に今一段の計劃を樹て  
市民永遠の享樂に寄與せられんことを  
一言述べて本日の盛典を祝す

大正十二年七月七日

長野縣知事 本間 利雄

丸山長野市長祝歌

信濃なる染屋の岡の眞清水の  
清き流れは永久に盡きせじ

吉村縣會議員祝歌

人心ひく水色にすみ渡りて  
上田の實りいやまさりけり

祝辭

當市水道事業の企畫は其端を十有餘年前に發したりしも其機運は之れを捕ふるに難かりき然るに大正八年五月當市

に市制實施せられ國縣の多大なる補助關係が有意義に展開せられしより漸く之れが具體的調査を遂げ次ぎて起工の時機に到達したり其工を起すや一氣呵成以て竣工の域に進み昨冬以來市民は安堵して良水を飲用し得火防上又一大勢力を添へたるは實に慶賀に堪へざる所なりとす

顧みるに當市在來の井水は稀れに見る不良水のみにして良水は殆んぞ十指を屈するに不過従つて保健衛生の上には常に危険界に座し識者をして居住戰戰競々の念に驅らしめ當該事業着手の熱望は鶴首千秋の譬も嘗ならざりき斯くて此の永年の懸案も現細川市長に至りて水道に關する外的豫備行爲即中央地方兩官廳の援助は勿論財政上の畫策に於ても松平藩藩侯始め日本生命保險會社等の了解を得技術上に於ては中島博士の構案指導を仰ぎたり而して水源の工事に於ては帝國本土内稀れに見る新規計畫なるに不係工程水質等に於て優良なる成績を挙げ之れが完成を告げたるは實に主任近藤技師長以下就業者全員の成功として感謝に堪えざる所なり尙染屋臺に於ける勝景と淨水、配水兩池との調和は天與と人工の完美が相俟つもの云ふべく引いて送水より各戸の配水に至る迄間然する所なき成果を得たるは是れ市理事者市會議員全市民一致の努力と各方面工區の請負業者諸君が誠實其擔當を處理せられたる賜に外ならず殊に當市に於ける水道委員九名の諸賢は事業當初より今日に至る迄各般に亘り細大至らざるなき注意を以て事に當られ三ヶ年間に於ける犠牲的苦心奮闘は市水道史上特筆大書すべき事實なりとす

尙市内城下に於ける小牧區に於ては歲々夏期流行病の爲めに腦まされつゝありしか昨年其の區有財産を所分し縣補助を合せ二萬圓の經費を得て簡易水道を敷設し本年一月其完成を見たり其間區民諸氏は勿論其區水道委員の熱誠は終に此大業を成就せしむ千曲川を狭み兩水道は大上田市の發展上實に歡喜祝福して餘ある所なり  
只惜むらくは工半ばにして水道委員宮川氏の長逝に遇ひ此式場君の温容に接し喜びを共にするを得ざるを市百年の事業成り祝典の舉式に際し市會を代表し感慨の一端を述べて以て祝詞とす

大正十二年七月七日

市會議長 成澤 伍一郎

上田市水道落成祝賀の歌

水に憐みし上田市の	水に憐みし上田市の
上水道の落成を	祝へや祝へ諸共に
三年に餘る年月を	八十五萬の工事費に
漸く成りし今日の日の	落成式を皆祝へ
清き流れの千曲川	夕風涼しき河ほこり
伏流水を集むるに	集水埋渠の長二町
二十餘尺の深さなる	砂溜井戸や唧筒井戸
六十馬力の電動機	音も勇まし水源地
八百餘間の送水路	染屋の岡に一直線
十四吋の鑄鐵管	一氣に登る十八丈
受水の井戸に一休み	靜かに濾過池に流れ入り
濾過砂三尺砂利二尺	濾して一層清くなる
松尾城下の三萬人	命をつなぐ一晝夜
壹万貳千有餘石	貯ふ池は配水池

鹽田の平や千曲川  
 太郎風に吹かれつゝ  
 量水機室は坂の下  
 水量洩れなく記しおき  
 配水管や消火栓  
 和田式佐野式普通栓  
 手押唧筒や古つるべ  
 昔話に出づるのみ

はるかに北向觀世音  
 暑さも知らぬ淨水地  
 雨の降る日も風の夜も  
 報告するは量水機  
 共用栓や専用栓  
 市内限なく行き渡る  
 忘れ去られて影もなく  
 祝へやく諸共に

斯くて水道敷設事業に關し大正二年より之が要務に當り熱心盡力せられたる前町長を始め前臨時水道委員、市會議員、市參事會員、水道委員等に對し特に記念の金盃又は銀盃を贈りて其功勞を表彰したり

### 第二章 敷設事業關係の職員

回顧すれば大正二年十一月四日町長石田四方太町會を招集し上水道敷設調査費並に同調査委員規程を附議したるも機未だ熟せざる爲め撤回の非運に遭遇せしも衛生、保健、建物、保護等の顧慮より等閑に附すべからざる問題となし市民の輿論を喚起し翌大正三年二月十九日亦も町會を招集して水道調査委員規程を會議に附して可決せられ大正六年五月計畫の成案を得たるも町の起業に係る水道に對しては國庫は補助なきに依り延期となり、大正八年五月一日市制施行後之が認可稟請をなし大正九年四月工を起し大正十二年七月七日落成式を舉行するに至り、此間星霜を積むこゝ十一ヶ年

起工より竣工迄滿三ヶ年以上の歳月を闊したり從て之か直接關係の職員にも異動あり、町時代水道の敷設計畫關係職員は左の如し

町長石田四方太、細川吉次郎。助役中村精一、平林槐三郎。收入役柳澤太郎兵衛。臨時水道調査委員(第二起源編の部に記載せるに依り略す)町會議員中澤寅重、田村友太郎、宮下友重、田口千右衛門、畑金次郎、和田龍太郎、中野四郎、早川美作、横澤寛三郎、香山椿、金井安次郎、山部藤十郎、三井祐作、瀧澤源六、川上直人、丸山平八郎、西澤辨吉、丸山源兵衛、平林忠作、宮川新兵衛、片岡貞三郎、島田彌右衛門、淺井敬吾、笠原善吉、關口秀雄、宮下辨覺北村留作、にして又大正八年五月一日市制施行以來水道事業竣工に到る迄の市吏員、市會議員、市會議長、副議長、市參事會員、其他直接關係職員左の如し

#### 市會議員

瀧澤 一 郎	大正八年七月十六日就職 大正十二年七月十五日退職	關 口 戒 三	大正八年七月十六日就職 大正十二年七月十五日退職
畑 金 次 郎	全全	淺 井 敬 吾	全全
平 林 忠 作	全全	片 岡 貞 三 郎	全全
丸 山 平 八 郎	全全	中 野 四 郎	全全
金 澤 九 一 郎	全全	宮 下 辨 覺	全全
勝 俣 英 吉 郎	全全	關 口 儀 兵 衛	全全

高畑與吉	宮入治作	島田良右衛門	横澤寬三郎	伊藤傳兵衛	濱村幾次郎	笠原善吉	瀧澤助右衛門	兔束鐘一郎	成澤伍一郎	畑金次郎
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
大正八年七月十六日就職	大正八年七月十六日就職	大正八年七月十六日就職	大正八年七月十六日就職	大正八年七月十六日就職	大正八年七月十六日就職	大正八年七月十六日就職	大正八年七月十六日就職	大正八年七月十六日就職	大正八年七月十六日就職	大正八年七月十六日就職

市會議長

市會副議長

新井百平	小林佐源太	小宮山善四郎	丸山源兵衛	早川美作	箱山茂平太	成澤伍一郎	成澤忠兵衛	鶴澤林藏
全	全	全	全	全	全	全	全	全
大正八年七月十六日就職	大正八年七月十六日就職	大正八年七月十六日就職	大正八年七月十六日就職	大正八年七月十六日就職	大正八年七月十六日就職	大正八年七月十六日就職	大正八年七月十六日就職	大正八年七月十六日就職

市參事會員

瀧澤一	平林忠作	早川美作
全	全	全
大正八年七月十六日就職	大正八年七月十六日就職	大正八年七月十六日就職

臨時水道委員

成澤伍一郎	勝保英吉郎	伊藤傳兵衛	笠原善吉	岡崎末治	畑金次郎	丸山平八郎	關口秀雄	宮川新兵衛
全	全	全	全	全	全	全	全	全
大正八年八月五日就職								

宮入治作	小宮山善四郎	箱山茂平太
全	全	全
大正八年七月十六日就職	大正八年七月十六日就職	大正八年七月十六日就職

市吏員

市長 細川 吉次郎 大正三年八月十七日町長ニ就職以來市制施行ト共ニ市長ニ就職  
 助役 大熊 政五郎 大正七年八月五日町助役ニ就職以來市制施行ト共ニ市ノ助役ニ就職  
 收入役 柳澤 太郎兵衛 明治四十五年一月廿日町收入役ニ就職以來市制施行ト共ニ市ノ收入役就職

臨時水道事務所職員

水道部長 (助役) 大熊 政五郎 大正九年四月一日就職  
 顧問囑托 工學博士 中島 銳 治 大正十二年三月卅一日解囑托  
 技師 工務課長 近藤 俊治郎 大正九年四月一日就職  
 囑託 水質分析 農學博士 井上 柳 梧 大正十二年五月十二日就職  
 囑託 水質檢查 農學士 佐藤 利 一 大正十二年五月十二日就職  
 經理課長 井原 宇一郎 大正九年四月五日就職  
 書記 久保 寶 生 大正九年四月十日就職  
 書記 德田 玄太郎 大正九年九月一日就職  
 書記 大正十二年三月三十一日就職

書記 馬場 龜 松 大正十年一月十四日就職  
 書記 望月 善四郎 大正十年二月十九日就職  
 書記 出澤 董 則 大正十二年四月二十五日就職  
 書記 町田 林 大正十年六月二十三日就職  
 書記 池田 寬 大正十一年三月十六日就職  
 書記 池內 助次郎 大正十二年七月九日就職  
 書記 池田 元 治 大正十二年十月四日就職  
 書記 武井 猛 大正十年七月九日就職  
 書記 田中 直 治 大正十年八月九日就職  
 書記 宮島 勝 大正十年七月十三日就職  
 囑託 水源唧筒電動機設計製作監督 竹中 二郎 大正九年七月三日解囑託  
 囑託 鐵管檢查 井上 清 介 大正十一年一月十五日解囑託  
 大正十一年三月九日解囑託

助	助	助	助	技	技	技	技	囑	囑	囑	囑
手	手	手	手	手	手	手	手	託	託	託	託
								水源唧筒据付工事監督	淨水工事監督	淨水工事監督	鐵管検査
橫	宮	田	宮	春	高	藤	小	高	瀧	矢	習
關	崎	玉	島	日	橋	井	林	田	澤	島	田
孝	覺	今	勘	井	百	忠	兼	清	太	孝	熊
平		朝	治	勝	作	至	次	助	郎	男	吉
		雄	郎	藏			郎				
大正十二年四月六日 就任	大正十二年四月四日 就任	大正十二年四月一日 就任	大正十二年四月一日 就任	大正十二年六月三十一日 就任	大正十二年四月二日 就任	大正十二年五月十一日 就任	大正十二年四月二十一日 就任	大正十二年十一月八日 囑託	大正十一年六月三十日 囑託	大正十一年八月二十五日 囑託	大正十二年二月二十日 囑託

助	助	助	助	助	助
手	手	手	手	手	手
栗	高	樋	中	坂	唐
原	柳	口	村	口	澤
國	宇	恒	太	虎	榮
市	喜	安	郎	男	一
	太				
	郎				
大正十二年六月十三日 就職	大正十一年三月一日 就職	大正十二年五月十三日 就職	大正十二年三月三十一日 就職	大正十二年四月七日 就職	大正十二年四月六日 就職

第六編 經營



# 第六編 經營

## 第一章 給水準備

### 第一節 給水事業費

一、大正十一年度給水事業費歳入出豫算

上田市上水道敷設工事は大正九年度より三ヶ年の繼續事業なれば十一年度は猶工事年度中なるも當局の奮勵努力に全市民の協力一致により何等の故障なく迅速に諸工事の進捗を見るを得て工事竣功期限前に於て給水開始の運びに到りたるを以て給水事業費歳入出豫算の必要を認め左記の通市會の議決を経たり然れども本年度は工事實施中にあるが故に豫算中事務所費を揚上せず總ての事務は敷設事業關係職員に於て之を執行せり

#### 大正十一年度長野縣上田市水道給水事業費歳入出豫算

歳入	歳出
一金九萬八千七百九拾五圓也	歳入 豫算 高
歳出	歳出 豫算 高
一金九萬八千七百九拾五圓也	

歲入歲出差引殘金ナシ

內譯 歲入

科 目	項 目	豫 算 額	種 目	豫 本 年 算 度	附 說 明
一金	工費徵收	五六、七二〇、〇〇			
	一金	五六、七二〇、〇〇			
二市	債	一四、四〇〇、〇〇			
	一市	債一四、四〇〇、〇〇			
三市	費繰入	七、〇〇〇、〇〇			
	一金	工費徵收	五六、七二〇、〇〇		私消火栓一九ヶ專五五〇ヶ計五五〇ヶ私共六〇ヶ増設變更修繕百件

一	市費繰入	七、〇〇〇、〇〇			
	一市費繰入	七、〇〇〇、〇〇			
四	雜收入	一、二三二、〇〇			
	一雜收入	一、二三二、〇〇			當座預金利子 共用栓鍵賠償金
五	前年度繰越金	一六、〇〇七、〇〇			
	一前年度繰越金	一六、〇〇七、〇〇			
六	給水料	三、三一八、〇〇			
	一給水料	三、三一八、〇〇			
七	量水機使 用料	一一八、〇〇			
	一給水料	三、三一八、〇〇			專一、八〇〇、計量七七〇、湯屋七三、五〇、公署學校工場三六、共用一、四三一

合	計	九八、七九五、〇〇	九八、七九五、〇〇
一 量水機使 用料	一 量水機使 用料	一一八、〇〇	一一八、〇〇
			二ヶ月半延百九十戸一戸平均二十五錢

歲出

科 目	項 目	豫算		附 記
		豫算額	豫本年度	
一 工 事 費		六四、九八三、〇〇		
	一 工 事 費 六四、九八三、〇〇			
				一、私設消火栓用鑄鐵直管三十噸一噸百三十圓此 金三千九百圓 二、全上異形管一噸此金二百九十圓 三、私設消火栓廿五個一個三十圓此金七百五十圓 四、鉛管六百圓 五、鉛塊七百貫一貫一圓二十錢 六、此錫管六百圓 七、岩錫管一貫七圓此金七百圓 八、消火栓開閉器二十本一本四圓三十錢此金八十 九、私設消火栓根元金具二十五個一個十一圓此金 二百七十五圓 十、全上ホ一四十五本一本六十三圓此金二千八 百三十五圓 十一、全上筒先二十本一本二十四圓此金四百八十圓 十二、止水栓小形表函六百個一個六十錢此金三百六 十圓 十三、給水栓木座二百個一個三十錢此金六十圓 十四、小形表函型桿二十個一個四圓此金八十圓 十五、ヤリ木炭車ハンドル押ゴム輪ゴムコマ女捨 其他雜此金五百九十四圓二十四錢 十六、人夫五千六十人一人一圓五十錢此金七千五百 九十圓

科 目	項 目	豫算額	豫本年度	附 記
	一 材 料 費 四三、五一九、〇〇			
	二 人 夫 賃 七、五九〇、〇〇			
	三 需 用 費 九、五三〇、〇〇			
				一、量水器五百個一個十一圓此金五千五百圓 二、諸用紙及印刷物此金六百圓 三、事務用品此金六十圓 四、量水器試驗機及量水器修繕器具一揃此金四百 五十圓 五、携帶用用水器試驗器一個此金二百五十圓 六、共用檢査機七個一個十圓此金七十圓 七、共用檢査機七個一個十圓此金七十圓 八、門標四枚一枚四圓此金四十圓 九、工事用具機此金四百圓 十、職工宿直給費百五十圓 十一、巡視制服制帽等給與品此金二百圓 十二、量水器七十個一個十六圓此金一千二百二十圓







三需用費	四、八八四	一備品費	一、三〇〇	四、八八四	九、五〇〇	四、六四六
二消耗品費	一、六六六	三印刷費	一、八八五	一、六六六	一、八八五	一、六六六
四通信運搬費	100	四通信運搬費	100	100	100	100

一、自轉車椅子机踏寫判器具宿直用夜具等新  
 二、調工及修繕此金三百五十圓  
 三、共用檢機器具新調修繕此金三百五十圓  
 四、十ヶ一ヶ十六圓此金四百八十圓  
 五、改良小判紙一丸八圓、新改良小判二丸八圓、改  
 六、厚小判紙六圓、小切野紙一千枚三圓、改  
 七、同議用紙二十枚十圓、見積用紙十枚三圓、購入  
 八、回議用紙十枚三圓、購入簿用紙百枚二圓、給水工  
 九、費徵收原簿及水料徵收原簿用紙四百五十枚三十  
 十、圓  
 十一、工費及給水料測定簿用紙二百枚四圓、日計簿  
 十二、用紙三百枚六圓、計命簿用紙二百枚十圓、給水工  
 十三、事簿用紙五百枚十圓、納額告知書用紙四百枚百  
 十四、書簿用紙五百枚十圓、納額告知書用紙四百枚百  
 十五、用紙五百枚十圓、納額告知書用紙四百枚百  
 十六、事簿用紙五百枚十圓、納額告知書用紙四百枚百  
 十七、告通知原簿及水料徵收原簿用紙四百五十枚三十  
 十八、圓  
 十九、木炭三千五百貫、一圓=付三貫五百忽此金一  
 二十、千圓  
 二十一、茶十二斤此金十二圓  
 二十二、門票千枚四十圓、鐵札用紙千枚(ケース)共百圓  
 二十三、雜巾等麻糸糊其他雜品此金百五十圓  
 二十四、水道便覽水道使用注意書此金百五十圓  
 二十五、水道誌印刷代三百部此金六十圓  
 二十六、其他雜此金五十圓

二工事費	一七、八三七	五賄費	一、四四五	一七、八三七	五、一〇九	三、三二七
一給水工事費	三三、二七七	六被服費	一、四九	三三、二七七	三、八八三	三、三二七
七電話及電燈費	三、六九	七電話及電燈費	三、六九	三、六九	三、六九	三、六九
一材料費	10,037	一材料費	10,037	10,037	10,037	10,037

一、職員宿直賄料三六五夜分一夜十五錢此金五十  
 二、四圓七十錢  
 三、使丁職工宿直賄料七百三十夜一夜十錢此金七  
 四、十三圓  
 五、職員夜勤賄料百二十夜分一夜十五錢此金十八  
 六、圓  
 七、水道巡視員夏服三着及帽子日覆三枚此金七十  
 八、圓  
 九、工夫使丁及常備夫四人法被二着ツツ八枚此金  
 十、二十四圓  
 十一、巡視員靴代三人一ヶ月一圓此金三十六圓  
 十二、公衆電話三ヶノ使用料此金二百三十五圓  
 十三、電燈一七ヶ一ヶ平均六十錢此金百三十四圓四  
 十四、錢  
 十五、鉛管二千六百四十八貫(九、四五〇尺)一貫一  
 十六、圓二十錢此金三百七十七圓六十錢  
 十七、鉛塊七十貫一貫一圓此金七十圓  
 十八、岩錫七十貫一貫一圓此金七十圓  
 十九、普通給水栓一吋一貫六圓此金四十二圓也  
 二十、三吋給水栓一吋一貫六圓此金四十二圓也  
 二十一、八吋給水栓一吋一貫六圓此金四十二圓也  
 二十二、分水栓一吋一貫六圓此金四十二圓也  
 二十三、分水栓一吋一貫六圓此金四十二圓也  
 二十四、分水栓一吋一貫六圓此金四十二圓也  
 二十五、分水栓一吋一貫六圓此金四十二圓也  
 二十六、分水栓一吋一貫六圓此金四十二圓也  
 二十七、分水栓一吋一貫六圓此金四十二圓也  
 二十八、分水栓一吋一貫六圓此金四十二圓也  
 二十九、分水栓一吋一貫六圓此金四十二圓也  
 三十、分水栓一吋一貫六圓此金四十二圓也





一金九萬六千六百參拾四圓拾錢也  
歲入出差引殘金

一金九千六百九拾參圓六拾九錢也

歲出決算額

大正十二年度水道事業費へ繰越スルモノトス

大正十一年度長野縣上田市水道事業費歳入出決算

歳入

科目	項目	決算額		増減	附記
		本年度	豫算年度		
一 工費徴收	一金 工費徴收	五、三三二、一七	四、六六七、〇〇	七、六六五、一七	
	一金 工費徴收	五、三三二、一七	四、六六七、〇〇	七、六六五、一七	此ノ増額アルハ工事費ノ徴收豫定外好成绩ナリシニヨル
二 市債	一市債	一四、〇〇〇、〇〇	一四、〇〇〇、〇〇	—	
	一市債	一四、〇〇〇、〇〇	一四、〇〇〇、〇〇	—	
三 市費繰入	一金 市費繰入	七、〇〇〇、〇〇	七、〇〇〇、〇〇	—	
	一金 市費繰入	七、〇〇〇、〇〇	七、〇〇〇、〇〇	—	
四 雑収入	一 雑収入	一、三三六、九	一、三三三、〇〇	五、〇一	
	一 雑収入	一、三三六、九	一、三三三、〇〇	五、〇一	
五 前年度繰越金	一 前年度繰越金	一六、〇〇七、〇〇	一六、〇〇七、〇〇	—	
	一 前年度繰越金	一六、〇〇七、〇〇	一六、〇〇七、〇〇	—	此ノ減額アルハ預金利子少キニヨル
六 給水料	一 給水料	七〇、八七	七六、〇〇	二、八七	
	一 給水料	七〇、八七	七六、〇〇	二、八七	
合計		七、〇〇〇、〇〇	七、〇〇〇、〇〇	—	

科目	項目	決算額		増減	附記
		本年度	豫算年度		
一 工費徴收	一金 工費徴收	五、三三二、一七	四、六六七、〇〇	七、六六五、一七	
	一金 工費徴收	五、三三二、一七	四、六六七、〇〇	七、六六五、一七	此ノ増額アルハ工事費ノ徴收豫定外好成绩ナリシニヨル
二 市債	一市債	一四、〇〇〇、〇〇	一四、〇〇〇、〇〇	—	
	一市債	一四、〇〇〇、〇〇	一四、〇〇〇、〇〇	—	
三 市費繰入	一金 市費繰入	七、〇〇〇、〇〇	七、〇〇〇、〇〇	—	
	一金 市費繰入	七、〇〇〇、〇〇	七、〇〇〇、〇〇	—	
四 雑収入	一 雑収入	一、三三六、九	一、三三三、〇〇	五、〇一	
	一 雑収入	一、三三六、九	一、三三三、〇〇	五、〇一	
五 前年度繰越金	一 前年度繰越金	一六、〇〇七、〇〇	一六、〇〇七、〇〇	—	
	一 前年度繰越金	一六、〇〇七、〇〇	一六、〇〇七、〇〇	—	此ノ減額アルハ預金利子少キニヨル
六 給水料	一 給水料	七〇、八七	七六、〇〇	二、八七	
	一 給水料	七〇、八七	七六、〇〇	二、八七	
合計		七、〇〇〇、〇〇	七、〇〇〇、〇〇	—	

第六編 經營

合 計	決 算		決 算		附 明 記
	本年	前年	本年	前年	
七 量水機使 用料	三、七〇	三、七〇	二、八〇〇	二、八〇〇	△ 一〇五、三〇
一 量水機使 用料	三、七〇	三、七〇	二、八〇〇	二、八〇〇	△ 一〇五、三〇
水道布設費 八 現金除金 繰入金	一〇、六四八、〇〇	一〇、六四八、〇〇	一〇、六四八、〇〇	一〇、六四八、〇〇	—
水道布設費 一 現金除金 繰入金	一〇、六四八、〇〇	一〇、六四八、〇〇	一〇、六四八、〇〇	一〇、六四八、〇〇	—
合 計	二〇、三三七、七九	二〇、三三七、七九	九、七五五、〇〇	九、七五五、〇〇	△ 七、三三三、七九

歲 出

一 工 事 費	決 算		決 算		附 明 記
	本年	前年	本年	前年	
一 工 事 費	三、四八八、五七	三、四八八、五七	三、四八八、五七	三、四八八、五七	△ 一、五四四、三三
二 材 料 費	三、五〇、九六	三、五〇、九六	三、五〇、九六	三、五〇、九六	△ 一、二八、〇三
二 人 夫 賃	六、八三三、〇五	六、八三三、〇五	七、五九〇、〇〇	七、五九〇、〇〇	△ 七五七、九五
三 給 料	四三三、七〇	四三三、七〇	五七六、〇〇	五七六、〇〇	△ 一四二、三〇
四 雜 給	四、六〇九、七一	四、六〇九、七一	三、六六八、〇〇	三、六六八、〇〇	△ 九四一、七一
五 需 用 費	九、一七三、〇〇	九、一七三、〇〇	九、五三〇、〇〇	九、五三〇、〇〇	△ 三五七、〇〇
六 雜 費	四、六六	四、六六	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	△ 九五、一四
一 元 金 償 還	三、一五五、五三	三、一五五、五三	三、一五五、五三	三、一五五、五三	—
二 利 子	三、七五五、五三	三、七五五、五三	三、一五五、五三	三、一五五、五三	△ 六四〇、〇〇

一 材 料 費	三、五〇、九六	三、五〇、九六	三、五〇、九六	三、五〇、九六	△ 一、二八、〇三	此ノ減額アルハ購入材料少ナキニヨル
二 人 夫 賃	六、八三三、〇五	六、八三三、〇五	七、五九〇、〇〇	七、五九〇、〇〇	△ 七五七、九五	此ノ減額アルハ使役人夫少キニヨル 大〇〇〇 三三〇〇 需用費ヨリ流用
三 給 料	四三三、七〇	四三三、七〇	五七六、〇〇	五七六、〇〇	△ 一四二、三〇	此ノ減額アルハ職員ノ任命遅キト低額ニテ 採用シ得タルニヨル 三三、三三 雑給ヘ流用
四 雜 給	四、六〇九、七一	四、六〇九、七一	三、六六八、〇〇	三、六六八、〇〇	△ 九四一、七一	此ノ増額アルハ職工其他諸給支拂多キヨニ ル 大〇〇〇 三三、三三 給料ヨリ流用 需用費ヨリ流用
五 需 用 費	九、一七三、〇〇	九、一七三、〇〇	九、五三〇、〇〇	九、五三〇、〇〇	△ 三五七、〇〇	此ノ減額アルハ購入品少キニヨル 三三〇〇 雑給ヘ流用 三〇〇〇 人夫賃ヘ流用
六 雜 費	四、六六	四、六六	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	△ 九五、一四	此ノ増額アルハ職工其他諸給支拂多キニヨル
一 元 金 償 還	三、一五五、五三	三、一五五、五三	三、一五五、五三	三、一五五、五三	—	
二 利 子	三、七五五、五三	三、七五五、五三	三、一五五、五三	三、一五五、五三	△ 六四〇、〇〇	此ノ増額アルハ償還金支拂ノ遅キニヨル 六四〇、〇〇 六四〇、〇〇 豫備費ヨリ流用

第六編 經營

三豫備費			1,101,000	△	六六,四七
一豫備費			1,101,000	△	六六,四七
一豫備費			1,301,000	△	六六,四七 六四,五三
合 計	九六,三四,一〇	九六,三四,一〇	九八,七五,〇〇	二,六一〇,九〇	六六,四七 市債利子へ支出

第二節 規

第一、上田市水道給水條例

本條例は大正十一年三月十五日市會の議決を経たるも其後更正の必要を生し全年五月二十五日第四條外七ヶ條の更正議決をなし全年十一月十七日更に第七條、第八條、第十一條、第二十八條、第八十七條、第九十條、第九十七條の更正議決をなし之が許可稟請を其筋へ提出したるに大正十二年一月九日付を以て内務大臣の許可を得たるに依り全月十四日之が公布をなしたり

上田市水道給水條例目次

- 第一章 給水方法種別及水料
- 第二章 給水設備及給水工費
- 第三章 量水器使用料

- 第四章 料金ノ徴收
- 第五章 給水ノ取締及違背處分
- 第六章 共用給水組合

上田市水道給水條例

第一章 給水ノ方法種別及水料

第一條 水道給水ノ方法ハ左ノ二種トス

- 一、不計量給水 水量ヲ計ラスシテ給水スルモノ
- 二、計量給水 水量ヲ計リテ給水スルモノ

第二條 左ニ掲クルモノハ不計量給水トス

- 一、普通家事用
- 二、防 火 用

第三條 普通家事用給水ヲ分チテ左ノ四種トス

- 一、専用給水 邸宅ニ給水栓ヲ設置シ一戸ニテ使用スルモノ
- 二、聯合給水 一個ノ給水栓ヲ設置シ隣接者二戸又ハ三戸聯合シテ使用スルモノ但シ設置ノ場所ハ聯合者何レカノ邸宅ニ於テ取締上支障ナキ場所ニ限ル
- 三、私設共用給水 屋外ニ給水栓ヲ設置シ數戸共同シテ使用スルモノ
- 四、公設共用給水 市ニ於テ設置シタル給水栓ヲ數戸共同シテ使用スルモノ

第四條

左ニ掲クルモノハ計量給水ヲ使用スルモノトス但シ銀行會社等ト其ノ住宅トノ區別明カナラザルモノ、給水種別及第一號ノ營業又ハ工業ノ種類ハ市長之ヲ定ム

- 一、家事用ト同時ニ營業又ハ工業用ニ使用スル者若ハ營業又ハ工業用ノミニ使用スル者
- 二、銀行、會社、新聞社、官公署、學校、圖書館、病院、集會所、劇場、市場等
- 三、噴水、瀧及庭園ノ池水等
- 四、一時的ノ使用ニ係ルモノ
- 五、居住人員一定セス若ハ其ノ他ノ事情ニ依リ多量ノ水ヲ使用スルモノト認ムルモノ

第五號

普通家事用ニ使用スル給水ト雖希望ニ依リ計量給水ヲ使用セシムルコトヲ得

第六條

私設消火栓ハ請求ニ應シテ之ヲ設置ス但シ火災ノ時ハ公設消火栓ト同様ニ使用セラル、コトアルモ設置者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第七條

給水料ハ左ノ通徴收ス

- 一、專用給水及聯合給水 一戸五人迄一ヶ月一圓十錢トシ以上一人ヲ増ス毎二十分ノ一ヲ追加ス
- 二、私設共用給水及公設共用給水 縣稅戶數割ヲ標準トシ一戸五人迄一ヶ月ニ付左ノ等別給水料ヲ徴收シ以上一人ヲ増ス毎二十分ノ一ヲ追加ス
  - 一等 六十錢 縣稅戶數割三圓五十錢以上六圓以下
  - 二等 四十錢 全 二圓以上三圓四十九錢以下
  - 三等 二十錢 全 一圓以上一圓九十九錢以下
  - 四等 十 錢 全 九十九錢以下

三、計量給水 三種ニ區別シ一石ニ付左ノ通徴收ス

- 一、營業、工業及家事用其ノ他第四條ノ二號四號五號ニ該當スルモノ、用水ハ一ヶ月ノ消費量五百石迄一錢二厘、五百石以上千石迄增加分九厘、千石以上二千石迄增加分八厘、二千石以上增加分七厘

二、湯 屋 七 厘

三、噴水、瀧及庭園ノ池水等 三 錢

小口徑ノ噴水ハ量水器ニ依ラス市長ノ認定ニヨリ左ノ給水料ヲ徴收シテ給水スルコトヲ得

口徑	三 厘	一 ヶ月	三 圓
	全		五 圓
	全		七 圓
	全		九 圓
	全		十一圓

第八條

左ニ掲クルモノ、給水ハ市長ハ其ノ給水料ヲ減免スルコトヲ得

- 一、慈善又ハ公共事業ニ使用スルモノ
- 二、殖産興業上保護獎勵ノ必要アリト認ムルモノ
- 三、貧困ニシテ給水料ヲ納メ得スト認ムルモノ

第九條

縣稅戶數割六圓一錢以上ノモノハ共用給水ヲ使用スルコトヲ得ス

第十條

給水ニ關シ縣稅戶數割ヲ適用スル場合ニ於テ縣稅戶數割未決定ナルトキハ市長ノ決定スル所ニ依ル

第十一條 第九條ノ該當者ニシテ市長ニ於テ専用給水ヲ使用スルコトヲ得スト認ムルトキハ左ノ給水料ヲ徵收シ公設又ハ私設ノ共用給水ヲ使用セシムルコトヲ得

一戸五人迄一ヶ月ニ付九十錢五人以上一人ヲ増ス毎二十分ノ一ヲ追加ス

第十二條 共用給水使用者ニシテ第九條ニ該當スルニ至リタルトキハ前條ノ給水料ヲ徵收シ四ヶ月間専用給水ノ使用ヲ猶豫スルコトヲ得

第十三條 給水料ハ使用者ヨリ徵收ス但シ使用者借家人ナルトキハ家主ハ連帶納付ノ責ヲ負フモノトス

第十四條 人口ノ計算ニ付テハ其ノ戸内ニ同居スル者ハ家族ト看做シ牛馬ヲ飼養スルトキハ其ノ一頭ヲ人口二人ニ換算ス

人口ハ毎月一日ノ現在ニヨリ決定シ月内ニ異動アルモ之ヲ増減セス

第十五條 計量給水ハ平均一日ノ最低限消費量ヲ四石トシ其ノ水料ニ達セサルコトアルモ最低限ノ水量ヲ徵收ス但シ第五條ニヨリ計量給水ハ人口十人以上ノ者ハ五石トシ湯屋ハ四十石トシ噴水瀧及庭園ノ池水等ハ市長ノ定ムル所ニ依ル

第十六條 營業又ハ工業用ノ給水ト雖縣稅戶數割六圓以下ニシテ市長ニ於テ其ノ消費量一日平均四石以内ト認ムルトキハ左ノ給水料ヲ徵收シ公設又ハ私設ノ共用給水ヲ使用セシムルコトアルヘシ

共用給水五人迄ノ分二十分ノ五ヲ加ヘタルモノ

第十七條 共用給水使用者ニシテ専用給水使用者ノ承諾アルトキハ共用給水全等ノ給水料ヲ徵收シ其ノ栓ヨリ汲水セシムルコトヲ得

第十八條 共用給水使用者ニシテ計量給水使用者ノ承諾ヲ得ルトキハ其ノ栓ヨリ汲水セシムルコトヲ得

但シ其ノ汲水量ハ市長之ヲ認定ス

第十九條 前條ノ給水料ハ左ノ區別ニヨリ徵收ス

計量給水使用者 消費總量ヨリ汲水者ノ消費量ヲ控除シタルモノ但シ消費量最低限ニ關シテハ第十五條ヲ適用ス

汲水者 市長ノ認定シタル消費量

第二十條 前三條ニ依ル給水料ハ本條例ニ依リ納入スル外當事者間ニ於テ料金ノ授受ヲ爲スコトヲ得ス

第二十一條 聯合給水使用者ノ一人ガ本條例違背ノ爲停水セラル、コトアルモ他ノ聯合使用者ハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス汲水者ト本栓使用者ノ間ニ於テモ亦同シ

第二十二條 専用給水使用者ニシテ浴槽又ハ其ノ他ノ用途ニ使用スル爲支栓ヲ設置シタルトキハ一栓毎ニ總人口ニ對シ一人一ヶ月ニ付五錢ヲ追加ス六尺以上ノ栓末裝置ヲナスモノ亦同シ

前項ノ栓末裝置ト稱スルハ給水栓ニ「ゴム」管又ハ鉛管若ハ其ノ他ノ細管ヲ直結シ他所ニ導水スルヲ謂フ専用及共用給水使用者ニシテ支栓ノ設ケナキ浴槽ヲ使用スルモノハ總人口ニ對シ一人一ヶ月ニ付三錢ヲ追加ス但シ浴槽ヲ有スルモ水道ノ水ヲ使用セサル事實ヲ認ムル場合ハ此限リニ非ス

本條ノ追加スル給水料ニ付テハ牛馬等ノ換算ハ之ヲ算入セス

第二十三條 計量給水ヲ使用スル者格段多量ノ水ヲ使用セサルトキハ市長ノ認定ニヨリ量水器ニ據ラス人口五人迄ハ一ヶ月ニ付キ百二十石一人ヲ増ス每二十石ツ、ヲ消費スルモノトシ給水スルコトヲ得但シ支栓ヲ有スル者又ハ六尺以上ノ栓末裝置ヲナス者ハ一栓毎ニ總人口一人ニ付三石支栓ノ設ケナキ浴槽ヲ使用スル者ハ總人口一人ニ付二石ツ、追加ス

第二十四條 前條ノ認定計量給水ニシテ認定石數ヲ超過セリト認ムルトキハ市長ハ何時ニテモ認定ヲ取消スコトヲ得  
第二十五條 一時的ノ用途ニ使用スル給水ニシテ消費量ノ豫想シ得ヘキモノハ量水器ニ依ラス市長ノ認定ヲ以テ給水スルコト得

第二十六條 湯屋營業者ニシテ全一家屋ニ於テ計量給水ヲ使用スヘキ他ノ營業ヲ兼ヌルモノハ各別ニ給水料ヲ徵收ス但シ量水器ヲ各別ニ裝置セサル場合ノ各消費量ハ市長ノ認定スル所ニ依ル

第二十七條 専用又ハ共用給水等ノ使用日數一ヶ月未滿ノトキノ給水料及給水種別等ヲ變更シタルトキノ給水料ハ日割ヲ以テ徵收ス日割ハ其ノ月ノ日數ニ依ル

第二十八條 給水ハ晝夜不斷トス不可抗力又ハ水道各部ノ修繕等己ムテ得サル場合ハ非常急迫ノ場合ヲ除クノ外豫メ公告又ハ通知ヲナシ給水時間又ハ水量ヲ制限シ若ハ斷水スルコトアルヘシ此場合ニ於テ市ハ損害賠償ノ責ニ任セ

給水料ハ斷水三日以内ナルトキハ全額分ヲ徵收シ三日ヲ超ユルトキハ超過日數ニ對シ日割ヲ以テ減額ス違背處分ニヨリ停水ヲ受ケタル者亦全シ

第二章 給水設備及給水工費

第二十九條 給水ニ關スル總テノ工事ハ市ニ於テ施行シ費用ハ請求者ヨリ徵收ス但シ道路ニ屬スル部分ハ左ノ制限ニヨリ市ニ於テ負擔ス止水栓ヲ私有地ニ設置スル場合亦全シ

一、配水管ノ位置ヨリ道路ニ面シタル私有地迄ノ最近距離ヲ限度トス

二、配水管ノ布設無キ道路ハ市長ノ定ムル所ニヨリ其ノ負擔ヲ制限ス

三、一戸内ニ二栓以上ヲ全時ニ各別ニ配水管ヨリ引込ム場合ハ口徑大ナル一栓分ニ限ル但シ止水栓ハ此限りニ

アラス

四、一戸内ニ既設以外ニ更ニ配水管ヨリ別個ノ引込ニ依ル増設ノ分ハ之ヲ負擔セス但シ止水栓ハ此限りニアラス

給水設備ニシテ道路ニ屬スルモノハ請求者カ其ノ費用ヲ負擔シタルモノト雖所有權ハ市ニ屬スルモノトス

私設消火栓ノ工費ハ其ノ設置場所ガ公共ノ利益ニ密接ノ關係アルトキハ工費ノ一部ハ市ニ於テ負擔スルコトアルヘシ

第三十條 給水工事ノ爲構造物ヲ取毀チ其ノ復舊ヲ要スルモノアルキハ請求者之ヲ施行スヘシ

第三十一條 官公署學校又ハ産業上特ニ保護獎勵ヲ要スル工場ニシテ其ノ位置配水管ヲ布設セル道路ヨリ遠距離ナルトキハ敷地ニ到ル迄ノ工費ノ全額若ハ一部ヲ市ニ於テ負擔スルコトアルヘシ

第三十二條 専用給水及計量給水ノ設備ハ家主又ハ其ノ設備ヲ要スル土地所有者ヨリ請求スルモノトス私設共用栓ハ公設共用栓ノ使用ヲ不便トスル者ノ爲一名若ハ二名以上ノ家主共同シテ請求スヘシ但シ家主二名以上ナル場合ハ一名ノ責任者ヲ定メ連署ヲ以テ請求スルモノトス

第三十三條 給水設備ノ變更増設撤去等ノ請求ハ前條ノ規定ニ依ル但シ給水設備ノ修繕ハ使用者ヨリ請求スルコトヲ得

第三十四條 給水管ノ引込線路ニ付テハ請求者ニ於テ選定スルモノトシ工事施行ノ際第三者ヨリ異議ヲ申立ルコトアル

モ市ハ其ノ責ニ任セス  
第三十五條 配水管ノ布設無キカ又ハ支管ニシテ水壓ノ關係上新ニ分水シ難キ場所ハ給水設備ノ請求ニ應セサルコトアルヘシ但シ請求者ニ於テ工費ヲ負擔シ且ツ配水管ヲ市ガ無償ニテ利用スルコトヲ承諾スル場合ハ此限ヲニアラス

第三十六條 多量ノ給水ヲ受クヘキ工場等ヲ新設セントスルモノハ其ノ給水ニ付豫メ市長ノ承認ヲ受クヘシ既設工場等ニ於テ増設ヲ要スル場合亦同シ

第三十七條 給水設備ノ請求者又ハ所有者ニシテ本市ニ住居セサルトキハ工費納入其ノ他ノ事務ヲ處辨セシムル爲本市ニ代理人ヲ置クヘシ

第三十八條 隣接者二戸以上同時ニ給水栓ノ設置ヲナストキハ請求ニヨリ給水管ノ一部ハ共同ノ設備トナスコトアルヘシ但シ共同部分ノ工費ハ連帶納付ノ責アルモノトス

第三十九條 他人ノ給水管ヨリ分岐シテ給水栓ヲ設置セントスルトキハ所有者ノ承諾書ヲ添ヘ請求スヘシ本管所有者給水ノ廢止ヲナシ撤去ノ請求ヲナストキハ豫メ分岐引用者ニ通知スヘシ此場合ニ於テ分岐引用者本管讓受ノ手續ヲナサ、ルトキハ全時ニ給水ヲ廢止スルモノト看做ス

第四十條 私設消火栓ハ二人以上共同シテ設置スルコトヲ得但シ工費ハ連帶納付ノ責ヲ負フモノトス

第四十一條 給水設備ノ費用ハ市長ニ於テ材料ノ原價ニ検査費其ノ他雜費ヲ見込ミ定ムル所ノ標準單價ヲ以テ之ヲ算定ス

第四十二條 給水工事ニ要スル材料及勞力ヲ請求人ヨリ提供センコトヲ申出ツルトキハ之ヲ承諾スルコトアルヘシ但シ其ノ適否ニ付テハ市長ノ認定ニ依ル

第四十三條 給水設備ノ請求アルトキハ調査ノ上設計書ヲ作りテ之ヲ交付ス新ニ給水栓設置ノ請求ヲ爲ストキハ一廉毎ニ工費ノ一部トシテ全時ニ二圓ヲ豫納スヘシ

前項ノ納付金ハ請求ヲ取消スコトアルモ之ヲ還付セス  
第四十四條 設計ヲ承認シ工事ヲ施行セントスル者ハ更ニ實施請求ヲナシ全時ニ工費豫算ノ半額ヲ納付スヘシ但シ官公

署學校等又ハ急施工事若ハ小工事ニシテ設計書ヲ交付セシテ施行スルモノハ此限りニアラス  
前項納付額ハ前條ノ納付金ヲ控除計算シタルモノトス

第四十五條 給水工事完了シ精算書ヲ作りテ請求者ニ交付シタルトキハ其ノ精算額ヨリ豫納金ヲ差引タル殘額ヲ納付スヘシ

精算殘額ヲ一時ニ納付シ難キモノハ本市ニ現住シ縣稅戶數割六圓以上ヲ納ムルモノヲ保證人トシ又ハ相當ノ擔保ヲ提供シ市長ノ許可ヲ得テ左記ノ通月賦ヲ以テ納付スルコトヲ得

精算殘額	三圓以上十圓以内	四ヶ月以内
全	二十圓以内	六ヶ月以内
全	三十圓以内	八ヶ月以内
全	三十圓以上	十二ヶ月以内

第四十六條 第四十四條ノ納付金ヲ一時ニ納付シ難キモノハ第四十五條第二項ノ手續ヲナストキハ其ノ納付金ヲ工費豫算額ノ十分ノ一迄低減スルコトアルヘシ

第四十七條 工費月賦金ニ對シテハ工事施行済ノ月ヨリ一ヶ月ニ付百分ノ一ノ利子ヲ付ス但シ水道通水ノ前月迄ハ之ヲ付セス

月賦金ヲ指定期月内ニ納付セサルトキハ延滞月數ニ應シ第一項ノ利子ヲ加算ス  
利子起算ノ月及納付ノ月一ヶ月未滿ナルモ一ヶ月トシテ計算ス

第四十八條 設計書ヲ交付シタル後設備ノ變更ヲ請求スルトキハ再調査ヲナシ新設計書ヲ交付スヘシ

第四十九條 設計書交付ノ後請求ヲ取消シ又ハ延期ヲナサントスルトキハ之ヲ届出ツヘシ

第五十條 工事施工ニ際シ請求人ノ責ニ歸スヘキ事故ノ爲工事ニ着手シ能ハサルカ又ハ中止シタルトキハ之ヨリ生スル損失ハ請求人ノ負擔トス

第五十一條 設計書交付ノ後二十日以内ニ工事實施又ハ設計變更ノ請求ヲナス若ハ工事延引ノ届出ヲナサ、ルトキハ請求ヲ取消シタルモノト看做ス納付金ノ告知ヲ受ケ十五日以内ニ納付セサルトキ亦同シ

第五十二條 給水設備ノ請求ヲ取消シ又ハ取消シタリト看做スモノ更ニ請求ヲナスコトアルモ第四十三條ノ納付金ハ其ノ効力ヲ有セサルモノトス

第五十三條 給水栓設置後九十日以内ニ於ケル破損ノ修繕費ハ市ニ於テ之ヲ負擔ス但シ使用者ノ故意又ハ不注意ニ起因スルモノ若ハ請求者ヨリ提供ノ材料ヲ使用シタルモノニ付テハ此限リニアラス

第五十四條 不可抗力其ノ他ノ事故ニヨリ給水管及給水用具ヲ毀損滅失シタルトキト雖工費ハ減免セス

第五十五條 給水設備ハ工費完納ニ至ル迄ハ所有權ヲ市ニ於テ保留ス市長ニ於テ工費完納ノ見込ナシト認ムルトキハ其ノ設備ヲ撤去スルコトアルヘシ

前項撤去物件ノ價格カ未納ノ工費及撤去ノ費用ニ比シ過不足アルトキハ之ヲ還付又ハ追徴ス但シ物件ノ價格ハ市長ノ認定ニ依ル

第五十六條 給水設備ノ所有權ヲ移轉スル場合ハ當事者連署ヲ以テ之ヲ届出ツヘシ新所有者ハ同時ニ舊所有者ノ義務ヲ承繼ルルモノトス

給水設備ノ所有權ハ給水ヲ受クル家屋又ハ土地ノ所有權ト俱ニスルニアラサレハ之ヲ移轉スルコトヲ得ス

第三章 量水器使用料

口徑	二分ノ一時	一ヶ月	二十錢
全	八分ノ五時	全	二十五錢
全	四分ノ三時	全	三十錢
全	一時	全	四十錢

上記以外ノ量水器ニ付テハ一ヶ月ニ付五圓以内ニ於テ市長ヲ之ヲ定ム

第五十八條 量水器ノ作用ニ付疑ヲ懷キ試験ヲ請求スルトキハ之ヲ試験シ其ノ成績ヲ以テ最終ノ決定トス若試験ノ結果異常無キトキハ手数料貳圓ヲ徴收ス

第五十九條 給水設備ノ所有者又ハ使用者ハ量水器ヲ保管スルノ義務アルモノトシ保管證ヲ提出セシム

給水設備ノ所有權ヲ移轉シタルトキハ量水器保管ノ義務モ全時ニ移轉シタルモノト看做ス

第六十條 量水器ヲ毀損亡失シタルトキハ相當代價ヲ辨償セシム但シ不可抗力ニ依ル變災ニヨリ又ハ自然毀損シタルモノハ此限リニアラス

第六十一條 量水器使用料ハ十六日以上使用ノ月ハ全額ヲ徴收シ十五日以内ノ使用又ハ全月使用セサル月ハ半額ヲ徴收ス

第六十二條 量水器ヲ撤去スル場合ハ手数料トシテ貳圓ヲ徴收ス

第六十三條 量水器ハ毎月二十一日以降末日迄ノ間ニ水道巡視員之ヲ點檢シ前月點檢ヨリ其ノ時迄ノ消費量ヲ測定ス若指針正確ナラズト認ムル場合ハ前月一日平均消費量ヲ斟酌シテ之ヲ測定ス但シ前月消費量ナキトキハ市長ノ認定ニ依ル

量水器ヲ點檢シタルトキハ測定量ヲ點檢表ニ記入シ使用者ニ交付ス量水器ヲ點檢スルトキハ使用者ハ之ニ立會



フコトヲ得

第六十四條 計量給水ノ消費量一石未満ノ端數アルトキハ之ヲ次期ノ消費量ニ算入シ給水廢止ノ場合ハ之ヲ切捨ツ

第六十五條 計量給水一ヶ月ノ給水料ト稱スルハ前月ノ點檢ヨリ當月點檢迄ノ消費量ニ對スル分ヲ云フ量水器使用料ニ付テモ亦同シ

第六十六條 一邸宅ニ二種以上ノ給水ヲ使用スル場合ハ消費量ノ最低限ハ各別ニ之ヲ適用ス

第四章 料金ノ徵收

第六十七條 給水ニ關スル工費ハ隨時納額告知書ヲ發シ之ヲ徵收ス但シ月賦金ハ各月末迄ニ納付セシム

第六十八條 給水料及量水器使用料ハ納額告知書ヲ發シ左ノ通納付セシム

但シ 一時的給水料及給水ヲ休止廢止シタル場合ハ隨時之ヲ徵收ス

一、専用及聯合給水料認定計量給水料共用給水料ハ前月分ヲ翌月十日迄

二、計量給水料量水器使用料ハ前月分ヲ翌月五日マデ

第六十九條 料金納期日ノ最終日カ休日ニ當ルトキハ其ノ前日マデニ納付スヘシ

第七十條 給水料及量水器使用料ヲ滯納シタル者ハ翌月ヨリ三ヶ月間毎月其ノ概算金ヲ前納セシム之ヲ納付セサレハ給

水セス

前項ノ概算金ニ過不足アルトキハ翌月ノ納額ニ於テ之ヲ増減ス

第七十一條 月賦金ヲ二回以上滯納シタルモノハ月賦納付ノ許可ヲ取消シ殘金ヲ一時ニ徵收スルコトアルヘシ

第七十二條 月賦納付ノ許可ヲ得タル者モ一時ニ之ヲ納付シ若ハ期月ヲ繰上ケ納付スルコトヲ妨ケス

第七十三條 給水料月賦金等ノ徵收額ニ誤謬アルヲ發見シタルトキハ次期ノ計算ニ於テ之ヲ決濟ス

第五章 給水取締及違背處分

第七十四條 各種給水ハ其ノ用途外ニ使用スルコトヲ得ス

第七十五條 専用給水ト計量給水トハ全一邸宅ニテ使用スルコトヲ許サス

二種以上ノ計量給水ヲ全一邸宅ニ併用セントスル者アルトキハ彼此混同ノ虞ナシト認ムルモノニ限り之ヲ許可

ス

第七十六條 給水使用者ハ市ヨリ交付スル一定ノ標章ヲ門戸ニ掲クヘシ

第七十七條 共用給水使用者ニハ鑰札及一定ノ鑰ヲ貸與ス

鑰及鑰札ハ左ノ通り取扱フヘシ

一、常ニ連繫シ置クコト

二、使用ノ都度之ヲ携ヒ給水栓ニ放置セサルコト

三、貸借セサルコト

第七十八條 共用栓ノ鑰ヲ毀損又ハ亡失シ再渡ヲ請求スルトキハ左ノ賠償金ヲ徵收ス

一、毀 損 十 錢

二、亡 失 三十 錢

亡失シタル鑰鑰札ヲ發見シタルトキハ直ニ返納スヘシ此場合ハ既納ノ賠償金ハ之ヲ還付ス

第七十九條 水道巡視員ハ給水用具ノ検査又ハ使用狀況及人口調査ノ爲午前八時ヨリ午後五時迄給水使用者ノ家屋ニ立

入ルコトアルヘシ

第八十條 私設消火栓ハ常時市ニ於テ封緘ス演習ニ使用スル場合ハ水道係員ノ立會ヲ得テ開緘スヘシ

第八十一條 給水使用者ハ漏水又ハ其ノ他ノ事故ヲ認ムルトキハ直ニ修繕ヲ請求スヘシ

第八十二條 給水ノ使用ヲ休止廢止セムトスルトキハ之ヲ届出テ共用給水ニ在リテハ鑿札及鍵ヲ返納スヘシ

第八十三條 給水使用者借家人ニシテ他ニ轉居スルトキハ使用者ヨリ届出ノ有無ニ拘ハラヌ家主ヨリ之ヲ届出ツヘシ

第八十四條 天災其ノ他ノ事故ニヨリ家屋燒失又ハ破壊シ給水スルコト能ハサルトキハ更ニ請求アルマデ給水ヲ休止セ

ルモノト看做ス

第八十五條 正當ノ理由ナクシテ三ヶ月以上給水ヲ受ケサルトキハ給水管ヲ切斷スルコトアルヘシ

第八十六條 専用及計量給水使用者ニシテ六尺以上ノ栓末裝置ヲ爲サントスルトキハ市長ノ承認ヲ得テ之ヲ施行シ且ツ

検査ヲ受クヘシ

第八十七條 給水設備所有者及給水使用者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ三十日以内給水ヲ停水シ仍第二號乃至

第六號ノ一ニ該當スル場合ハ五圓以下ノ過料ヲ科スルコトアルヘシ但シ第一號該當者ノ停水處分ハ料金納付ノ

時迄トス

一、給水工費給水料其ノ他ノ料金ヲ指定期限内ニ納付セザルトキ

二、給水ヲ撒水其ノ他ニ濫用シ又ハ他人ニ分與若ハ販賣シタルトキ

三、量水器ノ封緘ヲ破棄シ又ハ其ノ作用ヲ妨ケタルトキ

四、水料算定ノ標準トナルヘキ要件ヲ届出ズ又ハ虚偽ノ届出ヲナシタルトキ

五、水道係員及職工、工夫職務ノ爲家屋内ニ立入ルニ當リ正當ノ理由ナクシテ之ヲ拒ミ職務ノ執行ヲ妨ケタ

ルトキ

六、前各號ノ外本條例ニ違背シタルトキ

第八十八條 給水料ヲ通脱シタルモノハ市長ノ認定ニヨリ規定ノ給水料ノ倍額ヲ徴收ス

第八十九條 前條違背處分ニ付テハ給水設備所有者及給水使用者ハ其ノ代理人又ハ家族若ハ雇人同居者等ノ行爲ニ關シ

自己ノ意思ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ責ヲ免カル、コトヲ得ス

第九十條 停水處分ヲナシタルトキ又ハ過料ヲ科シタルトキハ其ノ要旨ヲ公告シ共用給水使用者ナルトキハ之ヲ組合

員ニ告知スルコトアルヘシ

### 第六章 共用給水組合

第九十一條 共用給水ハ一共用栓ノ使用者ヲ以テ一組合トシ市長ハ組合毎ニ總代一名ヲ指定ス

私設共用栓ニアリテハ設置者總代トナルヲ妨ケス

第九十二條 總代ハ共用栓ヲ管理シ左ノ事項ヲ處理スルモノトス

一、組合員ヨリ給水料ヲ取纏メ之ヲ納付スルコト

二、毎月初メニ各組合ノ人口ヲ調査シ之ヲ報告スルコト

三、給水ノ濫用及撒水等ヲ取締リ盗水者其ノ他ノ事故アルトキハ直ニ報告スルコト

四、給水栓ノ保護及附近ノ清潔ヲ保ツコト

第九十三條 私設共用給水ノ組合ニ加入セントスル者ハ總代ノ連署ヲ以テ請求スヘシ總代ハ組合ニ加入シ又ハ脱退セン

トスル者ニ對シ正當ノ事由ナク之ヲ拒ムコトヲ得ス

第九十四條 總代ニシテ第九十三條ノ職務ヲ怠リ其ノ他不都合ノ處爲アリ不適當ト認ムルトキハ市長ハ何時ニテモ之ヲ

交替セシムルコトアルヘシ

第九十五條 總代ニハ毎月給水料ヲ取纏メ期限内ニ完納シタルトキハ一戸ニ付二錢ノ手當ヲ給ス

第九十六條 一栓ノ共用給水使用者三名以内ナルトキハ總代人ヲ置カサルコトアルヘシ  
前項ノ場合ハ第九十二條第三號ノ後段及第四號ノ規定ハ其ノ各使用者ニ適用ス

附 則

第九十七條 諸請求、届出書式並標章鑑札ノ様式等ハ市長ノ定ムルトコロニ依ル  
第九十八條、本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
第九十九號 大正十年六月二十八日公布ノ上田市水道給水條例ハ本條例施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第二 水道給水工費市負擔ニ關スル件

大正十一年五月二十五日市會議決  
全年六月二十七日知事許可

水道ノ本支管ヨリ給水栓ニ接続スル細管ニシテ道路ニ屬スル部分ノ費用ハ左ノ制限ニ依リ市ニ於テ負擔ス

- 一、配水管ノ位置ヨリ道路ニ面シタル私有地迄ノ最近距離ヲ限度トス
- 二、配水管ノ布設ナキ道路ハ市長ノ定ムルトコロニ依リテ其ノ負擔ヲ制限ス
- 三、一戸内へ二栓以上ヲ各別ニ配水管ヨリ引込ム場合ハ口徑大ナル一栓分ニ限ル但シ止水栓ハ此限ニ在ラス
- 四、一戸内へ既設以外ニ更ニ配水管ヨリ別個ノ引込ニ依ル増設ノ分ハ之ヲ負擔セス但シ止水栓ハ此限リニアラス

第三 配水管無キ道路ノ給水工費市負擔ニ關スル制限

水道給水工費ニ關スル件ノ  
規定ニ依リ市長決定

第一條 配水管ノ布設無キ道路ニ給水栓ノ設備ヲナス場合ハ配水管ノアル道路トノ接続線ヨリ配水管迄ノ分ハ市ノ負擔トシ接続線ヨリ三十間迄ハ十分ノ一ヲ負擔シ以上三十間ヲ増ス毎ニ其ノ割合ヲ十分ノ二ツ、加算シ十分ノ七ヲ以テ限度トス（左表ノ通り）

分界線ヨリノ距離	市 負擔ノ割合		鉛管布設費概算	
	區間	延間數ニ對スル割合	口徑六分	口徑八分
三〇間	三〇間迄ノ分	一分	一、四四	一、五三
六〇間	以上三〇間迄ノ分	二分	二、二七	三、〇四
九〇間	全 三〇間迄ノ分	三分	三、三九	四、九六
一二〇間	全 三〇間迄ノ分	四分	四、五二	六、〇七
一五〇間	全 三〇間迄ノ分	五分	五、六四	七、五九
一八〇間	全 三〇間迄ノ分	六分	六、七七	九、一〇
二一〇間	全 三〇間迄ノ分	七分	七、八九	一、〇六二
二四〇間	全 三〇間迄ノ分	七分	九、〇二	一、二一三
二七〇間	全 三〇間迄ノ分	七分	一、〇一四	一、三六五

第二條 専用、計量又ハ私設共用栓ヲ左ノ通り同時ニ共同シテ引込ム場合ハ前條ノ規定ニ關ラス道路ノ部分全部ヲ市ノ負擔トス

分界線ヨリノ距離	専用、計量、私設共用栓ヲ全時引込ノ場合		私設共用栓ノ場合	
	専用、計量ノ場合	専用、計量	私設共用使用者	私設共用栓ノ場合使用者
三〇間迄	三戸以上	二戸以上	三戸以上	六戸以上
六〇間迄	六戸以上	四戸以上	五戸以上	九戸以上

一八〇間以上	前記ノ標準ニヨリテ定ム			
九〇間迄	九戸以上	六戸以上	七戸以上	十二戸以上
一二〇間迄	十二戸以上	八戸以上	九戸以上	十五戸以上
一五〇間迄	十五戸以上	一〇戸以上	一〇戸以上	十八戸以上
一八〇間迄	十八戸以上	一二戸以上	一一戸以上	二十一戸以下

第四 計量給水ヲ使用スヘキ營業並工業ノ種類 上田市水道給水條例第四條 但書ニ依リ市長決定

一、青物屋、魚類商、麵類製造、麴製造、蕪蕪製造、豆腐水豆腐製造、酒醬油味噌小賣、釀造業、漬物屋、鳥獸魚肉販賣、菓子饅頭餅製造、魚問屋、餡製造、餡製造、牛乳搾取販賣、家禽飼育場、罐詰製造、植木商、清涼飯料製造販賣、花屋、紙漉業、染織業、製糸業、製練業、漂白業、真綿製造、洗張、西洋洗濯、石鹼製造、銅鐵類加工業、瓦煉瓦土管製造、製材所、下宿屋、旅館、牛馬宿、飲食店、料理店、貸座敷、開業醫、理髮店、湯屋、寫真業、印刷業  
上記ノ種類ト雖モ其用途ニ充ツル消費量普通家事用以外ニ一日平均三斗以内ト認ムルモノハ計量ニ依ラサルコトヲ得

第五 給水設備ノ請求ニ關スル件 大正十一年八月二十三日市會決議

左記各項該當者ニ對シテハ給水開始後二ヶ月間其ノ給水料ヲ免除ス  
一、給水設備ノ請求ヲ八月三十一日迄ニナシタモノ  
二、右請求ニ對スル設計豫算書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ工費豫算ノ半額ヲ納付ジタルモノ

第六 上田市水道巡視員勤務規程

第一條 水道巡視員ハ本規程ニ依リ服務スヘシ

第二條 水道巡視員ハ各受持區域ニ於ケル給水栓ノ所在ヲ巡視シ左記各項該當者ノ有無ニ注意シ其取締リヲ爲スヘシ

- 一、給水ヲ目的外ニ使用シ又ハ浪費濫用スル者
- 二、消火栓ヲ漫リニ開栓シ又ハ其ノ封印ヲ破棄スル者
- 三、量水器指針部ヲ開ク者
- 四、給水ノ種別ニ誤マリアルモノ
- 五、人口其ノ他水料算定ノ標準トナルベキ數ヲ詐ハル者
- 六、給水ヲ分與シ又ハ共用栓ノ鍵ヲ他人ニ使用セシムル者
- 七、許可ヲ受ケスシテ六尺以上ノ栓末裝置ヲナス者其ノ他給水條例ニ抵觸スル者

第三條 水道巡視員ノ勤務時間ハ左ノ通りトス

自十一月一日 自午前八時半 至午後四時半  
至二月末日 自午前八時 至午後五時  
自三月一日 自午前八時 至午後五時  
至十月三十一日 自午前八時 至午後五時

特ニ命令ヲ受ケタルトキ又ハ必要アル場合ハ前記ノ時間ニ拘ラス臨時巡視スヘシ

第四條 水道巡視員ハ公休日ニハ一名ツ、交代勤務スヘシ

第五條 水道巡視員ハ巡視中見聞シタル事項ハ其ノ概要ヲ給與手帳ニ記載スヘシ手帳ハ上司ノ求アルトキハ之ヲ提示ス

第六條 水道巡視員巡視ノ時ハ給水使用者名簿ヲ携帯スヘシ給水使用者名簿ハ常ニ之ヲ整理スヘシ

第七條 水道巡視員ハ毎月左ノ事項ヲ報告スヘシ

- 一、水道事務處理件數
  - 給水開始、中止、廢止、給水設備所有權移轉、給水種別變更、給水條例違犯者發見等ノ事項
  - 二、水道使用狀況
  - 總使用戶數人口、専用栓數戶數人口、計量栓數戶數人口、公私設各共用栓數戶數人口
  - 三、量水器異狀ノ件數
  - 取付總數、遲緩、亂行、不進行、指針空轉、指針破損、指針脫落、文字板破損其他、取外修繕總數
  - 四、掘井戸又ハ河水等使用戶數
  - 五、水道使用者中傳染病患者數
  - 六、其ノ他上水協議會協定統計書類中調査ヲ命セラレタル事項又ハ特ニ必要アル爲調査ヲ命セラレタル事項
- 第八條 水道巡視員ハ常ニ市内配水管路各部ノ所在ヲ熟知シ火災アル場合ハ直ニ現場ニ出頭シ水道技術員及職工ト協力シ配水上應急ノ處置ヲナシ又消火栓ノ開栓ニ付テハ消防夫ニ助力スヘシ
- 第九條 水道巡視員ハ給水料及給水工費ノ未納者ニ對シテ注意ヲ與ヘ又徵收事務ヲ幫助スヘシ
- 第十條 停水處分ヲナストキハ水道巡視員ハ其ノ執行ヲナスヘシ
- 第十一條 工事其他ノ事故ニ依リ斷水ヲ爲ス場合ハ水道巡視員ハ速ニ之ヲ關係ノ給水使用者ニ告知スヘシ
- 第十二條 水道巡視員ハ各受持區域内ノ水道未使用者ニ對シテハ機會アル毎ニ水道使用ヲ勸誘スヘシ

第十三條 水道巡視員ハ勤務時間外私服ニテ外出スル場合ト雖常ニ巡視ノ證票ヲ携帯シ條規ニ違犯スルモノヲ發見シタルトキハ之ヲ戒告スヘシ

第十四條 水道巡視員ハ規律ヲ正クシ水道使用者ニ對シテハ懇切ニ應對スヘシ

第十五條 水道巡視員ハ巡視中給水使用者又ハ其ノ他家宅ニテ猥ニ餘事ヲ談シ又ハ飲食スル等ノ行爲アルヘカラス

第十六條 水道巡視員ハ執務及服務ニ關シテハ本規程ニ定ムルモノ、外上田市役所處務規程ニ據ルヘシ

### 第七 水道巡視員制服貸與規程

第一條 水道巡視員ニハ左ノ通り制服ヲ貸與ス

品目	個數	保存期限	着用期間	摘	要
帽子	一個	二年	十月一日ヨリ 五月三十一日迄	黑絨海軍帽型	
帽子章	一個	二年	十月一日ヨリ 五月三十一日迄	經一寸一分ノ水道徽章ヲ金糸ヲ以テ縫出シタルモノ	
日覆	一枚	一年	九月三十日迄	金巾	
冬服	二着	二年	十月一日ヨリ 五月三十一日迄	黑絨、立襟、黑釦	
夏服	二着	二年	六月一日ヨリ 九月三十日迄	黑ヘル、立襟、黑釦	
外套(頭巾付)	三着	三年		黑絨、折襟、毛襦子、又ハアルバカ裏	
マント(雨覆)	一着	三年		胸二重、後面裾剪、腰部ニ帶紐ヲ付ス、黑釦	

第二條 靴ハ代料トシテ毎月一圓ヲ支給ス但シ十五日以前ニ退職轉職又ハ死亡シ十六日以後ニ就職シタルトキハ其月分

ハ半額トス

第三條 貸與品ハ退職轉職又ハ死亡ノ時ハ返納セシメ保存期限ヲ經過シタルモノハ之ヲ給與ス但シ帽章ハ此限ニアラス

第四條 保存期間ノ計算ハ貸與ノ月ヨリ起算シ月數ヲ以テ計算ス

第五條 貸與品ヲ毀損又ハ紛失セシトキハ其事實ヲ證明セシメ再度ノ請求書ヲ差出サシム

第六條 貸與品ヲ故意又ハ過失ニヨリテ紛失又ハ毀損シタルトキハ其月ヨリ起算シ使用期限ノ殘月數ニ應シ調製原價ニ

ヨリテ賠償セシム

附 則

第七條 本規程ハ議決ノ日ヨリ之ヲ施行ス

水道巡視員受持區域表

第一區 踏入、上常田(日ノ出町)、中常田、下常田(金山町、白銀町)、櫻木町、水道町、北天神町、南天神町、横町、海野町、鷹匠町、常田町(綠町ノ一部、上常田町、下常田町)、松尾町(鷹匠町及下常田町ノ一部)、厩裏町、祝町(十五區)

第二區 原町南區一丁目、原町中區二丁目、原町北區(土橋、木町ノ一部)、馬場町(大工町ノ西)、袋町、鍛冶町(大工町ノ東)、田町、上鍛冶町、材木町、上川原柳町、下川原柳町(愛宕町)、上房山町(幸町)、下房山町(花房町)、新田 (十四區)

第三區 新參町(上丸堀、舊館、松原、仙石町、片平町、錦町)、丸堀町(下丸堀、連歌町、葭原、七軒町)、柳町、上紺屋町(賑町ノ一部)、下紺屋町、木町(賑町ノ一部)、鎌原町(藏前町)、表鎌原町、新屋、豊原、柳原、西脇町、新町(坂下)、諏訪部、生塚 (十五區)

第三節 水道部の組織

水道給水を開始したるは大正十二年一月十六日にして水道敷設工事施行中なりしを以て臨時部職員に於て其事務を兼掌し來りたるも大正十二年三月三十一日臨時水道部を廢し平常に復したるを以て其組織を改革し左の職員を以て之に充つることをせり

上田市水道部職員

部 長	(助 役)	大 熊 政 五 郎
囑 託	技 師	近 藤 俊 治 郎
囑 託	水 質 檢 査	井 上 柳 梧 一
囑 託	細 菌 檢 査	佐 藤 利 一
囑 託	技 手	小 田 中 直 義
囑 託	小 牧 水 道 事 務	堀 内 正 嗣
經 理 課 長 書 記		井 原 宇 一 郎
書 記		久 保 寶 生
書 記		池 田 寬 郎
書 記		池 内 助 次 郎
書 記		宮 島 勝 郎
書 記		武 井 猛

巡視	巡視	巡視	技手	技手	技手	技手	書記	手塚宣市
								宮島勘次郎
								宮崎覺
								田玉今朝雄
								横關孝平
								高柳宇喜太郎
								池田元治
								本藤清之丞

### 第二章 給水

#### 第一節 送水

上田市水道は前各章に於て叙述せる如く千曲川河畔に埋渠を設け地下水を集合し唧筒井に入れ電動唧筒にて神科村染屋の濾過池に送水し之より配水池に導き自然流下にて配水す其唧筒は日立製作所の製造に係るSM型タービン唧筒參臺を据付け電力は左記契約書に依り信濃電氣株式会社より供給を受けることとせり

#### 契約書

上田市長細川吉次郎(以下甲と稱す)は信濃電氣株式会社(以下乙と稱す)より上田市大字常入字南上川原にある上田市

水道水源地唧筒運轉用電力を供給せしむるに付乙と契約すること左の如し

第一條 乙は本契約ニ依り甲ノ設置スル水道水源地唧筒室ニ於テ送水唧筒運轉ニ要スル電力ヲ左表ニヨリ甲ニ供給ス

ルモノトス

但シ使用時間數ハ信濃電氣株式会社ノ電灯送停電時間ノ通トス

上田市水道送水用唧筒動力使用豫想表

大正十一年中	大正十一年中	大正十一年中	大正十一年中	大正十一年中	大正十一年中	大正十一年中	大正十一年中	大正十一年中	大正十一年中
(夏)	(冬)	(夏)	(冬)	(夏)	(冬)	(夏)	(冬)	(夏)	(冬)
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
六〇馬力	全壹	全壹	全壹	全壹	全壹	全壹	全壹	全壹	全壹
	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹
	畫間及夜間午後十一時以後								

此表中冬期トハ十一月一日ヨリ翌年四月末日ニ至ル迄

第六編 經營

夏期トハ五月一日ヨリ十月末日迄トス  
 一馬力ハ七百四十六「ワット」トス  
 晝間夜間ノ別ハ乙ノ供給規程ニヨル  
 但必要アル時ハ甲乙協議ノ上變更スルコトアルベシ

- 第二條 乙ノ甲ニ供給スル電力ハ百三十四・二八「キロワット」ニシテ其方式ハ六十「サイクル」三相交流三線式トシ電壓ハ送電上ノ責任ノ分界點ニ於テ三千三百「ヴォルト」ヲ以テ標準トス
- 第三條 乙ノ供給電力ハ豫メ甲ノ承諾ヲ得タル圖面ニ依リ設計シ二個以上ノ電源ヨリ送電シ得ル設備ヲナスモノトス但シ故障ヲ生シタル場合乙ハ甲ノ使用ニ差支ヲ生セサル様出來得ル限り手段ヲ講スルモノトス
- 第四條 送電上ノ責任分界點ハ甲ノ水道水源地唧筒室引込口ニ近ク甲ノ設備スル單極開閉器トス
- 第五條 甲ノ乙ニ支拂フベキ電力料金ハ壹「キロワット」時ニツキ金壹錢トシ最低使用料金ハ左表ニ依ル  
 但シ第一條ノ使用表ノ變更ニ從ヒ又變更スルモノトス

年次及期間	最低料金表
大正十一年中(冬) 期	月額 壹百貳拾圓
大正十二年(夏) 期	壹百貳拾圓
大正十二年(冬) 期	壹百貳拾圓
大正十三年(夏) 期	壹百貳拾圓

大正十四年中(夏) 期	壹百貳拾圓
大正十五年中(夏) 期	貳百貳拾圓
大正十六年中(夏) 期	貳百貳拾圓
大正十七年中(夏) 期	貳百貳拾圓

以下全シ

- 第六條 甲ノ使用スル電氣力量ハ唧筒室内責任分界點ナル單極開閉器ノ直後ニ設クル積算電力計ヲ以テ計量スルモノトス  
 但シ積算電力計ノ破損等ニ依リ計量不能ナル場合ニ於テハ前後ノ月ノ平均量ニ依ルモノトス
- 第七條 電源ヨリ甲乙責任分界點ニ至ル迄ノ設備費ハ乙ノ負擔ニシテ責任ノ分界點ナル單極開閉器及其レ以上ノ設備(積算電力計ヲモ含ム)ハ甲ノ負擔トス
- 第八條 甲ノ使用セル電力量ハ甲乙双方ノ技術者立會ノ上毎月末日ニ計量シ其月分ノ料金ハ翌月十日限り甲ヨリ乙ニ支拂フモノトス
- 第九條 甲ノ設備スル電氣機械器具ノ施設方法ニ對シテ乙ハ電氣保安ニ必要ナル相當設備ヲ要スル時ハ甲ニ設備ヲ請求スルモノトス
- 第十條 本契約ノ有効期ハ受電開始ノ許可ヲ得タル日ヨリ大正三十一年十月三十日迄トス  
 但シ甲ノ都合ニ依リ引續キ送電ヲ要スルトキハ甲乙協議ノ上此契約ヲ繼續スルコトヲ得又若シ契約期間中甲



ノ都合ニ依リ本契約ヲ解除セントスル時ハ送電設備費ノ補償トシテ金五千圓及送電準備費ノ賠償トシテ其解除ノ時ノ最近ニ於ケル一ケ年分ノ最低料金ヲ甲ヨリ乙ニ支拂フモノトス

第十一條 本契約書記載ノ條項ニ對シ疑義ヲ生スル時ハ甲乙双方誠意ヲ以テ之レカ解決ヲナスモノトス

右契約ヲ證スル爲本契約書ニ通テ作製シ各一通ヲ所持スルモノナリ

大正十一年二月十三日

上田 市長 細川 吉次郎  
 信濃電氣 株式會社 取締役社長 越 壽三郎

### 第二節 給水狀況

#### 一、電力使用狀況

大正十二年一月一日より同年十二月三十一日迄滿一個年間の使用せし電力及料金を調査するに左表の如し

一ケ年電力及電力調査表

月別	日數	時 間	電力キロワット	料 金	一料日平均金	一料時間平均金
一月	二九	八時四十五分 二五四	一一、二七六	一一、二七六	三九六	四八
二月	二六	〃 二二八	九、三二四	一一、〇〇〇	四二八	五三

七月ヨリ十月ノ間  
 △印ハ實際ノ時間  
 △印ハマテノ時間  
 △印ハマテノ時間

三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	合 計	一月平均
二九	二八	二九	二八	二九	二九	二八	二九	二八	二九	三、四一	二六三
〃	〃	九時四十五分 二八二	〃	〃	△	△	△	△	△	八時四十五分 二八〇	二六三
二五四	二四五	二七三	二七三	二七三	二七三	二七三	二七三	二七三	二七三	二七三	二六三
九、七九二	九、三九六	一一、八〇八	一一、二七六	一四、六五二	一六、一二八	一三、〇〇〇	一五、〇八四	一四、三六四	一三、四三六	一五、五三六	一一、六二八
一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一四、六五二	一六、一二八	一三、〇〇〇	一五、〇八四	一四、三六四	一三、四三六	一五、九四〇	一一、三二八
三八七	四〇〇	三八七	四三三	四七三	五二〇	四三三	四八七	四七九	四三三	五二五六	六〇〇
四七	四九	四三	四八	五二	五七	四八	五三	五九	五三	六〇〇	四六五

七月ヨリ十二月マデ半年分調實際使用		七月ヨリ十二月マデ計	
時間平均	電力料金	時間	電力料金
一日平均	四四二	二、三〇三	八六六六四
一時間平均	四六九	三八三時三〇分	八六六六四
	五〇	一四、四四四	一四四四四
		一四、四四四	一四四四四
		五〇五	五〇五
		五〇五	五〇五
		七三	七三
		七	七

二、水道使用状況

水道使用普及を速かならしめんか爲前章に記載せる如く大正十一年八月三十一日迄に給水請求書を提出し其設計工費の半額を納付したる者に對しては給水開始後二ヶ月間給水料を免除することとし給水區域一般に告知したる結果大正十二年一月十六日給水開始迄の状況左表の通りにして意外に多數の申込者を得たりと雖未だ給水總戸數の三分ノ一にも達せず爲に宣傳書等を配付し極力普及に努めたる結果給水開始以來滿一年四ヶ月の今日既に別表記載の通總戸數は四千戸以上

上に達せるの盛況を呈せり

給水開始マデニ請求者調

區域	八月三十一日マデニ請求者		全上以後一月十六日マデニ請求者		合計	
	専用計量	私共	専用計量	私共	専用計量	共用計
一區	一八二	一三〇	三一	一一	二一三	一四一
二區	九五	九四	二一	五	一一六	九九
三區	一一一	一一八	一五	二二	一三六	三二一
計	三九八	三四二	六七	二五	四六五	九四九
						一、七八一

水道使用戸數調

大正十三年四月三十日現在

種別	計量給水		不計量給水		總計	使用總戸數
	専用計量	私共	専用計量	私共		
區名	八	四	一〇	一	四四	八
路入	二	二	四	二	二五	二
上常田(日ノ出町)中常田	二六	二	二八	二	一三	八
下常田(金山町)白銀町	二六	二	二八	二	一三	八
材木町(櫻木町)	八	四	一〇	一	四四	八
						八五
						一三九
						二四四
						五二



新屋	豐原柳原	西脇	新町(坂下)	諏訪部	生塚	花園町	各區分水	合計
三五			八		一	二		五〇九
			一					六五
一		二						一八二〇
三六			一〇			二		六二二
二四	一	二二	二九	八	六			八五三
二	三	二	四	三	二			五九
二四	一七	二三	六八	二四	一八		一一九	一一〇七九
一		一	二	一		二		一九九
五		一五	一四	二四		一四		一四九一三四一三三九二
四三	一八	六〇	一一一	五六	二四	一四	一一九	三三九二
七九	一八	六六	一一一	五六	二五	一六	一一九	四、〇〇四

上田市水道巡視員勤務規程第七條ノ報告書

(大正十三年四月分)

(一) 水道事務	調査事項		報告	事件	件	停水處分	戒
	給水開始	給水種別變更					
中	八四	三	二	一	二	六	二
止							
三	八四	三	二	一	二	六	二
給水開始							
給水種別變更							
停水處分							
戒							
六							

(六) 其他	(五) 水道使用者中 傳染病患者數		(四) 堀井戸又ハ 河水等使用戸數		(三) 量水器異 狀ノ件數				(二) 水道使用狀況				處理件數	
	コ レ ラ	腸 窒 扶 斯	赤 痢 患 者	井 戸 使 用 戸 數	井 戸 總 數	指 針 不 進 行	指 針 ノ 破 損	指 針 空 轉	取 付 總 數	支 栓 個 數	計 量 栓 戸 數	專 用 栓 戸 數		總 使 用 戸 數
	人	一人	人	九、二、一、一、四、九、九、人	五、七、五、五、個	二	一		五、六、七	一、八、〇、〇、四、所	四、一、五、四、戸	四、〇、七、三、七、戸	一、四、四、〇、四、戸	六三
			ベ ス ト	河水使用戸數		指 針 亂 行	文 字 板 破 損	指 針 脫 落		分 水 計 量 栓 未 裝 置 個 數	私 設 共 用 水 栓 戸 數	公 設 共 用 水 栓 戸 數		
			人	人戸		一	四	四	四、四、二、所	三、七、六、戸	五、一、三、四、一、戸	一、〇、三、七、九、戸		
	其他傳染病ノ 患者數					其他ノ事項			其 他	風 呂 補 總 數	官 衙 公 署 學 校	聯 合 給 水 戸 數	事 違 犯 者 發 見 例	
										二、四、七、個	一、四、一、人	二、五、六、戸	一	

露光量違いの為重複撮影

第六編 經營

右報告候也

大正十三年五月一日

上田市長殿

巡視員

四七二

第六編 經營

右報告候也

大正十三年五月一日

巡視員

上田市長殿

四七二

第七編 小牧上水道

## 第七編 小牧水道

### 第一章 小牧の位置及水道の沿革

小牧區は上田市内の東南千曲川の南岸に位置す、南に小牧山あり、部落は其麓の傾斜地にして戸數百戸人口五百三十人を算す、區内低部を貫通せる用水堰ありて此水を使用する者も南方溪間より流出する小流を使用する者も井水を使用する者もあり井水は水質極めて不良にして且つ夏期は往々涸渇することあり溪水も亦水量少なく消防用をなすに足らざる降雨のときは水量増加するも混濁して飲用することを得ず唯た用水堰は千曲川より分水するものなるが故に其水量豊富なりと雖之を使用する者は僅かに區民の一部に過ぎずしかも直に飲用するに適せず、往々腸窒扶斯等の傳染病發生して下流にまで迷惑を及ぼせしことありて衛生上及消火用として上水道の敷設を切望し明治三十年頃區内先覺者溪水を利用して簡易水道敷設を目論見たることありしも時未だ其機運に到らず區民の大部は之を遺憾としつゝありしが大正十年九月舊城下村が上田市に合併するに當り區有財産を市に引續くこととなりたりたるが引續條件として財産の支途を市の公益事業にして小牧區地籍内に施設するものに充つること、其施設は小牧區民に便宜を與ふるものなること、なしたるを以て區民は總會を開きて之を協議したるに上水道の敷設を絶叫する者大多數なりしが、中には道路の改修、神社の社殿の修築、區内橋梁の改良等に支出せんこと云ふものありて衆議一決せず依りて區長の發言に依り委員を擧げて調査することに決し左記委員を擧げたり

片岡平一郎

堀内正嗣

片岡瀧之進

片岡 象太郎 西入 芳三郎 櫻井 庄助  
 片岡 睦太 宮島 儀三郎 長坂 小次郎  
 藤升 藤太郎

茲に於て委員は集會をなし調査の上、上水道敷設に議一決し先づ稻荷山町水道の視察をなし市水道技師近藤俊次郎に託し實地踏査設計等をなさしめ之を區總會に提出し上水道敷設に決し其旨市長に申出たるを以て市長は市會に發案し大正十一年五月議決せられたり

## 第二章 敷設認可申請並ニ補助申請

大正十一年五月二十九日市會の議決を経たるに由り翌三十日附を以て敷設認可申請書を本縣に提出し同時に縣費補助の件に關して申請書を提出せり

甲第四七二六號

大正十一年五月三十日

上田市長 細川 吉次郎

長野縣知事 岡田 忠彦殿

上田市小牧水道布設に關する件別紙の通り市會の議決を経候に付御認可相成度左記書類添付此段及申請候也

記

一、市會議決書

一、水道設計並ニ目論見書

一、收支豫算書

一、圖面

一、水質検査書

一、戸數及人口調

議案第七六號

上田市小牧水道敷設ニ關スル件

- 一、別冊小牧水道設計書、全目論見書及全工費豫算書ノ通り大正十一年度ニ於テ小牧區ニ水道ヲ敷設スルモノトス
  - 二、本事業ニ關スル歳入ハ市有土地賣却代及縣費補助ニ依ルモノトス
  - 三、本事業ハ特別會計トナス
  - 四、本事業ニ對シ縣費ヨリ八千圓ノ補助ヲ出願スルモノトス
- 大正十一年五月二十九日提出決議

上田市長 細川 吉次郎

### 上田市小牧水道目論見書

第一、水道事務所位置 上田市小牧區集會所内

第二、水源ノ位置 上田市大字小牧字四ツ家地籍（後ニ字松ノ木ニ變更セリ）ニ堀井ヲ設ケ千曲川ノ伏流水ヲ取水ス



水量ノ概算 湯水時一秒時約六百立方尺

水質 左記ノ通り

圖面 別紙水道設計圖第一號ニアリ

第三、水道線路 送水路ハ前記水源地ヲ起點トシテ全大字山下ヲ經テ澤入ニ達シ配水管全所ヨリ區内ニ入り各方面ニ分岐ス

線路ニ沿ヒタル地名 上田市大字小牧

唧筒場ノ位置 上田市大字小牧字四ツ家 (後字松ノ木ニ變更セリ)

配水池ノ位置 上田市大字小牧字上ノ段

第四、給水區域 上田市小牧區トス

給水人口 ハ大正九年ノ調査ニヨレバ五百人ナリ故ニ二割ノ餘裕ヲ見込ミ六百トス

給水量 一人一日ニ對スル平均給水量三、立方尺 一日最大平均五、立方尺トス

第五、人口増殖ノ割合 極メテ僅少ナリ

製造場 製造場ニ對スル給水量増加ノ見込ハ前項平均給水量ニ含有ス

第六、水壓ノ概算 送水管ノ最大水壓一平方吋ニ付五三、八封度 配水管最大水壓一平方吋ニ付五四、六封度トス

第七、工事方法 別紙工事方法書ノ通り

第八、起工及竣工期限 大正十一年七月起工 大正十二年三月竣工

第九、工事總額 貳萬圓

收入支出ノ方法及其概算 大正十一年度ニ於テ縣費補助金八千圓ヲ受ケ外ニ財産賣拂代金壹萬貳千圓ヲ以テ合

計貳萬圓ヲ得テ大正十一年度ニ工事費貳萬圓ヲ支出ス

第十、水料ノ等級價格水料徵收ノ方法 別紙上田市小牧水道給水條例ノ通り

經常收支概算 別紙上田市小牧水道收支豫算書及維持費年額豫算書並ニ水料收入年額豫想表通り

飲料水試驗成績書

上田市長 細川吉次郎

一、水 一種

右者試驗ノ爲メ提出ニ係ハル頭書ノ水ニ就キ飲料適否試驗ヲ遂ゲタルニ其成績左ノ如シ

成績

夾雜物 僅微量

色澤 異狀ナシ

臭味 無味無臭

反應 微弱アルカリ性

固形物總量 〇、一二五六グラム

クロール 九、二七ミリグラム

硫酸 不檢出

硬度 一、六五

亞硝酸 不檢出

硝酸 全  
 アンモニヤ 全  
 有機物 一、五八ミリグラム

決定

以上試験成績ニ依レバ供試ノ水ハ飲料ニ適スルモノト認定ス  
 右ノ通りニ候也

大正十一年六月六日

技手 桑島良一 團

上田市小牧水道給水條例

- 一、水道給水ノ方法ハ不計量給水トス
- 二、不計量給水ハ其設備ヲ分チテ左ノ二種トス
  - (一)専用 栓 邸宅ニ給水栓ヲ設置シ一戸ニテ使用スルモノ
  - (二)公設共用栓 市ニ於テ設置シタル給水栓ヲ數戸共同シテ使用スルモノ
- 三、私設消火栓ハ請求ニ應ジテ之レヲ設置ス 但シ火災ノ時ハ公設消火栓ト同様ニ使用セラル、コトアルモ設置者之レヲ拒ムコトヲ得ズ
- 四、給水料ハ左ノ割合ヲ以テ徴收ス
  - (一)専用 給水 一戸五人迄一ヶ月一圓二十錢トシ以上一人増ス毎二十分ノ一ヲ追加ス
  - (二)公設共用給水 一戸五人迄一ヶ月五十錢トシ以上一人ヲ増ス毎二十分ノ一ヲ追加ス

但シ貧困者等ニシテ水料ノ負擔ニ堪ヘズト認ムルモノハ減免スルコトヲ得

- 五、縣稅戶數割二圓以上ノモノハ公設共用給水ヲ使用スルコトヲ得ズ
- 六、給水料ハ毎月之レヲ徴收ス

各年水料豫想表

年 度	年 次	總 戶 數	給 水 步 合	使 用 戶 數	專 用 栓		共 用 栓		合 計
					戶 數	料 金	戶 數	料 金	
大正十二年	一	一〇五	〇、五	五二	四一	五三一、三六	一一	五八、三〇	五八九、六六
全 十三年	二	一〇五	〇、六	六三	五〇	六四八、〇〇	一三	六八、九〇	七一六、九〇
全 十四年	三	一〇五	〇、七	七三	五八	七一五、六八	一五	七九、五〇	八三一、一八
全 十五年	四	一〇五	〇、八	八四	六七	八六八、三二	一七	九〇、一〇	九五八、四二

專用栓ト共用栓トノ普及歩合ノ全使用戶數ノ八割ト二割トス  
 專用栓ノ四割ハ人口五人以上ノ分二人ト見做ス平均年額一戸十二圓九十六錢トス  
 共用栓給水料ハ平均年額一戸五圓三十錢トス  
 大正十五年以後ハ使用者増加ナキト見做ス

上田市小牧水道維持費年額豫算書

一金七百五拾圓

内 譯

第七編 小牧水道

費目	種目	摘	要	單位	數量	單	價	金	額
給料	給水係	月俸三十五圓		人	一		三五〇〇	四二〇〇	四二〇〇
雜給	囑託手當	水質試驗費					二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇
需用費	賞與						三〇〇〇	一六五〇	一六五〇
	備品	唧筒運轉用品					二〇〇〇	一三五〇	一三五〇
	消耗品	發動機燃料					一三五〇	一三五〇	一三五〇
修繕費	雜費						九五〇〇	九五〇〇	九五〇〇
	減損基金	唧筒及發動機					八〇〇〇	一五〇〇	一五〇〇
豫備費	修繕費						二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇
計								七五〇〇	七五〇〇

設計並ニ工事方法書

第一 大體の計畫

上田市小牧水道は千曲川沿岸なる上田市大字小牧字四ツ家に堀井を設け伏流水を採取し送水唧筒によりて全字上ノ段に設けたる配水池に送水し之れより自然流下を以て区内に給水するものとす

一 給水區域及人口

給水區域は上田市小牧區内の千曲川右岸を除きたる部分とす、大正九年の調査によれば人口五百人なり、既往人口の統計なきも増殖極めて僅少なり

二 給水量

給水量は種々の原因によりて増減あるも區の狀況を參酌して六百人に對し一人一日に付五斗、夏時間最大一人一日に付七斗五升と定めたり、而して送水管、唧筒及唧筒井等は夜間運轉送水する不便を避くる爲め一日八時間使用するものとすし計畫せり

三 水源の水質及水量

本水道の水源は千曲川の伏流水なり、砂塊層によりて自然濾過せらるゝを以て清淨なり、水源地試験井にて採酌せる源水は長野縣廳衛生課に委託し分析中に屬す

水量 水源地一帯は元千曲川の流心に當り砂利層よりなる、試験井より湧水は常に毎秒〇、二立方尺を下らず尙井戸は千曲川水面以下十二尺に達し容易に本水道給水量を得らる

第二 工事の方法

一 水源 工事

千曲川河岸の伏流水を採取する爲め上田市大字小牧字四ツ家に取水井を築造す、其構造は内径五尺の混泥土塊造にして深さ二十四尺なり周壁の厚さは上部十二尺、厚一尺下部十尺は一尺五寸とし基礎には厚二尺五寸の混泥土塊を掘へ尙補強の爲め周圍には鐵棒八本四尺高さ毎に帶鐵を挿入し目地は水の流水を計る爲め處々に空目地を存し上部十二尺迄は内面に「モルタル」塗を施し汚水の流入を防ぐ、井には内径二吋半の唧筒汲水管二條を備ふ

唧筒 唧筒は人口六百人に對する給水量一日三百石を八時間に送水するの能力とし渦巻唧筒二臺を備ひ動力は石油發動機三馬力二臺を用ひ一臺は豫備す

唧筒室 間口二間半奥行三間の木造す

二 送水管 工事

送水管は内径三吋の鑄鐵直管を延長百三十八間に布設す一日給水量三百石を八時間に送水するに充分なる大きさす管は地形に應じ地下三尺に埋設す

三 配水池 工事

配水池は人口六百人に對する一日給水量三百石を貯水するの大きさす、其構造は内法長二十四尺巾十五尺の混泥土造りにして中央に厚一尺の隔壁を設け二池とし掃除の際は交互に使用す

周壁は下巾一尺二寸上巾一尺とし底は厚七寸とし家根は鐵筋を有する厚五寸の混泥土を施し上に厚二尺の土冠りを加へ内側には漏水を防ぐ爲め厚五分の「モルタル」塗を施す又空氣抜管排泥管人孔を備ふ

四 配水管 工事

配水管は消火栓四本を一度に開放するに充分に給水出來得る限度にして配水池より六吋管百十間を布設し幹線とし之れ

より三吋、四吋に分れ延長三吋は二百九十六間、四吋は四十九間を布設し區内に可及的行渡らしめたり消火栓其數十個を設け其間五十間前後す、共用栓其數五個を備へ比較的細民に使用せしむるものとす

一、上田市小牧水道工事豫算書

此設計金貳萬圓也

内 譯

工種	名稱	材名	長巾	厚徑	單位	數量	單價	金額	摘要
唧筒	唧筒			二吋半	臺	二	一五〇〇〇	三〇〇〇〇	
動力機	動力機			三馬力	臺	二	七〇〇〇〇	一、四〇〇〇〇	
据付基礎其他	据付基礎其他				個	一	一、〇〇〇〇〇	一、〇〇〇〇〇	
唧筒室	唧筒室				建坪	七、五	一六〇〇〇	一、二〇〇〇〇	
雜費	雜費							五〇〇〇〇	器具及諸材料費
計	計							四、七〇〇〇〇	
直鐵管	直鐵管			三吋管	噸	五、六六	一三〇〇〇	七三五八〇	百六十間(九六本)
異形管	異形管			三吋管	噸	〇、〇六	二〇〇〇〇	一二〇〇〇	四十五度 二本
布設費	布設費			三吋管	間	一六〇	一四三	二二八八〇	別紙内譯書ノ通り

配水池										
雜費	計	堀鑿	盛土	張芝	石積	混凝土	全上	モルタル目塗	直鐵管	異形管
						一、三、六配合	一、二、四配合	一、三配合	六吋管	六吋管
		立坪	全坪	面坪	全坪	立坪	全坪	面坪	全	全
		一五、五	一五、五	二〇、〇	二〇、〇	六、五	一、〇	三八、六	〇、四七	〇、三
		一〇、八〇	三六〇	一〇〇	一三〇	一六三五〇	二〇五六五	三〇〇	一三〇〇〇	二〇〇〇〇
		一、〇三〇〇〇	一六七四〇	二〇〇〇〇	二六〇〇〇	一、〇六二七五	二〇五六五	一一五八〇	六一一〇	六一〇〇
		五三四〇	別紙内譯書ノ通り						一六二四全	六〇〇〇
									一六二四全	六一〇〇
									五二〇〇	五四〇〇
									一七一六全	九六〇〇
									九六〇〇	九六〇〇
									二一〇〇	二一〇〇

配水管										
雜費	計	直鐵管	異形管	消火栓	公設共用栓	布設	全	全	消火器具	給水
		八、六	八、六							
		三、二	三、二							
		二、五五〇〇〇	二、五五〇〇〇							
		二、七九七六〇	二、七九七六〇							
		一八八〇〇	一八八〇〇							
		四五〇〇〇	四五〇〇〇							
		二〇〇〇〇	二〇〇〇〇							
		二二三三〇全	二二三三〇全							
		七三五〇全	七三五〇全							
		四二二二八全	四二二二八全							
		六〇〇〇〇	六〇〇〇〇							
		三、二一三〇〇全	三、二一三〇〇全							
		一三三三二	一三三三二							
		八、三〇〇〇〇	八、三〇〇〇〇							
		六〇〇〇〇	六〇〇〇〇							
		一〇〇〇〇	一〇〇〇〇							
		一〇〇〇〇	一〇〇〇〇							
		九二〇〇〇	九二〇〇〇							

事務所費	一、五〇〇〇
豫備費	一、〇〇〇〇
合計	二、〇〇〇〇

鐵管布設費內譯

吋	鐵管		薪及		掘鑿		一本當り		一間當り	
	重量金額	單價封度	重量金額	單價封度	員數金額	員數金額	員數金額	員數金額	員數金額	員數金額
三	四、五〇〇	〇圓二〇	三〇〇	〇圓二〇	一、二〇〇	一圓八〇	一、二〇〇	一圓八〇	一、二〇〇	一圓
四	五、〇〇〇	〇圓二〇	三〇〇	〇圓二〇	一、二〇〇	一圓八〇	一、二〇〇	一圓八〇	一、二〇〇	一圓
六	八、〇〇〇	〇圓二〇	六〇〇	〇圓二〇	二、四〇〇	一圓八〇	二、四〇〇	一圓八〇	二、四〇〇	一圓
計										

一、掘鑿一立坪當り

此設計金拾圓八十錢也

內譯

工種名	稱	材名	長巾	厚徑	單位	數量	單價	金額	摘要
人	夫				人	六	一八〇	一〇八〇	
計									

一、(一、三、六) 混凝土一立坪當り

此設計金百六拾參圓五拾錢也

內譯

工種名	稱	材名	長巾	厚徑	單位	數量	單價	金額	摘要
洗砂利	洗砂利			三分以上	立坪	一	二五〇〇	二五〇〇	
洗砂	洗砂			八分以下	全	〇、五	一五〇〇	七五〇	
セメント	セメント				樽	八	一三〇〇	一〇四〇〇	
人	夫				人	一五	一八〇	二七〇〇	
計								一六三五〇	

一、(一、二、四) 混凝土一立坪當り

此設計金貳百五圓六拾五錢也

內譯

第七編 小牧水道

工種	名稱	材名	長巾	厚徑	單位	數量	單價	金額	摘要
洗砂利	洗砂利			三分以下	立坪	〇、九	二五〇〇	二二五〇	
洗砂	洗砂			八分以下	全	〇、四五	一五〇〇	六七五	
セメント	セメント				樽	一〇、八	一三〇〇	一四〇四〇	
人夫	人夫				人	二〇	一八〇〇	三六〇〇	
計								二〇五六五	

一、モルタル目塗一面坪當リ 但シ厚五分

此設計金參圓也

內譯

工種	名稱	材名	長巾	厚徑	單位	數量	單價	金額	摘要
一、三、モルメル	一、三、モルメル				切	一、八	一一八	二一二	
左官	左官				人	〇、二	二六〇	〇五二	
人夫	人夫				全	〇、二	一八〇	〇三六	

一、公設共用栓一ヶ所當リ

此設計金四拾圓也

內譯

工種	名稱	材名	長巾	厚徑	單位	數量	單價	金額	摘要
不凍式共用栓	不凍式共用栓			時八分ノ五	個	一	二四〇〇	二四〇〇	
鉛管	鉛管			全	尺	一〇	〇三三	三三〇	
分水栓	分水栓			全	個	一	一五〇	一五〇	
止水栓	止水栓			全	個	一	一六〇	一六〇	
全上表	全上表			全	個	一	二五〇	二五〇	
流シ場	流シ場			全	個	一	三〇〇	三〇〇	
ハシ	ハシ			時八分ノ五	全	四	一〇二五	四一〇〇	
職工	職工				人	〇、五	二五〇	一二五	
人夫	人夫				全	〇、五	一八〇	九〇	
雜費	雜費				計			四〇〇	

一、給水一戸當リ

此設計金五拾壹圓也

內譯

工種	名稱	材名	長巾	厚徑	單位	數量	單價	金額	摘要
普通給水栓	水柱			吋二分ノ一	個	一	一五〇	一五〇	
鉛管	鉛管			吋二分ノ一	尺	二七〇	二六〇	七一〇〇	
分水栓	分水栓			全	個	一	一三〇	一三〇	
止水栓	止水栓			全	個	一	一三〇	一三〇	
全上表	全上表			全	個	一	二五〇	二五〇	
ハシ	ハシ			全	個	一	二〇〇	二〇〇	
職工	職工			人	人	二	二五〇	五〇〇	
人夫	人夫			人	人	一八〇	二五〇	四五〇〇	
雜費	雜費					四	一〇〇	四〇〇	
計								五一〇〇	

上田市小牧水道敷設費收支豫算表

年 度	入			出		合 計
	縣費補助	財拂代産	使用料	工事費	維持費	
大正十一年	八,〇〇〇.〇〇	三,〇〇〇.〇〇	七六,六〇	一〇,〇〇〇.〇〇	七,〇〇〇.〇〇	一〇,〇〇〇.〇〇
大正十二年	三,〇〇〇.〇〇	三,〇〇〇.〇〇	七六,六〇	一〇,〇〇〇.〇〇	七,〇〇〇.〇〇	一〇,〇〇〇.〇〇
大正十三年	三,〇〇〇.〇〇	三,〇〇〇.〇〇	七六,六〇	一〇,〇〇〇.〇〇	七,〇〇〇.〇〇	一〇,〇〇〇.〇〇

甲第四七二七號

大正十一年五月三十日

長野縣知事 岡田忠彦 殿

上田市長 細川吉次郎

上田市小牧水道敷設ニ關スル件別紙ノ通り市會ノ議決ヲ經候ニ付縣費ノ補助相成度左記書類添付此段及申請候也

記

- 一、市會議決書 (小牧水道布設認可願添付書ト全シ)
- 一、收支豫算書 (全 右 )
- 一、設計並ニ目論見書 (全 右 )

敷 設 指 令 書

長野縣指令土甲收第四四三號

土 田 市



大正十一年五月三十日附甲第四七二六號申請小牧水道布設ノ件許可ス  
大正十一年七月二十七日  
長野縣知事 岡田忠彦

補助指令

長野縣指令土甲收第四四四號

長野縣 上田市

大正十一年五月三十日附甲第四七二七號申請水道敷設費縣費補助ノ件聞届ケ工費貳萬圓ニ對シ八千圓ヲ補助ス  
但シ別紙條件ノ通心得ベシ

大正十二年四月十一日

長野縣知事 本間利雄

上田市小牧水道工事費補助條件

第一條 補助金ハ左ノ年割額ニ依リ交付ス

大正十二年度 金 參千圓  
大正十三年度 金 五千圓  
計 金 八千圓

將來市ニ於テ本水道ニ對シ國庫ノ補助ヲ受クルニ至リタルトキハ國庫補助額ト通シテ工費ノ百分ノ四十五ヲ  
超ヘサル範圍ニ於テ前項ノ補助額ヲ更正スルコトアルベシ

補助金ハ如何ナル場合ニ於テモ増額スルコトナシ水道條例ニ定メラレタル外尙此指令ニ依リ縣ノ監督ヲ受グ  
ベシ

第二條 市ハ水道工事ノ起工並ニ竣工月日及水道工事ノ各年度ニ於ケル工程ヲ定メ縣ノ認可ヲ受クベシ

第三條 毎年度ニ交付スベキ補助年度割金額ニシテ工事ノ出來形ノ十分ノ八ヨリ多キトキハ其年度ノ補助金額ヲ工事  
出來形ノ十分ノ八ニ止メ其ノ殘ハ之ヲ翌年度ノ年割額ニ合算ス

本條ニ規定スル工事ノ出來形ニ付テハ縣ノ認定スル所ニ據ル

第四條 水道工事落成シタルトキハ水道條例第九條ニ依リ監査ヲ了シタル日ヨリ三ヶ月以内ニ工事費ノ支拂ヲ了シ其  
ノ支拂濟ノ日ヨリ三十日以内ニ各債主ノ正當領收證ヲ添付シ工費請算明細書ヲ提出スベシ但シ正當領收證ハ  
縣ノ檢了爲シタル後之ヲ還付ス

第五條 工事精算額ニシテ 其豫算ニ對シ減額アルトキハ 第一條ニ定メタル補助總金額ノ割合ニヨリ其補助金ヲ減少  
ス

第六條 工費豫算ニ剩餘ヲ生シ又ハ殘餘材料アルトキハ其處分方法ヲ定メ知事ノ認可ヲ受クベシ前項ノ剩餘金及殘餘  
材料賣却見積價額ノ内縣費 補助ニ係ル金額ハ其全部又ハ一部ヲ減額シ又ハ還付セシムルコトアルベシ

第七條 起工又ハ竣工期限ノ延期及豫定工程ノ變更ハ認可ヲ受クベシ

第八條 工事ノ着手ヲ怠リタルトキ若クハ正當ノ理由ナクシテ工事中止シタルトキハ補助ヲ取消シ己ニ交付シタル  
補助金アルトキハ還付セシムベシ

第九條 工事ノ施行緩慢ナルトキ又ハ縣ノ補助ヲ受クル年限中水道條例第八條ニ依リ改良ヲ命セラレタル工事ノ改築  
及修理ヲ爲サ、ルトキハ爾後補助ヲ交付セス

第三章 經理

第一節 豫算

大正十一年度上田市小牧水道費歳入出豫算

一金貳萬圓	歳入	歳入豫算高
一金貳萬圓	歳出	歳出豫算高
歳入出差引殘金ナシ		

大正十一年度長野縣上田市小牧水道歳入出豫算

科 目	豫 算		附 記
	本年度 豫算額	前年度 豫算額	
一 縣補助金	八,000	八,000	
二 財產賣拂			
一 土地賣拂	三,000	三,000	水道費補助
二 土地賣拂代	三,000	三,000	土地賣拂代
歳入合計	三,000	三,000	
歳入合計	三,000	三,000	
歳入合計	三,000	三,000	

歳出

科 目	豫 算		附 記
	本年度 豫算額	前年度 豫算額	
一 工事費	二九,二四〇	二九,二四〇	
一 唧筒場費	四,四〇〇	四,四〇〇	唧筒二臺三百圓、動力機二臺千四百圓、掘付費三百圓、唧筒井一千圓、唧筒室建築費九百六十圓、雜費五百圓
歳入合計	三,000	三,000	

二 送水管費	九七六	九七六	鐵管代六百三十三圓十錢、異形管代四十圓、鉛其 他代七十四圓五十錢、鐵工賃二十五圓、人夫賃百 五十圓、石工賃十二圓五十錢、雜費四十圓九十錢
三 配水池費	二三八	二三八	堀鑿跡埋費百五十七圓五十錢、配水池費千八百八 十圓、鐵管類百三十圓、雜費百五十圓五十錢
四 配水管費	九二五〇	九二五〇	鐵管代二千七百九十八圓九十錢、異形管代百八 八圓四十錢、消火栓代二百五十圓、制水弁代八十 圓、鉛其、他代二百八十二圓、鐵工賃九十圓、人 夫賃四百六十八圓、消火用具代六百圓、公設共用給 代三百圓、給水費三千九百六十圓、雜費二百三十 二圓七十錢
五 用地費	一、〇八〇	一、〇八〇	水源用地代七百圓、配水池用地代六十圓、配水管 用地代八十圓、補償費百五十圓、雜費五十圓
六 事務所費	一、一〇〇	一、一〇〇	事務所費
二 豫備費	七五六	七五六	
合計	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	

大正十一年五月二十九日提出

上田市長 細川 吉次郎

大正十一年度長野縣上田市小牧水道歲入出追加更正豫算

歲 入

- 一金貳萬五百參拾參圓
- 一金貳萬圓
- 增金五百參拾參圓

出

- 一金貳萬五百參拾參圓
- 一金貳萬圓
- 增金五百參拾參圓

歲入出差引殘金ナシ

- 歲入追加更正豫算高
- 全 既決豫算高
- 歲出追加更正豫算高
- 全 既決豫算高

大正十一年度長野縣上田市小牧水道歲入出追加更正豫算

豫算	科目	項目	追加更正		種目	追加更正		附記
			豫算額	既豫算額		豫算額	既豫算額	
一 縣補助金		一 水道費補	八,000	八,000		八,000	八,000	
		一 助水道費補	八,000	八,000	一 助水道費補	八,000	八,000	
二 財産賣拂			三,500	三,500		三,500	三,500	
		一 代土地賣拂	三,500	三,500	一 代土地賣拂	三,500	三,500	
三 雜收入		一 雜收入	八三	八三		八三	八三	
合計			二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇		二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	
					一 預金利子	八三	八三	銀行當座預金利子

歲出

豫算	科目	項目	追加更正		種目	追加更正		附記
			豫算額	既豫算額		豫算額	既豫算額	
一 工事費		一 唧筒場費	四,七〇〇	四,七〇〇	一 唧筒場費	四,七〇〇	四,七〇〇	
		二 送水管費	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一 送水管費	一,〇〇〇	一,〇〇〇	
		三 配水池費	二,五五〇	二,五五〇		二,五五〇	二,五五〇	
合計			八,二五〇	八,二五〇		八,二五〇	八,二五〇	
								鐵管代七百三十五圓八十錢、異形管代十二圓、布設費二百二十八圓八十錢、雜費五十三圓四十錢
								唧筒二臺三百圓、動力機二臺千四百圓、据付費三百圓、ポンプ井一千圓、ポンプ室建造費一千五百圓、雜費五百圓